

GRL Studies Vol.3

2020

GENDER
RESEARCH
LIBRARY

ご挨拶

伊東早苗（名古屋大学副総長（男女共同参画担当））

ジェンダー・リサーチ・ライブラリ（GRL）が開設し、4年目を迎えました。GRLの運営に関わっていただいている名古屋大学の教職員そして東海ジェンダー研究所の皆さま、さらにはGRLを利用する多くの市民の皆さまに支えられ、GRLの活動は深まりを見せています。GRL連携研究員によるジェンダー研究が一体感の醸成にむけて動き始め、分野を超えた新しいジェンダー研究の芽が育ちつつあります。本号の特集「名古屋大学のジェンダー研究」には、名古屋大学の様々な分野でジェンダー研究を切り拓くGRL連携研究者たちの豊かな視点や発想が詰めこまれており、さながら万華鏡をのぞくような感慨をもちます。こうした異分野の研究を融合させて、どのような新しいものを生み出すことができるのか、そんなことを考えるだけでワクワクしませんか。

本原稿を書くにあたり、2019年度の『GRL Studies』に掲載された高橋雅英前男女共同参画担当理事による挨拶文を読ませていただきました。そこには、2020年が東京オリンピックの年であり、「スポーツの分野では男女とも活躍できる環境が整えられているのに対し、研究者の世界は克服すべき多くの課題が存在しています」とありました。1年後、東京オリンピックは延期され（本原稿執筆時点では、2021年夏に開催予定）、東京五輪・パラリンピック組織委員会の森喜朗会長が、女性蔑視ととれる発言の責任を追及されて辞任に追い込まれたのですから、なんとも皮肉な展開です。森元会長の発言に対しては、全国の「わきまえない女たち」が立ち上がりました。長年こうした発言に慣らされて闘うエネルギーを喪失し、わきまえるべく努力せざるを得なかった私の世代の多くの女性たちにとって、今、男女を問わず、より若い世代が声をあげたことは、大きな勇気と希望を与える出来事でした。

女性活躍推進には誰もが賛同する世の中になりましたが、「能力のある女性がない」という言葉が後に続くのは、スポーツ界や大学を含め、どこの世界でも同じです。一体どのような能力があれば、わきまえた人・優れた人とみなされるのか、その基準やルールを決めてきたのは誰なのか、そもそも公正に能力を闘わせる「競技場」が存在しているのか——GRLが、そうした多様な議論を研究者や市民の間に巻き起こし、誰もが学びを深める場を提供し続けられるよう、今後いつその発展を期待しています。

目 次

ご挨拶	伊東早苗	1
『GRL Studies』第3号の構成について——ふたつの特集を中心として	榊原千鶴	4

特集1 名古屋大学のジェンダー研究

「女性作家」というカテゴリー	飯田祐子	6
映像アーカイビング言説と父系制	小川翔太	8
天皇制研究とジェンダー	河西秀哉	12
メディア学の新たな地平——メディア・ジェンダー学	金 相美	16
新自由主義と女の時間——作り置き本の言説分析	長山智香子	18
近現代日本における文化・社会の主体としてのジェンダー	藤木秀朗	20
世界の名大生に触発されて	HOPSON Nathan	24
文学、ダンス、ジェンダー——学際的研究への歩み	山口庸子	28
ウズベキスタンのマハッラと女性の学習	河野明日香	32
イスラーム社会における教育とジェンダー研究	服部美奈	36
坂本清泉・智恵子先生蒐集の「女紅場」に関する資料の紹介と今後の研究の課題	横山悦生／倉田研一	40
「個人的なことは政治的なこと」——家族の日常生活と政治の間で	武田宏子	44
子育て期の家族のウェルビーイングをめざして	浅野みどり	48
ある態度を表明して、建築は存在してしまう ——オールジェンダートイレをいかに設計すれば良いのか	太幡英亮／山下美桜	52
教団女性たちのリアリティを描く——ジェンダーと宗教の実証研究	横井桃子	56
性差の科学「セックスとジェンダー」	束村博子	60
女性が学ぶということ——女訓書の世界と日本の近代化	榊原千鶴	64
ジェンダー平等に関する質的および量的研究	三枝麻由美	68
多様性が尊重される社会へのヒントを探して	高橋麻奈	70

特集2 連続セミナー 家族とジェンダー

「家族とジェンダー」と政治学	田村哲樹	76
連続セミナー《家族とジェンダー》		91
参加報告	杉田菜穂	92

参加報告	劉佳	94
参加報告	目黒 茜	96
参加報告	斉藤雄次	98

活動報告

研究ノート 19 世紀イギリスにおける伝染病と母親のケア労働 ——水田珠枝文庫蔵書を中心に	金 慧昇	102
「2020 年度ジェンダー研究集会開催助成金」受託報告		108
オンライン映画上映と監督との対話シリーズ：規範的境界を問う——グローバルな 文脈におけるジェンダー、身体とアイデンティティの再検討	長山智香子	109
進化生物学による女性間の関係の理解——持続可能なジェンダーパリティにむけて Understanding relationships among females through evolutionary biology ——towards sustainable gender parity	大平英樹	111
『ガールズ・メディア・スタディーズ』刊行記念シンポジウム	張 瑋容	113
GRL 蔵書紹介	金 慧昇	115

関連資料

所蔵資料		124
図書室統計		126
2021 年度名古屋大学ジェンダー・リサーチ・ライブラリ ジェンダー研究集会開催助成金募集要項		128
名古屋大学ジェンダー・リサーチ・ライブラリ規程		129
名古屋大学ジェンダー・リサーチ・ライブラリ運営委員会内規		131
名古屋大学ジェンダー・リサーチ・ライブラリ（GRL）レクチャールーム及び 小会議室等使用内規		133
GRL 運営体制		136
編集後記		137

『GRL Studies』 第3号の構成について ——ふたつの特集を中心として

榊原千鶴（名古屋大学男女共同参画センター教授（年報編集委員））

『GRL Studies』はこれまで、シンポジウムや講演会、連続セミナーに関する特集を組み、講演者をはじめとする専門家による寄稿、活動報告、関連資料等により構成、編集してきた。

2020年度も、GRLとしての当初計画では、ロンダ・シービンガー（スタンフォード大学教授）を招き、ジェンダードイノベーション（Gendered Innovations）をテーマとした講演会、「家族とジェンダー」をテーマとした連続セミナー（4回）、ブックトークなどを開催し、その成果を誌面に反映させる予定で準備を進めてきた。

しかし、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、4～5月は閉室、6月からは、短縮、あるいは一部時間制限を設けた開室と、運営は例年とは異なるものとなった。そのため、予定していた企画も見直しを迫られ、ロンダ・シービンガー教授の来日も、国際的な感染拡大を前に、今年度は見送ることとなった。連続セミナー「家族とジェンダー」についても、年度内開催は2回に留めることとした。

本来、開催するはずの企画が軒並み中止、縮小となった結果、GRLの成果を公開する本誌の構成も変更を余儀なくされた。GRL年報編集委員会では、第3号の構成を再度協議し、今回は次のふたつの特集を柱とすることとした。

「特集1 名古屋大学のジェンダー研究」は、GRLと共にジェンダー研究の振興への意欲を持つGRL連携研究員を対象に、ジェンダーに関連するそれぞれの研究紹介を呼びかけ、賛同くださった方々に、ご自身の研究について執筆いただいたものである。

「特集2 連続セミナー 家族とジェンダー」は、同セミナーのコーディネータである田村哲樹（名古屋大学大学院法学研究科教授）による論考と、セミナー参加者による報告である。

コロナ禍という不測の事態により、急遽、誌面構成を変更することとなったが、これら特集を契機として、学内各部局の研究者が交流を深め、本学のジェンダー研究の活性化、ネットワーク化につなげるとともに、来年度も継続実施する連続セミナーに向けて、GRL事業の紹介となれば幸いである。

特集1

名古屋大学の
ジェンダー研究

「女性作家」というカテゴリー

飯田祐子（人文学研究科教授）

私の専門は、日本近現代文学研究である。日本近現代文学研究の領域に、フェミニズム批評が入ってくるのは 80 年代、「ジェンダー」という用語が分析概念として定着するのは 90 年代の末ごろである。私自身は、80 年代の末に大学院に入り、90 年代の末に博士論文を書き終えた。研究を始めたときには、すでにフェミニズム批評があったということになる。はじめに考えたのは、文学場はどのようにして男性ジェンダー化してきたのかという問題だった。低級な娯楽だった文学が芸術の一分野になる過程で、文学は「男」の仕事として承認されるようになる（『彼らの物語 日本近代文学とジェンダー』名古屋大学出版会、1998）。その変容を辿り文学場の男性化の過程を確認してから、その後は主として「女性作家」について考えてきた。

男性中心にできあがってきた文学場において、「閨秀作家」や「女流作家」「女性作家」など表現には変化があるが、作家の個別性を問わず「女性」というジェンダーで一括りにするカテゴリーは、ごく最近まで（あるいは現在にもいまだ）機能してきた。では「女性作家」は、どのように配置されてきたのか。「女性作家」は主流の文学史の中にはほとんど語られないので、女性文学史がそれとは別に編まれてきたが、女性作家だけを抽出してその系譜を辿るというのではなく、男性中心の文学場での女性作家の扱われ方という観点から整理し直してみると、「女性作家」が右肩上がりに徐々に場所を得ていったというわけではないということがわかる（「文学場における女性作家」『アジア・ジェンダー文化学研究』4、2020.6）。「女性作家」が注目される時期とそうではない時期があり、戦前でいえば、四つのピークがある。第一は 1896 年から 97 年頃、つまり日清戦争後である。第二は 1906 年頃からの数年間、つまり日露戦争後から大正初期にかけての時期である。第三は、1925 年頃からの数年間、これは関東大震災後にあたる。第四は、1938 年から 39 年頃、日中戦争開戦後である。四つのピークは、それぞれ日本の近代における大きな出来事の後であり、文化・文学の領域も再編がなされた時期にあたる。「女性作家」は、それぞれの時期に文学場に生じた空白を充填し、またその時期に価値化された潮流を補強するものとして配置された。ピークの合間にも女性たちは書き続けていたが、文学場を構成する論理による意味付け次第で、注目の度合いは変化してきたのである。

「女性作家」は、文学場におけるマイノリティである。「女性作家」の作品の関わる特

徴としては、被読性という概念を提示した(『彼女たちの文学 語りにくさと読まれること』名古屋大学出版会、2017)。読まれることという意味で造語したもので、女性作家の作品にはしばしば迂回や沈黙や逆に饒舌など、語りにくさが認められること、そしてそこには誰に読まれるかという問題が絡んでいることを論じた。マジョリティは自らと同質的な読者に向かって書くことになるが、マイノリティの場合はそうはならない。誰にどう読まれるのか、共感から批判まで、はばの広い反応を複数のに予測し応答的に書くことになるという事態が、語りにくさを発生させる。マイノリティの書き手にとっての読者は、単数的で抽象化した存在とはなり得ない。作品の置かれた場の問題を、読者の複数性に目を向けつつ、読み解いてきた。

最近の関心としては、1928年に発刊され、当時の女性作家が一同に集合した『女人芸術』という雑誌を中心に、書き手としての女性たちの動向について検討した。1930年前後が論じられる際には「モダンガール」や「主婦」など消費の主体ではあっても文化の受容の側に置かれた女性が注目されてきたが、文化を生産する側の女性たちについて考えたかった。共同研究の形で検討を進めて、2018年には、ジェンダー・リサーチ・ライブラリを会場としてシンポジウムを開いた(人文学研究科附属「アジアの中の日本文学」研究センター主催の国際シンポジウムとして企画した)。同時に、ライブラリのスペースを使って、『『女人芸術』という回路』と題した展示も行った。その全体を、2019年に『女性と闘争 雑誌「女人芸術」と一九三〇年代の文化生産』(青弓社、2019)として刊行した。1930年前後というのは、先に述べた第三のピークにあたるが、この時期、目立って活躍したのは左翼運動に足を踏み入れた女性たちである。その延長上で、現在進めている共同研究が二つある。一つは、プロレタリア文学などの左翼文化運動のジェンダー分析である。左翼運動は「階級」を前景化するので「ジェンダー」の問題はその内部に回収されがちだが、プロレタリア文学も当然ジェンダー化している。運動の中の「女性性」の配置や、女性作家が語った問題の特異性、階級を語るプロットにセクシュアリティのプロットがどのように接合されているかということなど検討課題は多い。もう一つは、1930年代の東アジアにおける女性雑誌文化の比較研究である。日本だけではなく中国や台湾や韓国の研究者とともに、女性雑誌の状況や女性執筆者の動向について、検討中である。「女性作家」というカテゴリーを前提にしているが、その中にある「女性」の差異や多様性、亀裂や連帯のあり様に目を向けたいと考えている。

映像アーカイビング言説と父系制

小川翔太 (人文学研究科准教授)

映像学研究者にとってジェンダー研究をしないとの選択肢はあるだろうか。日本映画の研究動向を俯瞰する *Routledge Handbook of Japanese Cinema* (2021) に共編者として関わる中で浮上した問題だ。本の構成を練る際、Decentering Classical Cinema (古典の脱中心化)、Questions of Industry (産業の問題)、The Object Life of Film (モノとしてのフィルム) などのセクションと同様にジェンダー研究セクションを独立させて設けるべきか。セクション化すればまるで他のテーマにおいてジェンダー研究の視点がオプションであるかのように思われるのではとの懸念から最終的にジェンダー研究のセクションは見合わせた¹⁾。つまりジェンダー研究が関与しないテーマはないとの立場をとったわけだが、自分もどこまで各研究課題を下支えするジェンダー規範を意識できていたのか確認が必要に感じた。そこで本稿では現在の研究関心の映像アーカイビングを取り上げ、その言説空間がいかに現存のジェンダー規範を、殊に父系制の文化遺産継承を自明視してきたかを確認して、ストレート・アーカイブ言説とでも呼ぶべき無批判の学知の再生産を問題視したい。

映像の収集、保存、復元を担う映像アーカイビングの仕事は、制作や受容に比べて研究者にとって見えづらいものだろう。とはいえ 2009 年には最古の日本人撮影フィルム『紅葉狩り』(柴田常吉、1899) が映画として初めて重要文化財指定を受けたり 2018 年には国立映画アーカイブが 6 番目の国立美術館として独立したりと映画を公共的な文化財とする考えがメディアでも増えてきた。さらに、公的な文化政策とは別に、阪神・淡路大震災、東日本大震災などの大災害があるごとに例えば神戸映画資料館やせんだいメディアテークなど地域に根差した文化施設を基点に個人撮影映像の潜在的な社会的価値を見直す動きが見られる²⁾。2020 年度の映像学会基調講演「映像アーカイブの課題と未

1) ジェンダー研究は他方で体系的なアプローチとして映画研究の領域で広く認知されていることは言うまでもない。英語圏の大学カリキュラムの一環として映画研究が広まったことに大きく貢献したフェミニスト映画理論の変遷に関しては斉藤綾子、1997、「マニフェストとしての理論——1970 年代のフェミニスト映画理論再考」『映像学』vol. 59, 5-23 を参照されたい。

2) セんだいメディアテークにおける草の根アーカイブ実践は、佐藤和久・甲斐賢治・北野央、2017、『せんだいメディアテーク「3 がつ 11 にちをわすれないためにセンター」奮闘記——コミュニティ・アーカイブをつくろう!』晶文社、神戸映画資料館については拙文、Shota T. Ogawa, 2020, “Regional Film Archive in Transit: Yasui Yoshio and Kobe Planet Film Archive,” in *Routledge Handbook of Japanese Cinema*, edited by J. Bernardi and S.T. Ogawa 331-345, London: Routledge を参照されたい。

来」に象徴されるように映像アーカイビングの課題は映画研究のメインストリームに受け入れられつつあるが、アーカイビングを巡る言説がいかにジェンダー規範の呪縛に縛られているかについて批判的な考察は未だ十分ではない。

Caroline Frick の単著 *Saving Cinema* (2011) では、本来営利目的の劇映画を公的に保存されるべきだと訴える映画保存運動が戦略的に用いてきたナショナル・ヘリテージ（国民文化財）の言説とヘリテージを「苦難の乙女」（damsel in distress）として女性化する 19 世紀的伝統が批判的に検証されている。フランス革命後に父系の継承を含意する *patrimoine* が「文化財」の意味で使われたとする語源学を持ち出すまでもなく、文化財保存もそれをモデルとする映画保存も家父長制を自然化することで社会的に浸透してきたというのが Frick の主張だ。近年国内でも広く使用されるようになった「オーファンフィルム」（孤児フィルム）の表現も例外ではない。アーキビストのパオロ・ケルキ・ウザイが説明するように映画フィルムを「母親が一人、そして複数の父親」（つまり原版が一つ、複製を作成する様々なエージェントが多数）を持つ子供として想像すれば、権利を所持するスタジオは家庭と見立てられるだろう。権利者不明フィルムを孤児として、「まあ、なんて可哀想なフィルムたちなんでしょう」といった中産階級の家族倫理に訴える表現で呼ぶことは保存協賛者を探すのに有用だろう³⁾。例えば映画保存協会の「映画の里親」プロジェクトは、フィルム断片（オーファンフィルム）として残存する牛山虚彦、斎藤寅次郎、松岡憲三ら日本映画パイオニアの作品復元の出資者（里親）を公募した画期的な試みだ⁴⁾。核家族の規範を無機質なフィルムに押し付けるレトリックは中産階級のジェンダー観を再生産するものだろうか、それとも自然化されがちな家族関係を脱自然化するクリアな読解だろうか。いずれにせよアーカイビングはジェンダー規範と不可分だ。

私自身の関心は、散住（ディアスポラ）する集団にとっての映像アーカイビング理論および実践だ。その発端は 2005 年山形国際ドキュメンタリー映画祭で在日コリアン映像作家をとりあげた「日本に生きるということ——境界からの視線」特集と、それを高く評価した批評家四方田犬彦の次のような記述だ。「現行のフィルムセンターの官僚的体制が、日本国籍をもたない映画人のために、わざわざ積極的に作品の保存を引き受けるとは、考えられない。もししかるべき時期までにかかるフィルム・アーカイヴが設置されないでいれば、せつかくこれまで在日の二世や三世が苦心をして製作してきた作品が散逸したり、フィルムの劣化を招いてしまうことだろう」⁵⁾。そこで四方田は『シンドラーのリス

3) パオロ・ケルキ・ウザイ, 2013, 石原香絵訳「オーファン・フィルムとは何か」『映画保存協会ホームページ』<http://filmpres.org/preservation/translation06/> (2020 年 11 月 30 日アクセス)。

4) 映画保存協会「〈映画の里親〉制度 Adopt a Film」『映画保存協会ホームページ』<http://filmpres.org/project/adopt/> (2020 年 11 月 30 日アクセス)。

5) 四方田犬彦, 2006, 「境界からの視線——在日映画の諸相」『世界』vol. 747, 254。

ト』(1993)の収益を充てた「スピルバーグ・ジュウィッシュ・フィルム・アーカイヴ」が世界に散住するユダヤ人の映像をエルサレムに集めて保存する事例を紹介するが、こうした中央集権的なモデルが「故郷」を分断された在日コリアンに適應できるのか。そもそも方法論的ナショナリズムを打破する標語として1990年代に研究者間で多用された「ディアスポラ」はその語源に「種を撒き散らす」の意味を、つまり祖国を離れて暮らす集団の脱領土的な広がりだけでなく民族の連続性を種=父系のメタファーで表現してしまうジェンダー・ストレートな言説だとする批判にどう対応するのか⁶⁾。国民国家の枠に収集されないアーカイブの在り方を考える時こそ父系文化財 (*patrimoine*) の呪縛を感じる。

四方田が消失を危惧した映像の一つに在日二世の映画監督朴壽南(パク・スナム)の証言映画がある。朝鮮人被爆者、元「従軍慰安婦」、沖縄の「玉砕」生存者などナショナルな歴史記述で沈黙を強いられてきた「他者」の記憶を可視化する証言映画はそれ自体抵抗のアーカイブと言えるかもしれないが、証言映画にとってアーカイビングは比喻では終わらない。例えば上映時間9時間半の証言映画大作『ショア』(クロード・ランズマン、1985)の220時間に上る映画未使用の証言をどう後世に残すのか。約20年、1億円あまりを費やして全「アウトテイク」映像および音声のデジタル復元(一部フィルム復元)がようやく近年完了した⁷⁾。同様の課題に対して2019年始動の「日韓100人が語る歴史の証言映像——パク・スナム監督の〈フィルム復元〉」はクラウドファンディングで約50時間分の映画未使用素材のデジタル復元を試みる。ランズマンの場合との相違点は予算規模⁸⁾もさることながら作業プロセスにおける斬新性だ。前者が米国ホロコースト記念博物館特設のアーキビストが担当したのに対して後者は(神戸映画資料館の安井善雄館長の技術的指導はあるが)朴壽南と娘兼制作協力者の朴麻衣が自主アーカイビングとでも呼べる方法で、お互いの記憶を手繰り寄せながら断片的な撮影記録と音声と映像を照合してきた。目的はどちらも劣化する証言映像を救うことに尽きるが、生きた記憶から乖離した形でフィルムを保存しても証言の継承にはならないだろう。まるで家族写真から家族史を紡ぎ出すように「歴史の証言映像」を復元し、母娘の記憶を蘇らせながら喋らぬ(サイレントの)フィルムに言葉を再び宿す自主アーカイビングとでも呼べる作業がど

6) Stefan Helmreich, 1992, "Kinship, Nation, and Paul Gilroy's concept of Diaspora," *Diaspora*, 2 (2): 243-249.

7) United States Holocaust Memorial Museum, 2018, "Claude Lanzmann Collection," *United States Holocaust Memorial Museum Website*, <https://collections.ushmm.org/search/catalog/irn1000017> (2020年11月30日アクセス)。

8) 予算の違いは例えばUSHMMでは長期的な保存を考えデジタル化だけでなくフィルムからフィルムへの復元も積極的に行っているのに対して「日韓100人が語る歴史の証言映像」はあくまでデジタル復元に専念するといったアーカイビングの実体の違いとして現れている。アリランのうた製作委員会, 2019, 『Motion Gallery 日韓100人が語る歴史の証言映像』<https://motion-gallery.net/projects/film-parksoonam> (2020年11月30日アクセス)。

のように父系の継承を自明視するアーカイビング言説を相対化するか今後の展開にも注視したい。



「アリランのうた——沖縄からの証言」(1991) 16ミリフィルム編集風景

Ariran-Production『朴壽南 Park Soonam ホームページ』

<https://nutigafu.wixsite.com/park-soonam> (2020年11月30日アクセス) より転載。

天皇制研究とジェンダー

河西秀哉（人文学研究科准教授）

はじめに

私は、大学で日本史学を学び、卒業論文で象徴天皇制の歴史をテーマとして以降、それを深めつつ、日本近現代史を領域として研究を進めてきた。ここでは、20 年ほど私が研究してきた内容を振り返りながら、天皇制研究とジェンダーの問題を考えてみたい。

なお、私自身は、日本国憲法制定時に「象徴」という言葉の概念が明確に定義されなかったことから、その内実をうめるために戦後日本社会において様々な動きや構想があったことに注目し、象徴天皇制の制度形成期よりも、展開期の歴史を主な研究対象としてきた。この展開期における「象徴」の模索こそが、現在の象徴天皇制へと繋がっているとの認識から、そうした課題を設定して研究を進めてきた。

1. ジェンダーと天皇制に関する研究

私が卒業論文を提出したのは 2000 年 1 月であるが、この時期の近現代天皇制研究はいわゆる戦後歴史学と呼ばれた研究のスタイルとは大きく潮流が変化していた。それまでの研究では近現代天皇制を前近代的・封建的制度と捉える傾向にあったが、1990 年代以降はむしろ、「近代」を問い直す視座のなかで天皇制を考察しようとする研究動向へとシフトしていた。言い換えれば、近代天皇制を近代的装置そのものとして見、その具体的な状況・構造を個別実証的かつ動態的に検討する研究が数多くなされていたのである。そのなかでは、従来の歴史学や政治学などにとどまらない、社会学的な手法や新たな理論・分野の成果を用いて天皇制を分析する研究も多かった。例えば、国民国家論やカルチュラル・スタディーズ、表象論、イメージ研究などの手法を用いた研究である。

こうした新しい研究潮流の一つとして、ジェンダーによる天皇制・天皇像分析がある。ジェンダー分析は、近代天皇制を家族国家観として捉えるそれまでの視点やフェミニズムによる研究を批判的に継承しながら展開された。たとえば、ジェンダーを用いて近代天皇像を検討した長志珠絵による先駆的分析は、国民国家論や図像研究の方法論をも採り入れながら、「男性」として創られていく明治天皇イメージを明らかにし、ジェンダー表象としての天皇の重要性、近代天皇制のあり方を提起している¹⁾。

1) 長志珠絵「天子のジェンダー」（1999）西川祐子他編『共同研究 男性論』人文書院。

そして、ジェンダー分析が近代天皇制・天皇像研究に用いられることによって最も進展したのが、皇后に関する研究である。近代皇后の図像を分析した若桑みどりは、皇后が近代日本における女性の国民化の過程で重要な役割を果たしたことを明らかにした²⁾。これに対して、皇后の主体性を主張して若桑に異論を唱えた片野は、若桑が提起するような皇后イメージはまるで「着せ替え人形」のようであり、皇后自身の主体性がないことを批判する。片野によれば、皇后はそれぞれ個性を持った能動的な人物であり、決して国家に命令されて動いていただけの存在ではなかったという³⁾。大学院生の私にとっては、若桑・片野の研究が登場したこと、そして論争が展開されたことが研究上の刺激となった。

しかし、両者の研究がともに敗戦後の皇后像についてほとんど研究対象としていないことには大変不満が残った。ジェンダー分析によってなされた近現代天皇制・天皇像研究は、敗戦後の皇后像の解明という課題が未だ残されていると私は考えた。

また、表象文化・ジェンダーの観点から敗戦後の皇室写真の分析を行った北原恵の研究は、「天皇ご一家」のイメージに注目し、象徴天皇制へと変化するなかに、ジェンダーの揺れ動きが生じていることを指摘する。それとともに、「ご一家」イメージによって象徴天皇制・天皇像が補強・確立されていく過程を描き出しており⁴⁾、こうした研究を活かしながら歴史学として象徴天皇制をジェンダーの観点から検討してはどうかと考えるようになった。

2. 皇女の結婚とミッチー・ブーム研究から皇后研究へ

以上のような研究潮流を受け、私がまず取り組んだのは、昭和天皇の娘（皇女）2人の結婚に関する研究とミッチー・ブームに関する研究である。昭和天皇と香淳皇后には5人の女性（1人は夭折）、2人の男性の子どもがいた。長女の成子はすでに1943年に東久邇宮盛厚王と結婚していたが、アジア・太平洋戦争後、三女の和子内親王と四女の厚子内親王の結婚が注目を集めるようになる。敗戦による「民主化」の影響は、天皇制にももちろん及んだ。日本国憲法によって天皇は「象徴」となり、1947年10月には皇籍離脱も行われ、皇族はスリム化された。華族制度も廃止され、藩屏なき天皇制となっていく。皇女たちの結婚の相手は皇族や華族に限るという皇室典範の規定もなくなり、しかも日本国憲法では第24条で両性の合意に基づく結婚が規定されたため、誰が皇女たちの結婚相手となるのか、注目を集めるようになったのである。

そこで私はまず、宮内庁内部のなかで結婚相手の選考がどのように行われたのかを検

2) 若桑みどり『皇后の肖像』（2001）筑摩書房。

3) 片野真佐子『皇后の近代』（2003）講談社。

4) 北原恵「正月新聞に見る〈天皇ご一家〉像の形成と表象」（2001）『現代思想』第29巻第6号。

討した。侍従の日記などにはこの状況が記されており、彼らは天皇制の「民主化」をどう国民にアピールするか、その観点から結婚相手を選考していたことを明らかにした。そして選ばれたのは、和子内親王・厚子内親王の相手のどちらも元華族であるものの、それぞれの戦後における属性が強調され、「平民」との結婚が印象づけられた。しかも、結婚までに相手と会うことが「恋愛結婚」かのようにとらえられ、そのように報道された。もちろん、現在の価値観からすればそれは「恋愛結婚」とは言えない。しかし、日本国憲法というインパクトや従来とは異なる結婚までの過程が、天皇制の「民主化」を示す事例として強調されることになったのである。女性皇族はそうした役割を担う存在となった。

その後に続く明仁皇太子の結婚も、これが前提となった。しかし新聞メディアは、皇太子は元皇族・華族から結婚相手を選ぶだろうと最後まで考え報道した。そこには、男性である皇太子と女性である皇女との結婚には違いがあるとの前提があった。「平民」を歓迎した皇女の結婚とは異なる思考とも言え、その意味で戦後日本社会におけるジェンダー差が垣間見える。とはいえ、最終的には「平民」である正田美智子との婚約が発表され、ミッチー・ブームが起きた。そして、ブームの火付け役ともなったのが、この時期に創刊され始めた女性週刊誌であった。そのなかでは、正田美智子の人物像が詳細に報じられるとともに、彼女のファッションはグラビアで掲載され、若い世代の憧れの対象ともなった⁵⁾。

このように、戦後の象徴天皇制の歴史を、皇女の結婚からミッチー・ブームへと至る過程として描くことは、今までの天皇制研究にはない視点であった。また、女性週刊誌を歴史学の史料として扱ったことも特筆できると考えられる。この研究を最初に発表した時、「そんなものは史料ではない」と年長の研究者から強く言い放たれたことがある。おそらくそうした風潮があったのだろう。とはいえ、当該期、多くの発行部数をほこり、様々な世代に読まれた雑誌である。女性たちが何を求め、何に憧れたのか、そして何を考えたのか、女性週刊誌はそうした社会的な雰囲気を探る格好の素材とも思われる。以後、私の研究では女性向けの雑誌を検討することが一つの柱となった。

その後、前述の皇后研究の研究課題を克服すべく、敗戦直後の皇后についても研究を開始した。そこでは、新聞だけではなくやはり女性向けの雑誌からそのイメージを明らかにする研究手法を展開した⁶⁾。敗戦直後は天皇制の「民主化」を示すため、香淳皇后の家庭的な母・妻としてのイメージにあふれた記事が多数掲載された。しかし、次第にそれは「古くさく」なっていき、人々の関心は皇女や皇太子・皇太子妃へと移っていく。

5) 河西秀哉「象徴天皇制・天皇像の定着」(2008)『同時代史研究』第1号、同『「象徴天皇」の戦後史』(2010)講談社、同『天皇制と民主主義の昭和史』(2018)人文書院。

6) 河西秀哉「敗戦後における皇后イメージ」(2013)『女性学評論』第27号。

そして昭和の時期、香淳皇后は昭和天皇を支える存在として認識されつつも、彼女自身は基本的に目立つ存在ではなくなった。その後、近現代の皇后についての一般書を執筆する機会を与えられたが、そこでは敗戦直後の香淳皇后の母・妻としてのイメージが戦時中からの継続であることも明らかにした⁷⁾。香淳皇后の存在はあくまで昭和天皇を補完する形だったわけである。

そして近年は、美智子皇后に関する研究を少しずつではあるが始めている。民間人では初めて皇太子妃となった美智子妃は、結婚後も注目を浴び続けた。その生活スタイルは高度経済成長による核家族化・専業主婦化という時代状況と合致し、人々のモデルともなって常に脚光を浴びた。女性週刊誌やテレビなどの新しいメディアにおいて、美智子妃は盛んに取りあげられた。一方、ある種の消費化とも言えるようなそうした状況に対し、保守派からは反発もあった。また、大衆からも飽きのような現象が見られたこともあった。その過程を丹念に史料に基づいて明らかにしたことで、いわゆる「平成流」と呼ばれた平成の天皇制のあり方を考える手がかりになったようにも思われる⁸⁾。また、メディアのなかで脚光を浴びつつも批判も展開された美智子妃（美智子皇后）は、象徴天皇制のなかで様々な模索を繰り返していく。彼女の姿は、明仁皇太子（明仁天皇）の行動や思考にも影響を与えた。まるで夫婦二人三脚で取り組むような「平成流」のあり方は、戦後におけるこうした過程のなかから生まれたのである⁹⁾。

3. 今後の課題

近年の歴史は、意外なことに私たちのなかから忘れ去られている。平成における美智子皇后とはどのような存在であったのか。彼女の思考はいかなるものであったのか、そして私たちはそれをどうとらえたのか。歴史的な史料を発掘し、現代に至る皇后のあり方をより詳しく明らかにすること、これが今後の研究課題である。また、近年、近代皇后研究でも新しい研究成果が出ている¹⁰⁾。そうした成果を踏まえ、さらに近現代天皇制とジェンダーの問題を考えることも必要である。

7) 河西秀哉「総力戦のなかの香淳皇后」(2018) 森暢平・河西秀哉編『皇后四代の歴史』吉川弘文館。

8) 河西秀哉『明仁天皇と戦後日本』(2016) 洋泉社、同『平成の天皇と戦後日本』(2019) 人文書院。

9) 河西秀哉「美智子皇后論」(2017) 吉田裕・瀬畑源・河西秀哉編『平成の天皇制とは何か』岩波書店。

10) たとえば、榊原千鶴『皇后になるということ』(2020) 三弥井書店など。

メディア学の新たな地平——メディア・ジェンダー学

金 相美 (人文学研究科准教授)

本文では筆者の研究分野である社会情報学で最近行われているジェンダー論関連の研究を紹介し、その限界と今後の展望について検討する。筆者の研究分野はメディア学であり、具体的には情報通信技術の発達による社会・文化的影響について実証的アプローチを通じて考察することである。

近年、SNS 上の # MeToo 運動を含むインターネット上のジェンダー関連言説が世間の注目を浴びることになったことから、ジェンダーの視点からメディア研究を希望する学生が非常に増えている。メディア・ジェンダー学は、情報通信技術の利活用による社会変動が如何にジェンダー的観点によってその方向性を示しているのか、という重要なトピックを提示している。ここでは、こちらの大学院の研究室で近年行っているメディア・ジェンダー学研究の動向について概観する。

1. ネット上のジェンダー言説に関する研究

ネット上におけるミソジニーを含むジェンダー関連の言説に関する研究を取り上げる。2010 年代に入ってからメディア上のジェンダー表現をめぐるネット上に批判的な意見が集められ (田中・山口、2016)、発信元が繰り返し共有されることが顕著になっている。ネット上の「炎上」研究は、以前から存在するが、女性に対する性的描写、性役割の問題、性的マイノリティのメディア表象をめぐる議論が幅広く検討されているのはここ数年間の特徴である。このような現象は、単に日本だけで起きていることではなく、家父長制の影響が相対的に強い東アジア全域でみられる。韓国社会のネット上のミソジニーを研究している趙 (2019) は、女性嫌悪は、新自由主義時代のグローバルな現象であると同時に、韓国社会を強力に規定してきた分断イデオロギーや敵対性の記憶によって増幅される情動であると指摘する (趙、2019)。研究方法としては、言説分析、テキスト分析などの質的研究方法論が用いられる場合が多い。

特に、近年多くなされているテキストの分析においては、ジェンダーに関するイメージや言説の構成とその意味がどのように構築され、またどのように消費されるのかが主な研究ターゲットとなる。

2. ポップカルチャーの女性ファンダムに関するカルチュラル・スタディーズ (CS)

次に、サブカルチャーにおける女性ファンダム研究を取り上げたい。2000 年以降、韓国ドラマ「冬のソナタ」をはじめとし、最近の BTS (韓国男性アイドル、防弾少年団の略語) といった K-POP 及び、中国の「小鲜肉」と呼ばれる男性アイドルグループ、FT Boys の女性ファンダム研究などがこれに当たる。文化コンテンツの消費主体として浮上した女性ファンダムの社会心理とその社会的背景、既存権力とのせめぎ合い等が主なテーマとして考察されている。女性たちは、ファンダムに参加することによって自らの生活

への統御感、抑圧的イデオロギー及び日常の不満に対する自発的闘争のためのパワーを獲得できる (Lewis, 1992:33)。このような研究動向は、アメリカの人気ドラマ、*Sex and the City* の女性ファンの意識・活動に関する研究を仕切りに本格化され、今やジェンダー文化研究の主流となっている。昨今の女性ファンダム文化は、日本、韓国、台湾、中国の東アジアにおけるポップカルチャーのコンテンツ的特徴及び流通・消費様相、全ての工程がメディアの文化研究のテーマとして定着しつつある。女性ファンダム研究は、グループ・インタビューやエスノグラフィー、ストーリーテリングなどカルチュラル・スタディーズの質的手法が主に用いられる場合が多い。

3. ネット時代の女性の政治コミュニケーションに関する研究

最後に取り上げたいのは、政治過程におけるソーシャル・メディア上のコミュニケーションの特徴とそれらが女性の政治参加に及ぼす研究である。この研究は、新たなメディア的可能性が如何に女性を政治プロセスに参加させ、それによって如何なる社会的帰結をもたらすかについて考察することが目的である。これまで女性が政治参加に消極的である理由について、男性と女性の社会化過程における相違が政治的活動や政治的先有傾向のジェンダーギャップをもたらしているということや、男性に比べ女性は教育、収入、職業的地位などにおいて不利な立場にあるため、政治参加に消極的な立場に置かれてしまっていること、女性に課せられる役割の量的・質的不平等が女性の政治参加を妨げていると指摘されている (Burns, 2007)。これらの知見の多くは欧米をフィールドとするリサーチ結果に基づくものであり、日本のデータを用い政治的先有傾向及び投票参加におけるジェンダーギャップについて検討する必要がある。当研究室では、モバイル・デバイスやソーシャル・メディアの普及が政治プロセスをどのように変容させているのかについて、コミュニケーション系のソフトコンテンツに強い女性の政治関与の観点から、主に統計解析による方法論を用いて分析を行っている。

メディア研究においてジェンダー論的観点が重要な理由は、新たなメディアの普及と人々による日常的利用形態、メディア言説などに関する研究を通じて、望ましいジェンダー現実の構築するために必要な批判的な理論根拠を提供できるからである。しかし、メディア研究分野においてジェンダー的観点からのものが必ずしも増えているわけではないだけでなく、とりわけ、批判的ジェンダー視点を欠いたものも散見される。メディア・ジェンダー学は、体系的なディシプリンが定まっているわけではなく、複数の領域の知見や知識を必要とする学際的研究分野である。メディア・ジェンダー学の学問的発展のためには、様々な専門知識を持った研究者たちによる水平的ネットワークによって構成されるハブが必要とされる。名大の GRL がそれぞれの分野において議論すべきテーマをシェアし、問題を検討するジェンダー研究のハブとして機能することを期待する。

【参考文献】

- Burns, N. (2007) "Gender in the Aggregate, Gender in the Individual, Gender and Political Action," *Politics and Gender*, 3, pp.104-124.
- Lewis, L.A. (1992) *The Adoring Audience: Fan Culture and Popular Media*, New York: Routledge.
- 趙 慶喜 (2018) 「韓国における女性嫌悪と情動の政治」『社会情報学』第6巻3号、pp24-48。
- 田中辰雄・山口真一 (2016) 『ネット炎上の研究』勁草書房。

新自由主義と女の時間——作り置き本の言説分析

長山智香子 (人文学研究科准教授)

「時短料理」(田内 2014)、「週末まとめて作り置き」(nozomi 2015) など、いつ頃から料理本の題名に時間に関する表現が目立つようになった。正規雇用、非正規雇用を合わせて就業する女性は増加する傾向にあるが¹⁾、性別役割分業が解消されないために仕事も家事もという女性の二重シフトがより過酷になっている (Nathanson 2013; 伊藤、牟田編 2015)。新自由主義が個人の自律性や選択を前面に押し出し社会構造的な問題を個人で解決させようとする中で、時間の足りなさが切実な課題として浮上する (Nathanson ibid.)。本稿では作り置きレシピを集めた実用書 (以下、作り置き本と略) を新自由主義的なジェンダー言説として概観する²⁾。

商品を問題解決の手段のように提示する「治療的な言説」は消費社会の基本的構成要素だ (Sturken and Cartwright 2009, p.269、拙訳)。作り置き本は女性の二重シフトのジレンマを台所の時間的、空間的な問題に置き換え、処方箋を提供する。「作り置き」という言葉は本来、幅広く用いられ「作って、何日か置くこと」(松林編 2019, p.1814) 程度の意味だ。しかし週末の 2~3 時間で 1 週間分を集中的に調理し、それを温め直したり味付けを変えたりして朝食、弁当、夕食として食べ続けるメソッドを広める著者もある³⁾。典型的な作り置き本は保存容器についての詳しい説明があるのも特徴的だ。中身の見えやすさ、容器を重ねて冷蔵 (冷凍) 庫内の空間を節約できるか、洗いやすく清潔であるかなどを基準に、ガラス、プラスチックやホーロー素材の特徴が説明され、目的別にどれを選ぶべきか助言する。

書籍の他にブログや YouTube ビデオでもプロ・アマ問わず作り置きのレシピが共有されている。作り置き本の著者の年齢や家族構成は様々だが、料理関係の資格を持つ者に加えて、もとは主婦や会社員で途中から料理に関連するビジネスや執筆を始めた著者も多い。趣味と仕事の境界が曖昧になった現代メディア文化の一角で、彼女らは「私的」領域の活動を「人的資本」として投資する企業家だと言える (菊地 2019, pp.60-61)。

手早く出来て健康的で経済的、美味しく見栄えがいいこと——作り置き本に通底する

1) 2020 年春以降のコロナ禍における女性の大量失業はこのデータには反映されていない。

2) 作り置き言説についてより詳しいデータと分析を含んだ拙著論文が近刊の Jooyeon Rhee, Chikako Nagayama, Eric Li eds. *Gender and Food in Global East Asias* (仮題, Lexington Books) に所収予定である。

3) 「つくおき」ブログで知られる nozomi (森のぞみ) は、2 時間で 10 品目を調理することを奨励する。

のは家庭料理を支える価値でもある。世論調査を見ると女性の雇用増加と並行して家事の時間はやや減少し、中でも夕食の準備時間は短縮傾向にある。同時に女性が家族の中で料理を担当する頻度も減ってきてはいる(村田、政木 2016)。所謂中食といってお惣菜や弁当など出来合いのものを買う、外食したり飲食店から出前を取るなど、料理時間を減らす方法は多い(善積 2002)。しかしその中で食事が満たすべき条件を全て満たすのは家庭料理だという社会通念を作り置き言説はせつせと後押しする。実際に安価で美味しい料理を手早く作り続けるには、熟練した技術と労力とある種のシステム化を前提とする。仕事を持ちながら自宅で作った料理を毎日食べるのは実際には高いハードルではないか。弛まない自己研鑽、「作り置き」の実践を著者は押し付けがましくなく、主観を交えて語る。「小分けして冷凍保存[……]、お弁当作りが驚くほどラクになります」(ゆーママ 2019、p.8)、「味つけも[……]ほとんどつけず[……]これなら[娘が]モリモリ食べてもいいな、と思います」(飛田 2016、表紙カバー裏)。著者自身の気持ちや家族の反応を交え、読者の共感を喚起する形で、女性の書き手が台所での徹底した時間・空間・身体管理を勧めるのが作り置き言説である。

経済力や政治的発言力を持つ女性が増え、ジェンダー平等が部分的にも達成されつつあるように見えながら、女性に対する搾取や差別がより複雑になるという「ポストフェミニズムとしか名指すことのできないパターン化された表象や言説」(菊池、前掲書、p.194)がここにも現れている。

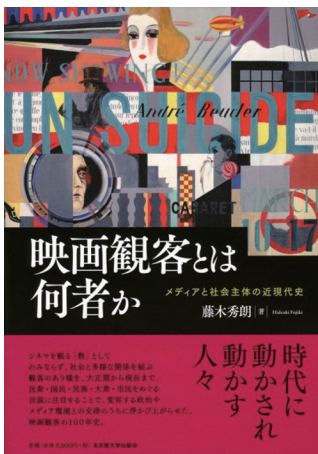
【参考文献】

- Nathanson, Elizabeth (2013) *Television and Postfeminist Housekeeping: No Time for Mother*. Routledge.
- Sturken, Marita and Lisa Cartwright (2009) *Practices of Looking: An Introduction to Visual Culture*, 2nd ed. Oxford University Press.
- 飛田和緒 (2016) 『常備菜②』主婦と生活社。
- 伊藤公男、牟田和恵 (2015) 『ジェンダーで学ぶ社会学』世界思想社。
- 菊池夏野 (2019) 『日本のポストフェミニズム——「女子力」とネオリベリズム』大月書店。
- 村田ひろ子、政木みき (2016) 「家族と食の関係は変わるのか——食生活に関する世論調査から②」『放送研究と調査』11月号、2-20。
- 松林明編 (2019) 『大辞林 第4版』三省堂。
- nozomi (2015) 『つくおき——週末まとめて作り置きレシピ』光文社。
- 田内しょうこ (2014) 『時短料理のきほん——1日5分先取り習慣で、かんたん、おいしい』草思社。
- 善積京子 (2002) 「食と家族」矢谷慈國、山本博史編『「食」の人間学』ナカニシヤ出版 pp.188-191。
- ゆーママ (2019) 『毎朝ラクする作り置きのお弁当』扶桑社。

近現代日本における 文化・社会の主体としてのジェンダー

藤木秀朗 (人文学研究科教授)

私はジェンダーを前面に掲げて研究を行なっているわけではないが、研究と教育の両面にわたって普段からその視点を可能な限り取り入れるようにしている。本稿で取り上げる拙著『映画観客とは何者か——メディアと社会主体の近現代史』（名古屋大学出版会、2019年、改訂英語版 *Making Audiences: A Social History of Japanese Cinema and Media*, Oxford University Press, forthcoming）でも、メインテーマではないものの、ジェンダーはほぼ全章にわたって重要な論点の一つになっている。以下では、本書の概略を示した上で、その中でジェンダーの問題をどのように論じているかを紹介していきたい。



『映画観客とは何者か——メディアと社会主体の近現代史』

映画観客は、20世紀初頭からおよそ100年間にわたる日本の近現代史の中で、社会主体として行為し想像されてきた。本書では、映画観客と「民衆」「国民」「東亜民族」「大衆」「市民」との結びつきを分析することにより、メディアと社会主体の関係史を描き出している。「民衆」「国民」「東亜民族」「大衆」「市民」は、歴史的文脈の中で生み出されてきたカテゴリーであり、アイデンティティであり、社会主体である。これらの言葉はそれぞれ、ある時代に頻繁に使われた一方で、別の時代にはあまり使われないということがあった。しかも、それぞれの時代には資本主義、総力戦、帝国主義、民主主義、冷戦体制、リスク社会、新自由主義、ポストフォーディズム、コントロール社会といった、歴史に大きく作用してきた数々の問題系が絡んでいる。こうした中であって社会主体を示す概念は、他者を表象する言葉として使用される場合もあれば、自己を定義する言葉としても使用されてきたし、さらには単に言葉として言及されるだけでなく、行為として遂行されてきた側面もある。本書では、言説を通して構築された主体 (subject) と同時に、言説や行為から読み取れる、しばしば規範化された主体から逸脱している行為主体 (agent) を考慮に入れ、歴史的条件下にある社会主体 (social subject) ——本書では、subject と agent を包括的に捉える概念としてこの言葉を使用している——のせめぎ合いを分析している。本書の最大のねらいは、映画観客を、そのように歴史に規定されると同時に歴史を動かす社会主体と

して捉えることで、映画観客の、さらにはより大きくメディアと社会主体の、重層的な近現代史のダイナミズムを実証的かつ分析的に浮かび上がらせることにある。

ジェンダーは、こうした観点から映画観客と「民衆」「国民」「東亜民族」「大衆」「市民」との関係を考える上で、必要不可欠な問題である。本書では、ジェンダーを単なるアイデンティティ・ポリティックスの構成素として捉える見方を避けている。女性対男性、異性愛対同性愛のようにアイデンティティ・ポリティックスとして論じると、それぞれのアイデンティティを均質化、固定化、本質化してしまいがちになるからである。本書ではむしろ、社会主体の規範化をめぐるせめぎ合いにジェンダーが、階級的、人種的、地域的なアイデンティティなどとともに、どのようにかかわっているかを分析している。ここでは、それらの様相を、それぞれの社会主体を主題に掲げた、本書の5つの部ごとに順次概観しておきたい。

第Ⅰ部は、第1章「社会主体のはじまり——民衆娯楽・社会教育による「民衆」と映画観客」から成っている。この章では、1910年代に、知識人たちが、当時の資本主義の興隆、暴動、社会運動、「デモクラシー」、映画などの「民衆娯楽」の人気との関連で、いかに「民衆」を「社会問題」として認識し始めたのか、そしてそれに続いて出てきた言説が、そうした「民衆」を、映画や他のメディアを通して、当時「社会」という言葉で理想化された共同体の主体へと教育すべきことをどのように唱えたのかを分析している。当時「民衆」を「社会」の主体へと陶冶することを唱道したのは主として、その頃隆盛した民衆娯楽論と社会教育論だった。それらの言説は、映画観客を「民衆」と同一視するとともに、理想的な「民衆」の姿を、労働・余暇・睡眠から成る生活を規則正しく送る自己規律的な男性労働者をモデルに想定した。その一方で、女性の消費者はそこから逸脱するもの、さらにはそれを脅かしさえするものとして捉えられていた。「民衆」の自発性を示唆する当時の「デモクラシー」の動向には、新婦人協会(1919年)や女性の社会主義団体である赤潤会(1921年)なども含めて考えられるが、民衆娯楽論と社会教育論の「民衆」からはそうした女性の存在は欠落していた。

第Ⅱ部では、1930年代に、言葉としてあまり使用されなくなった「民衆」に置き換わるようにして頻繁に使用され再定義された「国民」を論じている。この部は、第2章「総力戦とトランスメディア消費文化——「国民」の再定義と矛盾をめぐって」と第3章「「国民」への動員——映画観客と総力戦、そして戦後」から成っている。1930年代「国民」は、「民衆」(政治の主体)と「大衆」(消費の主体——第Ⅲ部で詳しく論じている)という1920年代に顕著になった2種の主体に共通した意味合いである自発性を取り込みつつも、それらとは異なって何よりも国家に資する自己規律的な主体として再定義された。ここでの1つの要点は、1920年代に興隆した「デモクラシー」と消費文化・資本主義は、総力戦の単なるアンチテーゼではなく、むしろ総力戦が暗に取り込み利用したものだと

いうことである。高群逸枝などの「フェミニスト」は総動員体制に積極的に加担することで男性と同等に「国民」として認められようとしたが（上野 1993、p.34、93）、このことは、女性もまた「国民」としての承認をめぐる競争に駆り立てられていたという事態を物語っている。当時の男性知識人はしばしば「大衆」や「国民」を誰もが平等であるものとして称揚していたが、そうした言説は、資本主義と総動員体制に共通する、不均衡性を基盤とした競争原理を不可視化していた。しかし同時に、「大衆」と「国民」はジェンダー化される傾向にもあった。上野千鶴子などの研究者がすでに指摘してきたように、近代・家父長制・国民国家にあって「国民」は男性に代表されて普遍化されていた（上野 1993、p.91）。一方女性も、参政権を持たず兵役の義務も与えられていなかったという法的不平等の状況下で「「国民」でありながら、「国民」ではない」（モーリス＝スズキ 2005、p.ix）という位置に置かれていた。さらに女性は、消費者、すなわち欲望主体としての「大衆」と結びつけられて語られた。映画に関して言えば、当時「国民」を代表し総力戦に寄与するものとして重視された「文化映画」——主としてドキュメンタリー映画——は、「真面目さ」と結びつけられ、女性的とみなされた「娯楽」と対置されることで権威化された。要するに、総力戦では、資本主義の下で生み出されたジェンダー格差と階級格差（女性の中の格差も含めて）が温存されながら、あたかも平等に見える「国民」への動員政策とそれに与する知識人の言動によってその格差が見えにくくされていた。

第Ⅲ部は、第4章『東亜民族』の創造／想像——帝国日本のファンタジーと映画による動員——から成り、帝国日本とその主体たる「東亜民族」というファンタジーの成立を、映画観客の主体イメージの形成と映画のインフラストラクチャーの構想の両面と関連づけて考察している。この章ではジェンダーの問題にほとんど切り込むことができず、今後の課題にとどめている。

第Ⅳ部では、「大衆」に注目し、それを、資本主義、官僚主義、冷戦構造などの「巨大システム」によって規定された主体、家庭を中心とした日常生活の主体、そしてメディア消費文化の主体という3つのレベルの主体として重層的に意味づけられるプロセスにあったものとして捉えている。この部を成す2つの章のうち、第5章「テレビと原子力時代への「大衆」ポリティクス——大衆社会論、大衆文化論、マス・コミュニケーション論」では、この頃盛んになった「大衆」をめぐる（本章副題にある）3つの論を分析している。当時の日本の「大衆社会」は現実には「夫は外、妻は内」という男女分業体制とそのイメージを基にしたジェンダーの不均衡的な関係によって支えられていたにもかかわらず、それらの論は、大衆社会論に典型的に見られるように、「大衆」の均質的なイメージを前提にして、その不均衡性を問題視することはほとんどなかった。続く第6章「民主としての『大衆』——テレビによるトランスメディア的消費文化の再編と映画観客の再定義」では、テ

レビの普及によるメディア消費文化の再編に関係した、テレビ論と映画論を考察している。1950年代から60年代にかけて、女性、ジェンダーの分業体制に呼応して主婦としてイメージされることが多かったが、それは同時に、家庭にいる女性がテレビを通して自己中心的に世界に開かれるという新しい現象の出現とも関係していた。テレビとの差別化から性と暴力の描写に傾斜していた映画館が男性のものとなり、テレビが主婦の管理下にある家庭に結び付けられ女性的なものとみなされる見方が強まる中で、妻がテレビを通して世界に精通し、夫の権威に従うよりも、テレビが伝えることを信頼する状況も出てきた。

第IV部では、1960年前後に政治的・思想的に重要な意味合いを持つようになり、その後の展開の中で脆弱な主体とも呼べる性格を備えるようになった「市民」を論じている。2章から成るこの部の最初の章、第7章「脆弱な主体としての「市民」——戦後とリスクの時代の個人化とネットワーク化」では、1960年ごろに自発的な個的主体として期待された自律的な「市民」が、リスク社会、新自由主義、権力ネットワークの進展とともにプレカリアスでフレキシブルな自己責任の主体として脆弱な位置に置かれるようになった経緯を照射している。続く第8章「「市民」の多孔的親密——公共圏——ソーシャル・メディアと自主上映会のトランスメディア的社会運動」では、「市民」による自主上映会を事例に取り上げ、それが偶発的に生まれた身体の脆弱性という共通性を基に親密圏を形成しつつ、同時に対話的な公共圏の性格をも持ち合わせながら、メディア、関心、人の多層的なネットワークを生み出すノマド的・多孔的な場として機能している様相を明らかにしている。「市民」は当初、男性ブルジョワの都市住民を中心にしたものとして想像されていたが、1950年代以降の社会運動では女性が主導するものが顕著になり、それがしばしば政治団体主導の階級闘争やサークル活動と区別されてネットワーク型の運動に発展するようになった。この流れはウーマンリブのようなアイデンティティ・ポリティクスを含みつつも、それまで男性中心主義に形成されがちだった多くの社会主体の概念やイメージを打ち破り、「市民」を複数の異なるアイデンティティに開かれたものにする原動力になってきた。

一般的には、映画観客というと、映画館で映画を観ている人たちを思い浮かべるだけかもしれない。これに対して、本書の大きな目論見は、そうした先入観を打破し、映画観客がより広い意味での政治、経済、歴史と切り離しえない文化と社会の主体であることを浮かび上がらせることにある。ジェンダーは、そのための不可欠な分析的観点であり、看過できない社会主体にほかならない。

【参考文献】

- 上野千鶴子『ナショナリズムとジェンダー』青土社、1993年。
 テッサ・モーリス＝スズキ「まえがき」モーリス＝スズキ他編『岩波講座 アジア・太平洋戦争 第3巻 動員・抵抗・翼賛』岩波書店、2005年。

世界の名大生に触発されて

HOPSON Nathan (人文学研究科准教授)

はじめに

名古屋大学人文学研究科に着任して今年で6年目。振り返ってみると、当初から授業では、ジェンダー史を積極的にシラバスに組み込んでいたが、研究面で意図してジェンダーを取り入れるようにしていなかった。当時の研究は、一種の「東北論」——平たくいえば、近現代日本にとって「3・11 以前の東北は何を意味したか」——というテーマで、民族や国家などの抽象的な概念が主たる課題であった(Hopson 2017)。このような思想史は、ジェンダー史とはほぼ無縁だったこともあってか、教室でも十分に意識していなかった。この反省もあり、また指導学生の高い意識に刺激され、研究者としても教育者としても視野が広がり、より積極的にジェンダー史に取り組むようになった。教育はやはり、双方向通信だと、改めて気付かされたのである。このような経験を踏まえ、本稿では、近年の教育・研究を紹介したい。

1. 教 育

名古屋大学では、日本及び東アジア周辺国（主に中国・韓国）の近現代史を、G30やNUPACEの留学生を主な相手に、ゼミ形式の授業を中心に歴史教育をしている。また、2018年秋学期から運用されているG30の英語による講義を受講希望する日本人学生を支援するNU-EMIプログラムの受講生が増えている。そのような現状を踏まえ、ジェンダー史を取り入れて授業を運用している。具体的に、日本の「列国並みの強国」や清・朝鮮の「死守すべき独立国」に向けた国民統合という、東アジア諸国における国民国家形成過程における女性・男性、規範的女性性・男性性のあり方や語られ方、そしてその特殊性や共通点、政治性や生政治性を分析・比較する。例えば、「男は外、女は内」という儒教規範は、いかに「男は生産、女は再生産」に変貌していったか、その新たな近代的性分業規範の影響下、それぞれの社会がどう変わったのか、日中韓の異なる内外事情や植民・被植民の関係性がいかに作用したかなど、ジェンダーと歴史をめぐる諸問題を、学生とともに多角的に考えるのである。

現在の指導学生を含め、ここまで名古屋大学で指導したジェンダー関連研究の代表的な修了論文を改めてまとめてみると、やはりジェンダー史は多くの学生が関心を寄せていることがよくわかる（表参照）。

区分	年度 ¹⁾	テーマ
卒論	2018	植民地統治下台湾唯一の日本語女性総合誌「台湾婦人界」における「良妻賢母」イデオロギーについて ²⁾
	2020	近現代日本における「美白」意識が意味するもの 「新婦人協会」と「赤瀾会」にみる百年前の日本のフェミニズムとその問題点
	2021	明治中期・後期の中国人女子留学生の日本における経験とその意味 学生ラグビーを中心に、西欧スポーツと日本型「精神論・根性論」と規範的男性性について
修論	2020	戦間期日本の私空間・広空間における西洋料理の政治性
	2021	現代日本におけるベジタリアン・ヴィーガンにまつわる言説と現実
博論	2023	アルゼンチン、パルー、ブラジルの日系戦後二世コミュニティにおけるジェンダーや家族構造の見直しとその文化的、地政学的要因と意義

表 名古屋大学で指導したジェンダー関連研究の代表的な修了論文

- 1) 見込み含む。
- 2) 現在、ペンシルベニア大学歴史学研究科博士後期課程在籍。

2. 研 究

2016年より、一旦東北研究を離れ、かねてから関心をもっていた科学技術社会史と「食と栄養」の問題を組み合わせ、日本における栄養学の社会史を研究している。当初は、大正9年(1920)に設立された「国立栄養研究所」(栄研)とその発案者であり初代所長もつとめた佐伯矩が主な研究対象であった。医者でもあった佐伯は、明治40年(1907)にアメリカの名門イエール大学大学院で博士号(PhD)を取得して帰国。その後、栄養改善の必要性を含む日本の抱えた様々な「食糧問題」の解決に尽力した。栄研は、世界初の国立栄養専門研究所であり、第一次世界大戦や直後の米騒動などを受け、国としての日本が真剣に食糧問題に取り組み、世界をリードする覚悟の意思表示として設立された。佐伯の基本路線は、後述するように、そのジェンダーイデオロギーを含め、戦後の栄養学界にも大きな影響を及ぼしたため、注目に値する。

ざっくりいうと、佐伯が提唱した栄養改善事業の主たる対象は、①児童生徒②その母親、つまり「主婦」。学校給食を通じて、次世代の子どもに、栄養面で「正しい」食生活の定着を促すことにより、長期的に日本全体の食生活を変えようという意志があった一方、家族を支える主婦らに、栄養知識を伝達し、近代的栄養料理を普及させることで、即座に家庭料理(=国民の食生活)を改善できるという構想であった。佐伯自身は、長年にわたって強権的な「栄養国策」の実施を訴え続けたが、現実的な代替案として「教化」による変革を目論み、新聞、ラジオ、実践などを使った大々的な宣伝をして、家族や国家のための栄養改善を主婦に訴えかけたのである(Hopson 2019)。

その栄養改善運動の現場監督は、栄養士であった。ここでも、佐伯の功績は大きい。大正 13 年 (1924) に開校した栄養学校 (現・佐伯栄養専門学校) は、世界初の栄養士専門養成施設であり、栄養学の研究者・実践者を今でも数多く排出している。圧倒的過半数は女性であった。資格をもち、栄養の専門家として、男性と同格またはそれ以上の地位を獲得した戦前の女性栄養士は、当時としては珍しい女性の「プロフェッショナル」として認められていたのである (Hopson 2021a)。

昭和 12 年 (1937) 以降、戦争が激化すると、日本の食糧問題はいよいよ深刻になったが、ここでも、家族や国家を支えるべく「主婦」の活躍が期待された。2 年後には、朝鮮半島の大旱魃・不作を受けて、はじめての「節米運動」がスタートするなど、食糧の安定的確保が安全保障・戦力の重要課題として急速に浮上。しかし、海野洋が論述したように、連絡会議や御前会議での為政者の食糧に関する心構えは驚くほど浅はか・無責任であった。結局「食糧も大丈夫也」という会議メモが示すとおり、問題を直視した者はいなかった (海野 2016)。真珠湾攻撃による日米開戦から半年経った昭和 17 年 (1942) 夏のミッドウェー海戦での敗北は日本の「絶対国防圏」の崩壊、海上輸送力の激減、つまり本格的な「食糧戦争」の開戦を意味した。その状況下では、銃後の主役であった主婦には、多大かつ非現実的な期待がのしかかった。戦時下日本における「食糧戦争」の一貫として、厨芥をめぐる「無駄との闘争」と主婦に寄せられた期待と批判をジェンダーの観点から分析する拙稿は、2021 年 3 月に刊行予定で本学人文学研究科長山智香子准教授らによる編著に掲載予定。とくに、為政者らの失態が招いた食糧不足に対する責任が、主婦へ転換され、戦時下の食糧問題が女性の「不合理性」や「怠惰」に還元されたプロセスと結果に注目する (Hopson 2021b)。

前述の大磯敏雄がアメリカ側に提案して 1956 年に実現した栄養指導車 (キッチンカー) は、占領期に復活した学校給食とともに、厚生省が旗振り役の栄養改善戦略に大きく寄与した一方、国民の食生活に革命を引き起こした。1960 年までの 4 年間アメリカ農務省の拠出金で運営されたキッチンカー事業では、12 台の改造バスに栄養士が乗員し、津々浦々を駆け巡り「栄養料理」を実演し、集まった聴衆にレシピなどを指教した。その後の 10 年間で、国庫と各都道府県の予算で走りつづけた栄養指導車は、人気不衰え、約 110 台まで増加した。長崎県では、離島向けの「キッチンボート」までできたという。アメリカ側は、短期目標と長期目標を設けていた。短期的には、余剰農産物を食糧援助として用いて、深まりつつあった冷戦構造下の「属国」日本の経済復興・安定を支援。長期的には、一般国民の食生活にアメリカ産農産物を根付かせることで、輸出市場を開拓しようと考えたのであった。佐伯・栄研が第一次世界大戦直後にとった①学校給食②主婦の教化という「二面攻撃」を、今度は第二次世界大戦直後にアメリカ側

が繰り返したことになる。1976 年まで、学校給食はパンとミルクなどを基本に、各自治体や学校が副食を用意。一方、栄養指導車による栄養改善運動は、子どもたちが学校給食で覚えた新しい味や、小麦・乳製品などのアメリカ産農産物を使った安価で栄養ある料理を、家庭で料理を担う主婦らに伝授した (Hopson 2020a; 2020b)。

おわりに

今後も、そのような自らの研究成果も踏まえつつ、日本・世界中から集まった学生らに触発されて、教育現場でジェンダー史に取り組み「自然」な性分業や性秩序を相対化し、「当たり前と思っていたことが実はそうでもない」という気づきを促す。それによってのみ、よりよい社会が想像でき、実現できると思うからである。

【参考文献】

- Hopson, Nathan (2017) *Ennobling Japan's Savage Northeast: Tōhoku as Postwar Thought, 1945-2011*, Harvard University Asia Center.
- (2019) “Nutrition as National Defense: Japan's Imperial Government Institute for Nutrition, 1920-1940,” *Journal of Japanese Studies* 45 (1) pp. 1-29.
- (2020a) 「栄養指導車（キッチンカー）——アメリカ農産物と戦後日本の食生活変遷」『JunCture: 超域的日本文化研究』第 11 号 pp.30-45。
- (2020b) “Ingrained Habits: The ‘Kitchen Cars’ and the Transformation of Postwar Japanese Diet and Identity,” *Food, Culture & Society* 23 (5) pp. 589-607.
- (2021a) “Nutritionists in Japan as a Professional Elite, 1914-1964.” In *Professional Elites of Modern Japan*, edited by Aleksandra Kobiljski. Paris: Collège de France.
- (2021b) “Women, Waste, and War: Food, Gender, and Rationalization in Wartime Japanese Discourse.” In *Gender and Food in Contemporary East Asia*, edited by Jooyeon Rhee, Chikako Nagayama, and Eric Li. Lexington Books.
- 海野 洋 (2016) 『食糧も大丈夫也——開戦・終戦の決断と食糧』農林統計出版。

文学、ダンス、ジェンダー——学際的研究への歩み

山口庸子 (人文学研究科准教授)

待て、この味わい……もうそれは逃げていく。

……それは わずかばかりの音楽、一度の足踏み、ひとふしのメロディー。

少女らよ、おんみら暖かなものたち、物言わぬものたちよ、

踊れ 円熟の果物の味を！

ライナー・マリア・リルケ『オルフォイスに捧げるソネット』(1923) より

はじめに

私はドイツ語ドイツ文学を専攻し、『マルテの手記』(1910)などで知られる詩人リルケや、戦後最大の詩人と言われるパウル・ツェランを研究していた(山口 2001)。エルゼ・ラスカー＝シューラーなどの女性の詩人やメアリー・ヴィグマンなどの舞踊家を研究対象に選び、ジェンダーの問題を意識するようになったのは、1992年にベルリンに留学してからのことである。そして、女性芸術家の交流を辿るうち、私の研究は文学研究の既存の枠組みを踏み越えてしまった。ここでは、私の現在の研究の中から以下の3つのテーマ、つまり、1. 文学とダンス・身体文化、2. 仮面の身体、3. モダニズムの国際的ネットワークについて、ジェンダーの視点を絡めながらご紹介したい。

1. 文学とダンス・身体文化

(1) 20世紀初めのダンスの流行

19世紀末から1930年代にかけての時代は、ダンスが爆発的に流行した時期である。20世紀初頭、それまでのクラシック・バレエに対抗して、モダンダンスという新しいダンスが現れた。それはヨーロッパ社会の急激な変化に対応する新しい身体芸術であった。とりわけドイツ語圏は、19世紀後半に急速に人口が増えて工業化が進み、社会変動が激しかった。フロイトによる無意識の発見などにより、市民社会の発展を支えてきた理性や合理性に対する疑念も深まっていた。もっとのびのびと、自然に、おおらかに、生きることはいかにできないものか——踊る身体への憧れは、そのような社会の欲求から生まれてきたのである。

20世紀の初頭において、ダンスのイメージは、文学、演劇、絵画、彫刻など、様々なメディアによって表現された。例えば、冒頭に掲げたリルケの詩を見て頂きたい。踊る

少女たちと、輝くように熟れたオレンジのイメージが重ね合わされ、やがて、燃え上がる炎と性愛のイメージに移行していく。リルケにとって、ダンスは生命や愛の象徴であり、理想の芸術作品の象徴でもあった。彼は、ダンスに強い関心を持ち、サハロフ夫妻などの有名な舞踊家とも交流していた。いや、リルケばかりではない。マラルメもピカソも、ストラヴィンスキーも、日本の坪内逍遙や山田耕作も、ダンスやダンサーへの関心を共有していた。こうして踊る身体は、この時代の理想の詩や美や、圧倒的な生命力の比喩となったのだが、この時イメージされるのは、ほとんどが女性の身体であった。しかもその踊り手たちは、リルケが「物言わぬ者たち」と形容するように、しばしば言語や論理を超越した存在として理想化されていた。

(2) 文学、ダンス、ジェンダー

確かにモダンダンスは、圧倒的に女性の芸術であった。学問や職業や既存の芸術への道を閉ざされていた女性たちが、自己表現の手段として選んだのが、新興のダンス芸術だったからである。しかし彼女たちは、決して「物言わぬ」存在ではなかった。彼女たちは主体的な舞踊家であり、多くの



図1 著書の写真

人々と交流し、議論し、大部分が研究されてはいないが、大量の著作物を遺してもいるのである。文学の側から一方的にダンスを眺めるのではなく、文学とダンスの相互的関係を研究したい、そしてそれらの芸術を、時代と社会のなかに位置づけたい、という私の研究の視点はそこから生まれた。ちょうど、ドイツに留学中で、国際的で学際的な、新しい舞踊学の潮流に触れられたのも幸運だった。このテーマに関する博士論文『踊る身体のパラメトリクス——モデルネの舞踊表象』（山口2006、図1）は、幸い好評で、日本ドイツ学会奨励賞と日本独文学会賞を受賞した。

文学とダンス、という研究の延長上に、ワイマール時代の女性たちの活発な活動を論じた共著『ベルリンのモダンガール——1920年代を駆け抜けた女たち』（田丸・香川編2004、図1）をはじめ、メンゼンディーク女子体操を論じた論文や、舞踊と精神分析の接点を論じた論文（山口2010）が生まれた。最近では、研究グループ「歴史的アヴァンギャルドの作品と芸術実践におけるジェンダーをめぐる言説と表象の研究」（科研(B) 研究代表者：西岡あかね・東京外国語大学准教授）に参加し、2021年3月末に、愛知県芸術劇場との並び主催で、ダンス・スコア特別講座シンポジウム「踊る女性の身体

— ダンス・スクール特別講座シンポジウム —

踊る女性の身体

ドイツ・イタリア・ロシアのアヴァンギャルド舞踊

20世紀初頭、
女性たちはいかにアヴァンギャルド運動に参加したのか？
ドイツ・イタリア・ロシアの舞踊について
女性研究者とプロデューサーが詳しく紹介します

日時 2021年3月27日(土)
13:00~16:00 (開場12:30)

場所 愛知芸術文化センター
アートスペースA(12階)

入場無料・予約不要

司会
西岡 あかね
(東京外国語大学大学院総合国際学研究院 准教授)

山口 唐子「ドイツ表現舞踊における仮面と女性」
(名古屋大学大学院人文学部研究科 准教授)

柴田 隆子「『ワウハウスダンスにおける女性』の身体」
(専修大学国際コミュニケーション学部准教授)

横田 さやか「イタリア未来派と踊る女性の身体表現」
(東京大学大学院 特別研究員)

梶 彩子「ロシア・アヴァンギャルドの踊る女性たち」
(東京外国語大学大学院 博士後期課程在学中)

コーディネーター
唐津 絵理(愛知芸術文化センター)

主催/協賛グループ「歴史的アヴァンギャルドの作品と芸術実践におけるジェンダーをめぐる意識と表象の研究」(招請・協賛8:19401244 代表:西岡あかね)
愛知芸術文化センター

共催/愛知芸術文化センター文化芸術振興会(愛知)、名古屋大学大学院人文学部研究科
助成/文化庁文化芸術振興費補助金(芸術・文化分野)助成費(助成事業) 後援/財団法人日本芸術文化振興会 愛知県文化振興会 愛知県芸術文化振興会

お問い合わせ 連絡先/名古屋大学大学院人文学部研究科 ドイツ語・ドイツ文学分科 山口唐子 k4643@nagoya-u.ac.jp

愛知芸術文化センター
愛知芸術文化センター文化芸術振興会
新築3000平方メートル
新築完成済み



図2 シンポジウムのポスター

ドイツなど、男性芸術家について論じられることがほとんどであった。だが、詳しく調べてみると、女性芸術家たちも、能の仮面に大に関心を示していた。論文「表現舞踊のジャポニスム」(山口2020)は、ドイツの舞踊資料館で発掘した写真などの新資料を用い、女性舞踊家による能の受容を論じた初めての論文である。「表現舞踊」とは、ドイツ語圏のモダンダンスであるが、たとえば、代表的な女性舞踊家ヴィグマンは、自分の舞踊に用いる仮面を、能面をヒントにして作らせた。ヴィグマンの弟子のマギトは、能や、日本舞踊、歌舞伎などを利用しながら、独自の日本風仮面舞踊を演出した。男性芸術家の能受容においては、能楽師が男性であることや、能の荘重な儀式性が強調されることが多かった。しかし、女性たちはもっと自由に、換骨奪胎しつつ能や能面を利用しているように思われる。仮面という視点から、女性舞踊家たちの舞踊に、新たな意義を見出せるのではないかと考えている。

—ドイツ・イタリア・ロシアのアヴァンギャルド舞踊」(図2)を開催する予定である。コロナ禍ゆえ一度中止となり、この原稿を執筆している時点ではなお不透明な部分があるが、ご関心のある向きは、お出かけ頂ければ幸いである¹⁾。

2. 仮面の身体

ジェンダーという観点から見て興味深い事柄の一つに、仮面の果たした役割がある。20世紀の初めは、仮面に関する関心が非常に高まった時期であり、日本の能面を含め、アジアやアフリカなど、非西欧世界のさまざまな仮面に注目が集まっていた。

海外における能の受容は、イエ

1) 状況が変化しているので、開催情報については、<https://www-stage.aac.pref.aichi.jp/event/detail/000485.html> を参照されたい。

3. モダニズム芸術の国際的ネットワーク

ジェンダーという視点に特化するわけではないのだが、近年、力を入れているテーマとして、20世紀のモダニズムにおける、国際的ネットワークの研究がある。最も重要な研究対象は、20世紀演劇の旗手、エドワード・ゴードン・クレイグ(1872-1966)である。イギリス出身のクレイグは、当時、世界的に大きな影響力を持ち、日独両文化圏とも関係が深い。これまで国内外で調査を行い、幾つもの新しい資料を発見した。パリのフランス国立図書館で、クレイグと詩人野口米次郎(アメリカの彫刻家イサム・ノグチの父)との未公開書簡や、クレイグと若き演劇評論家坪内士行(坪内逍遙の甥)との未公開書簡を見せられた時は心が震えた。また調査の過程で、クレイグの能や文楽に関する強い関心が明らかになった(山口2019など)。クレイグと坪内士行の未公開書簡、およびクレイグと文楽の関係を論じた論文は、ドイツの演劇学専門誌にも(Yamaguchi 2018a, pp. 176-192, Yamaguchi 2018b, pp.193-203)発表し、グローバルな視野でのクレイグの再評価に貢献できたと考えている。今後は、ジャンルや文化を越えた国際的なネットワークに、女性たちがどのように関わっていたのか、ジェンダーの視点も加味しながら、さらに研究を進めていきたい。

【文献一覧】

- Yamaguchi Yoko (2001), "Gedicht als Schrift und Gedicht als Speise : Kommunikationsbilder bei Paul Celan und Robert Schindel", *TRANS Internet-Zeitschrift für Kulturwissenschaften*, Nr.7 (ネットでも閲覧可能).
- 田丸理砂・香川檀編(2004)『ベルリンのモダンガール——1920年代を駆け抜けた女たち』三修社。
- 山口庸子(2006)『踊る身体の詩学——モデルネの舞踊表象』名古屋大学出版会。
- 山口庸子(2010)「表現舞踊と精神医学——メアリー・ヴィグマンとハンス・プリントホルン」『日本病跡学会雑誌』No.79, pp.62-69。
- Yamaguchi Yoko (2018a), "Edward Gordon Craig and the International Reception of Bunraku: Transmission of the Puppet Images in *Gakuya zue shūi*, and the Networks of Modernism between Japan, Europe and the United States", *Forum Modernes Theater*, 28-2, 2013 [2018], pp.176-192 (ネットでも閲覧可能)。
- Yamaguchi Yoko (2018b), "Shikō Tsubouchi's Unpublished Letters to Edward Gordon Craig with an Introduction about Their Intercultural Context", *Forum Modernes Theater*, 28-2, 2013 [2018], pp.193-203 (ネットでも閲覧可能)。
- 山口庸子(2019)「エドワード・ゴードン・クレイグの仮面論と能の受容」『表象』(表象文化論学会)第13号 pp.150-163。
- 山口庸子(2020)「表現舞踊のジャポニスム」『舞踊學』(舞踊学会)第43号, pp.28-46。

ウズベキスタンのマハッラと女性の学習

河野明日香（教育発達科学研究科准教授）

はじめに

ウズベキスタンは中央ユーラシア大陸の内陸部に位置する中央アジアの一国である。ソビエト連邦の解体に伴い1991年に独立し、2021年に独立30周年を迎える。企図されていない独立により、外交、経済、軍事はもとより、内政の多様な領域に至るまで自国による国家建設を余儀なくされたウズベキスタンでは、急ピッチでさまざまな法整備や制度設計が進められた。教育分野も例外ではなく、それまでソ連中央部が決定していた教育制度やカリキュラム、教科書の整備が急務となった。改革は人々の生活世界にも及んだ。筆者は、ウズベキスタンに古くから存在する、マハッラと呼ばれる地域コミュニティと教育の研究を行っているが、独立直後から現在まで、マハッラを舞台としたさまざまな改革は常に行われているといっても過言ではない。本稿では、独立後におけるウズベキスタンのマハッラとそこでの女性の学習を紹介しつつ、その現状と意義について検討したい。

1. ウズベキスタンのマハッラ

ウズベキスタンには、マハッラと呼ばれる伝統的な地域コミュニティがある。マハッラはアラビア語源の言葉とされ、これまでの研究を概観すると、『『イスラム都市』の街区』（ムスリム都市民の基本的な生活空間）¹⁾や「ウズベキスタンの地縁共同体」²⁾といった定義がなされている。このような定義をまとめると、マハッラは中央アジアなどのムスリム社会に存在する、人々の生活を支える街路から形成される地域社会といえる。

ソ連期を経て、独立後の現在もマハッラは人々の生活世界を形成しているが、近年は行政機関の末端として、社会サービスや行政サービス、教育支援、各種行事を行っている。マハッラの代表は選挙で選出され、政府から給料を支給される。また、マハッラの代表に加えて、各マハッラには行政の末端を担うような活動を行うマハッラ委員会が存在し、その下に各種下部委員会が置かれている。下部委員会は「道徳・教育」「女性」「社

1) 小松久男「カシュガルのアンディジャン区調査報告」清水宏祐編『イスラム都市における街区の実態と民衆組織に関する比較研究』東京外国語大学、1991年、p.46。

2) 樋渡雅人『慣習経済と市場・開発——ウズベキスタンの共同体にみる機能と構造』東京大学出版会、2008年、p.2。

会保障」などに分かれ、各々の担当分野で多様な活動を実施している。筆者が2018年3月に調査を実施した後述のAマハッラには「自警団」「文化」「宗教」「子ども」など8つの下部委員会があり、各委員会の責任者たちは定期的に集まり、マハッラ内で生じている問題解決を目指すということであった³⁾。

さらに特筆すべき動きとして、2020年にマハッラをめぐる行政機構において大きな変化があったことが挙げられる。新たに「マハッラ・家族支援省」が創設されたのである。この動きはマハッラのさらなる制度化といえ、伝統的な地域コミュニティや市民社会組織としてだけではなく、政府組織としての一翼をさらに担うという大きな転換が現在のマハッラに起きようとしていることを示している。

2. ウズベク社会における女性

現在のウズベク社会における女性の地位や役割については、ソ連期の影響から仕事を持つ女性も多く、社会進出が進んでいるといえる。政治の分野でも、女性が大臣職を担ったり、国会議員の女性も一定数存在する。筆者がウズベキスタンで実施した国会議員や行政機関職員への聞き取り調査では、女性に対応することも少なくなかった。しかし、このような女性がいる一方で、他の職種と比較し教員に占める女性の割合が大きいというような、職種による男女の偏りも残存している。

また、結婚も女性の人生を大きく変えるが、ウズベキスタンの場合は特に家族における女性の地位や舅・姑との関係性がその後の結婚生活や離婚にも影響を及ぼすことが指摘されている⁴⁾。ソ連期の初めから独立後まで、中央アジアのムスリム女性は国家や家父長制の犠牲者として評価されることが多かった⁵⁾。ウズベキスタンを含む中央アジアのムスリム女性すべてが犠牲になっているということではないが、出稼ぎで夫が不在の際に、特に子どもがいなかったり子どもが幼い場合、そして夫の家族と同居している若い女性の場合に夫の不在中の浮気やその噂を恐れる夫の家族から行動や服装の制限を受けがちであるという⁶⁾。

3. マハッラにおける女性の学習

先述のように、政策によって近年その役割や機能が著しく変化しているマハッラである

3) タシケント市内のAマハッラにおける聞き取り調査(2018年3月10日)による。

4) Jalilov, A., Preparation of Youth to Family Life in Uzbekistan, セミナープレゼンテーション資料(2020年12月1日)。

5) 菊田悠「労働移民の社会的影響——移動と送金をもたらす変化」宇山智彦・樋渡雅人編著『現代中央アジア—政治・経済・社会』日本評論社、2018年、p.272。

6) 同上書、p.273。



写真 1 : A マハッラの図書室

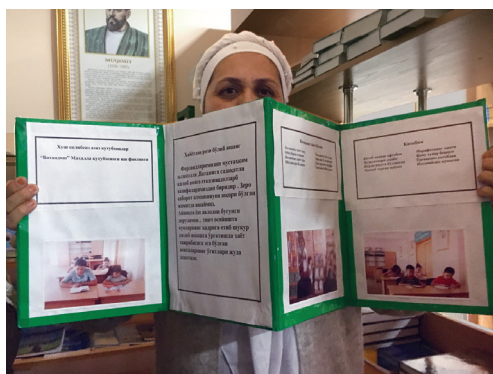


写真 2 : 司書と活動案内のボード

が、マハッラという生活世界における女性の学習はどう展開されているのだろうか。マハッラでの女性の学習にはコミュニティ活動が深く関わっていることが少なくないが、ここでは、首都タシケント市内の 2 つのマハッラの事例を参照しながら、マハッラにおける女性の学習について検討したい。

まず、1 つ目に紹介するのはタシケント市郊外に位置する A マハッラである。市内の中心部から車でしばらくいった郊外に位置し、調査当時住民は 5,432 名であった。戸建て住宅だけでなく、9 階建てや 5 階建てのマンションが 17 棟あるなど、典型的な都市部のマハッラでもある。各マンションの長は毎週 1 回集まり、報告や相談を行っている。

マハッラ内にはマハッラ委員会の事務所も設置されており、そこには内務省から来た 2 名の警察が常駐している。事務所には相談の場や会議室、図書室、ライスと呼ばれるマハッラの代表の執務室など、複数の部屋が整備されている。マハッラ委員会や 8 つの下部委員会に持ち込まれる相談や困り事は多岐にわたり、前出のような家族の問題や離婚、喧嘩調停など、家庭内不和に関する相談や日常生活の問題についての相談が最も多いという。

このマハッラの特色として挙げられるのがマハッラ委員会事務所の図書室が充実している点である。机や椅子が並べられた集会場に併設して本棚が複数並べられ、多くの本が所蔵されている。ここでは女性のボランティアの司書が週 2 回、10:00～12:00 と 14:00～16:00 の間勤務しており、マハッラの住民の読書や学習文化活動を支えている。司書のアイデアにより、図書も分野ごとに分類され、わかりやすく表示されており、住民が求める本を探しやすいように工夫されている。司書の女性は熱心に日頃の取り組みや自身の思いを語ってくれ、マハッラでの役割への誇りや司書の仕事に対する熱意が窺えた。女性自身はマハッラに対する貢献活動を行っていると感じているが、その活動のプロセスにおいて、例えば図書の整理や表示、訪れた住民への対応などのなかでさまざまなことを学んでいると考えられる。

筆者が2019年3月に調査を実施したBマハッラでも類似の女性の学びが見受けられる。Bマハッラはタシケント市内の中心部にあり、前述のAマハッラよりも住民数が多く、調査当時は約8,500人の住民が居住していた。女性がAマハッラの代表を務めていたが、現在のウズベキスタンのマハッラでは女性がマハッラの代表となることも増えている。Aマハッラ同様、「若者」「スポーツ」「ティーンエージャーのための委員会」「仲裁委員会」「社会的支援委員会」「女性委員会」など、8つの委員会が設置されている。Bマハッラでも近年増加する離婚や家庭内不和に対し、仲裁委員会を中心に解決への働きかけを行う。本稿で取り上げた2つのマハッラ以外でも、家族の問題が持ち込まれるという話をマハッラで聞くことも多く、現在のウズベキスタンでは離婚率の上昇に示されるような家族の問題が深刻化していることがわかる。Bマハッラの代表も試行錯誤を重ね家庭内不和の問題に取り組んでいる。また、マハッラ委員会事務所や公園の整備も熱心に取り組んでおり、公園整備の際は代表自身も手作業で工事にあたったという⁷⁾。ここでも代表の地域貢献とともに、そのプロセスでの学習が垣間見える。

おわりに

本稿では、独立後のウズベキスタンにおけるマハッラと女性の学習について、その現状と意義について検討した。2つのマハッラの事例から見えることは、マハッラにおける女性の学習は彼女らのコミュニティ活動と密接に結びつき、マハッラという社会形成と女性自身の自己形成が展開されていることである。司書やマハッラの代表は、よりよいマハッラを目指し活動を推進するが、その過程で試行錯誤の学習を重ね、諸課題に対処したり、アイデアを生み出すといった、社会形成と自己形成の両面が見られた。今後は、このような社会と自己の相乗効果がマハッラやウズベク社会においてどのような意味を有しているのか、検討を重ねていきたいと考えている。

【文献一覧】

- 菊田悠「労働移民の社会的影響——移動と送金をもたらす変化」宇山智彦・樋渡雅人編著『現代中央アジア——政治・経済・社会』日本評論社、2018年、pp.257-279。
- 小松久男「カシュガルのアンディジャン区調査報告」清水宏祐編『イスラム都市における街区の実態と民衆組織に関する比較研究』東京外国語大学、1991年、pp.46-56。
- 樋渡雅人『慣習経済と市場・開発——ウズベキスタンの共同体にみる機能と構造』東京大学出版会、2008年。
- Jalilov, A., Preparation of Youth to Family Life in Uzbekistan, セミナープレゼンテーション資料(2020年12月1日)。

7) タシケント市内のBマハッラにおける聞き取り調査(2019年3月11日)による。

イスラーム社会における教育とジェンダー研究

服部美奈（教育発達科学研究科教授）

1. 研究の出発点

筆者は教育人類学・比較教育学を専門としている。この研究分野は主に海外を研究対象とし、現地でのフィールドワークを通して、学校教育を含めたその地域の人間形成のあり方や人間観・教育観などを明らかにする研究分野である。筆者は、インドネシア、広くはマレー世界のイスラーム教育を研究している。世界のムスリム（イスラーム教徒）人口は推定 18 億 1396 万人（2017）とされ、世界人口の 24.0% を占める（店田 2019、p.254）。ムスリムが暮らす地域も中東だけでなく、世界各地に広がる。東南アジアには世界のムスリム人口の約 2 割が居住している。なかでもインドネシアは世界最大のムスリム人口を擁する国であり、総人口 2 億 6858 万人（2020）¹⁾ の約 9 割がイスラームを信仰している。

研究の出発点である博士論文では、「近代」「イスラーム」「女性」が交差する結節点としての近代イスラーム女子教育に焦点をあてて研究し、その成果を拙著『インドネシアの近代女子教育——イスラーム改革運動のなかの女性』（勁草書房、2001）として刊行した。筆者はもともと人々の価値形成に関心があったため、研究では宗教に着目した。イスラームに関心を寄せた理由は、筆者自身が当時、イスラームのことをまったく知らなかったからである。世界の約 4 分の 1 を占める人々の生き方を知らないという事実は、自身の世界観が偏っていることと同じであると考えた。フィールドで多くの人々に出会い、対話を積み重ねながら、教育に対する人々の認識を理解したいと思ったのが研究の始まりであった。

2. ムスリマとの出会いと対話

「ムスリム」は、神に帰依する者を意味するアラビア語でイスラーム教徒を意味し、「ムスリマ」はその女性形で女性のイスラーム教徒を意味する。研究をはじめたばかりの 1990 年代前半にインドネシアを初めて訪れてまず驚いたことは、フィールドで出会うムスリマたちの華やかで生き生きとした姿であった。それは、これまでメディアを通して固

1) "Data Kependudukan 2020: Penduduk Indonesia 268.583.016 Jiwa", Kompas.com, (<https://nasional.kompas.com/read/2020/08/12/15261351/data-kependudukan-2020-penduduk-indonesia-268583016-jiwa?page=all> 2020 年 12 月 10 日閲覧)。

定的に語られてきたムスリマのイメージとはおよそかけ離れていた。彼女たちは自分が女性であることに誇りを持ち、社会のなかで積極的に活躍するムスリマだった。とりわけ、筆者にとって不思議だったのは、活躍する彼女たちは決してイスラームの教えから離れるのではなく、むしろクルアーン（コーラン）とハディース（預言者ムハンマドの言行録）の教えに深く共鳴し、それらを人生のかけがえのない指針としていることだった。社会的な活躍と女性としての規範が彼女たちのなかでどのように解釈され、自らの人生の指針が形づくられてゆくのか。それを理解した上で研究しなければ、歪んだムスリマのイメージを伝えてしまうことになることを実感した。

しかし、ムスリマの生き方を学問として研究することは難しい。ムスリマは多様なジェンダー・メッセージを受け取りつつ、自らの生き方を選択している。研究ではムスリマ自身の声に耳を傾けることが重要となる。当たり前のことであるが、一人のムスリマでも年齢やその時の社会環境のなかで自らの生き方を常に調整・修正しながら生きているため、単純な一般化は避けなければならない。

3. イスラーム教育の現代的展開

2015年に刊行した拙著『ムスリマを育てる——インドネシアの女子教育』（山川出版社）は、主として現代に焦点をあてたものである。ここでは、幼少期に行われる産育儀礼と宗教学習にみるホリスティックな人間形成やイスラーム寄宿塾におけるムスリマの教育の諸相、就学率の向上や選択肢の多様化にみられるムスリマの教育の新たな展開、さらに社会を改善し、ジェンダー公正を実現するためのムスリマ自身による運動を考察している。

アラビア語で「コドラット」は、神によって決められた人間の先天的な特性を意味する。そこには男女の先天的な違いも含まれている。つまり、社会的文化的につくられる性差を意味するジェンダーとは基本的に異なる概念である。そのため、イスラームにおける性を考える際、このコドラットという概念が重要となる。一方で、イスラーム教育を通してムスリマに伝達される性役割や性差に関するメッセージを詳細にみていくと、介在するイスラーム学識者や教師の解釈に大きな差異があることに気づかされる。そして伝達される価値や規範は、しばしば相反・矛盾を内包していることも多い。このことからわかるように、断片的にクルアーンの一つの章句やハディースを取り上げて安易に結論づけるべきではない。つまり、できる限り現実の多様性を描くことが重要となる。

4. 国際比較の観点から

最後に、共編者として2020年12月に刊行した服部美奈・小林寧子編著（2020）『教育とエンパワーメント』（イスラーム・ジェンダー・スタディーズ3、長沢栄治監修、明石書店）

を紹介したい。本書は、日本学術振興会科学研究費補助金基盤研究(A)「イスラーム・ジェンダー学構築のための基礎的総合的研究」(代表:長沢栄治)の研究成果の一つとして刊行されたものであり、既刊として森田豊子・小野仁美編著(2019)『結婚と離婚』(イスラーム・ジェンダー・スタディーズ1)、鷹木恵子編著(2020)『越境する社会運動』(イスラーム・ジェンダー・スタディーズ2)がある。本書は13の章と7つのコラムから構成され、13か国(トルコ、エジプト、アルジェリア、イエメン、カタール、イラン、ウズベキスタン、アフガニスタン、中国、バングラデシュ、マレーシア、インドネシア、オランダ)におけるムスリム女性の教育とジェンダーを描き出したものである。書名を「教育とエンパワーメント」としたのは、知の獲得が人々をエンパワーする動力となること、そして実際に学んだその知を活かすことによって女性たちが自らの置かれた状況を意識化し、自らの人生を一層豊かに生きられるようになることを示したいという思いがあったためである。ムスリム女性の生き方やそれぞれが置かれた社会的背景は一括りにできない多様性があるが、女性に対する作られたまなざしや期待、固定化された役割のなかに女性を留め置こうとする社会構造があるなかで、制限を受けつつも女性が主体的に選び取っていく姿がそれぞれの地域の専門家によって描かれている。

本書の第一部は、西洋近代の衝撃、列強の脅威に直面して各地のムスリムが自己革新をはかる試行錯誤を描いている。ここでの重要なポイントは次の2点である。第一に、イスラーム世界では近代学校教育の導入とともに19世紀後半から徐々に各地で女子教育の必要性が論じられるようになり、近代学校教育の背景にある普遍性の原理と、男女ともに知を追求する義務があるというイスラームの教義により、女子教育が正当化された点である。一方で、ヴェール着用を含む服装の問題や男女分離の問題は常に論争点であった。第二に、女子教育の推進には運動を牽引した女性たちの存在があった点である。女性たちは、不公正な言説や社会構造に対し、新しいメディアとしての雑誌や新聞を駆使したり、福祉・教育分野で精力的な活動を展開したりすることにより異を唱えた。これらを俯瞰的にみると、各地域の歴史的・文化的な文脈のなかで誕生した女性をエンパワーする運動は、地域を越えて共鳴しながら連鎖するうねりとなっていた。

第二部は、社会の変化とともに変容する女子教育の展開を論じている。ここでは一括りにはできない多様性が描き出される。マレーシアのように女子の就学率が男子を大きく上回る地域もあれば、それとは逆の地域もある。一方で、女性をめぐる言説はその時々々の政権が打ち出す女性政策や経済政策に大きく左右され、それにともない女性の立場や女性に課される役割が変容する点、つまり女性はその時々々の政権に利用されやすいという点は、対象とする地域に限らず共通していた。たとえば、「開発」への女性の動員は、女性参加というスローガンのもと、画一的な女性像や家族像に女性の存在を収斂させて

いく傾向がみられる。開発の一翼としての女性には、時の政権に都合のよい意味での開発に役立つ女性、具体的には妻として母としてのよき女性であり、同時に開発に寄与する女性という、多重の役割が課される現実がある。

本書全体を通して大きく二つの問いが提起された。一つは、教育達成と職業の間のずれの問題である。たとえば、ムスリマにとって教師という職業は、社会で活躍する女性の一つの姿である。女性教師は、男女別学の観点から需要があると同時に、イスラーム世界では「女性に適した職業」とされる。歴史的にみても、女子生徒を教える女性教師の養成が、職業人としての女性の道を大きく開いた。このことはもちろん肯定的に評価されるべきである。しかし、男女等しく教育を受ける機会が保障され、女性が男性と同じように専門的に宗教を学んだとしても、女性が宗教的権威となるケースは歴史的にも現状においてもきわめて限定されている。このことは、受けた教育は同じでも、男女によって出口が異なることを示している。出口としての職業は社会構造と密接な関係にあり、受けた教育の内容とのずれが指摘できる。第二に、いわゆるジェンダー・ギャップ指数で指標とされるような社会での活躍と教育達成を正比例の関係とする考え方は果たして妥当なのかという問題である。女子教育の成果を経済的な指標やジェンダー・ギャップ指数のみで判断すると、そこからこぼれ落ちる重要な事柄があるように思う。ムスリマはむしろ、必ずしも「公的ではない」社会福祉や慈善活動といった日常の現場で積極的な社会活動を展開している。つまり、現在主流となっている経済指標やジェンダー・ギャップ指数では測ることのできない社会の幅広い分野でムスリマは活躍しているのである。その意味で、教育の「成果」を多様な観点から評価する視点が必要とされる。言い換えれば、教育に新しい視点を提供するパラダイム・シフトが求められている。

研究を続けていると、導き出した一つの答えからさらなる問いが浮かび上がる。筆者の研究の旅は果てしなく続きそうである。

【追記】

本稿は、服部（2015）の「序」、および服部・小林（2020）の「はじめに」の記述と一部重なるところがある。

【参考文献】

- 店田廣文（2019）「世界と日本のムスリム人口 2018 年」『人間科学研究』第 32 巻第 2 号、pp.253-262。
 服部美奈（2001）『インドネシアの近代女子教育——イスラーム改革運動のなかの女性』勁草書房。
 服部美奈（2015）『ムスリマを育てる——インドネシアの女子教育』（イスラームを知る 20）山川出版社。
 服部美奈・小林寧子編著（2020）『教育とエンパワーメント』（イスラーム・ジェンダー・スタディーズ 3 長沢栄治監修）、明石書店。

坂本清泉・智恵子先生蒐集の 「女紅場」に関する資料の紹介と今後の研究の課題

横山悦生（教育発達科学研究科教授）

倉田研一（教育発達科学研究科博士課程）

はじめに

私たちが所属している技術教育学研究室には、両先生によって蒐集された女紅場関係資料（文末の表参照）が約 25 年前に寄贈され、長く保管されてきた。現在、この資料を名古屋大学ジェンダー・リサーチ・ライブラリに移設することを検討していただいている。本稿では、この資料の概要を紹介するとともに、彼らの研究の集大成である『近代女子教育の成立と女紅場』（あゆみ出版、1983）において解明された女紅場研究の成果と残された研究課題について、女紅場に関する他の先行研究の見解とも関連させて述べておきたい。

本書によれば、女紅場は明治初期において女子に対して自立した職業人として生きていくために必要な知識や技能を学校で授けようとした最初の試みで、主として養蚕・紡績・機織・裁縫・刺繍などの技能に習熟させるための学校であった。そのなかには生産物の販売による収益が授業料に還元されるものもあった。本書では、女紅場を「民衆の女子教育に対する要求と伝統に根ざした教育機関であった」（前掲、p.283）としている。また各地の女紅場の理念と実態を明らかにし、その教育史的意義を考察した。

そもそも「女紅」の「場」である「女紅」とは何だろうか。「女紅とは、女工や女巧と言い表されるように、女の手仕事一般を示すものとして、古くから用いられていた」（前掲、p.17）としている。古来女性は衣と食を主として担ってきたが、食はともかく、衣類の製作には紡ぎ、機織り、裁ち縫いなどの作業を通じて、技能の伝承がない限り困難だったのではないだろうか。つまりここでいう「女紅」は、衣類を作り上げるという作業を意味した。

筆者の一人である倉田の祖母（1897 年に静岡県沼津の大地主の次女として生まれた）は専業主婦であったが、和裁と編み物の得意な女性で、人から頼まれて製作をやっている姿を毎日目にしていた。ある日祖母にどこで習ったのかと聞くと、麻布学園創設者の江原素六が設立にかかわった私立駿東高等女学校（現在は静岡県立沼津西高校）で習ったと語った。倉田自身は美容学校を卒業後下働きしかできなかったことを考えると、祖母が高等女学校だけで和裁の技能を習得できたとは考えにくい。祖母が受けた戦前日本の裁縫教育の程度が相当高かったのかもしれない。実は女紅場と言われた教育

機関の歴史は、明治初期わずかに10年余りと短命で終わったが、その後に制度化された女子を対象とするすべての教育機関において、裁縫科が必修教科としてその教育課程に位置づけられたという事実は、当時の為政者（あるいは社会）の女子に対する要求と伝統に根ざした教育として受け継がれたことを示している。

女紅場は、1872年「学制」発布の4カ月前、同年5月に京都で最初に誕生し、「語学普通科」という英語を主に教授する課程と並立して設置され、「新英学校及女紅場」という名称で設立されている。廃藩置県以前に設立された藩立の女学校を除き、現在まで存続している同時期に設立された女学校は、設立当初の校名で「女子学院」（1870年）と「フェリス学院」（1870年）と、「横浜共立学園」（1871年）に、「官立女学校」（1872年）だけである。なお福澤諭吉の「新英学校及女紅場」の見学記である「京都学校之記」（1872年）で、「英語及び女工を稽古する女児の年齢が7、8歳から13、4歳」とあるように、女紅場で学ぶ生徒の年齢は多様であった。

坂本らは、女紅場の中でも市中女紅場について、すべてではないとしながらも「民衆的発想にもとづく市中女紅場は『一人前』の女性として生き抜く力を育てる、学ぶことを生きる力につながるものとしてとらえた点に特徴がある」（前掲、p.259）と述べている。

1. 女紅場の形態とその盛衰

京都府勧業課は京都の女紅場を①新英学校及女紅場、②市中女紅場、③遊女女紅場の3つの形態に分類しており（前掲、p.22）、①では華士族の子女が多く入学し、衣料被服製作の全工程を教授し（前掲、p.35）、②は市内一般の婦女子を対象に女紅教育を施すために小学校に付設し（前掲、p.62）、③は芸娼妓を対象とした学校であったとしている（前掲、p.120）。これ以降各地に女紅場は設立されたが、例えば、新潟県の女紅場は「昼間は紡織・裁縫などの作業に従事し、夜間、読・書・算などの学習」（前掲、p.192）という生産主体のいわば工場に近いもの——勧業女紅場——であった（前掲、p.204）。

前述したように女紅場の寿命は短く、「新英学校及女紅場」は、女紅場という名称は廃止され、高等女学校へと改変され、女紅そのものは裁縫科として女子教育制度の中に組み込まれていった。勧業女紅場は、「資本主義的な生産が本格化する段階でその存立の基盤を喪失し閉鎖されてしまう」（前掲、p.277）。遊女女紅場は、京都に技芸を教える場として現在まで存続し、市中女紅場は「民衆の多様な教育要求に応えるもの」として、裁縫学校などの各種学校として存続した（前掲、p.278）。

2. 女紅場の先行研究について

1980年代前半までは、坂本らの一連の研究があげられる。それらの研究は京都及び大阪府・新潟県の女紅場を主な対象としているが、遊女女紅場については、石川県、愛媛県、大分県、岡山県、静岡県、東京府、広島県のものが記述されている。その点では全国規模の調査は、この段階ではまだ行われていなかった。館かおるは『女紅場』に関する研究には、女性教育史、女性史、家庭科教育史、職業教育史研究、社会政策史などからのアプローチがある」と述べている（『新教育学大事典』第一法規、1990年）。水野真知子は『高等女学校の研究——女子教育改革史の視座から』（上巻、野間教育研究所、2009年）において、27道府県の女紅場の全国調査を実施した結果から、坂本らのいう「人格形成の場だった」（前掲、p.19、23）とする女紅場教育について、「自立した女性を育てえなかった」と批判した。水野は、近代女子教育史における女紅場の位置づけについて「過渡的な意味で女子の皆学を図り、女紅場教育は家業から職業への発展性を持ちえなく、本来的に自己修養的なもの、あるいは嫁して後の生活の質、有事に備えての裁ち縫いの技にとどまった」としている（水野前掲、p.109）。なお水野はそこにおいて、前述した諸藩設立の女学校についても論じており、これらは廃藩置県及び学制公布以後に大半が廃止されたとしている。

その後の研究書で、女紅場に関する記述があるのは、職業教育史の立場から三好信浩著『日本の女性と産業教育』（東信堂、2000年）と、同著『日本女子産業教育史の研究』（風間書房、2012年）があるが、「その技術的基礎は、蚕糸について見れば、在来の高機を使った伝統的な域を出ることがなかったため、その生産力の低さが女紅場そのものの衰微の原因となった」としている。また女紅場の概要は、水野の研究に依拠した神辺靖光『女学校の誕生——女子教育史散策 明治前期編』（梓出版社、2019）でも紹介されている。

3. 今後の課題

地場産業の衰退、貧民の流入による環境の悪化、感染症の蔓延など明治初期の混乱の中にいた京都の民衆たちの死と隣り合わせの不安は、容易には想像できない。我々の考えの及ばぬほどの大きな女子教育への期待が女紅場の設置にあったのではないだろうか。さらに女紅場教育の教育効果はいかなるものであったのか。倉田の祖母の例にあるように、単なる良妻賢母教育ではなく、女紅場教育では自立が可能な技能が得られたのかどうか、その教育の質を問う必要がある。自立の発想がなくとも稼がねば生きてゆけない状況があったであろう。さらに坂本らが女紅場の全容が明らかになっている訳ではないと指摘しているように、まだその実態については十分に解明されてはいない。

毎年東京で開催される「全国農業高校収穫祭」では、各地の農業高校が生産する農産物と加工品が販売されていることや、三重県立相可高校の「まごの店」というレストランのような、学校が生産や加工をおこない、販売するということを考えると、女紅場にも職業教育としての意味があったのではないだろうか。過疎化による地域経済の衰退や専門高校の志願者の減少など多くの問題に直面して、ここに魅力ある学校づくりという課題がある。女紅場研究の現代的意義もこのあたりに手がかりがあるのではないだろうか。筆者の一人である横山は、スウェーデンのスロイド教育史を研究してきたが、女紅場は女子のためのスロイド学校であるということもできよう。

No.	文書綴りの表題
1	大分県 女紅場諸届
②	大阪 遊女女紅場 浪花新聞記事
③	岡山県 女紅場 影山梅子資料
④	岡山県 女紅場関係書 岡山県教育史
5	京都府 下京第15区女紅場 生徒規則
6	5に同 婦女職工引立会社
⑦	5に同 明治文化研究
8	京都府 新英学校及女紅場学校 資金
9	8に同 規則・教則・課業表
10	8に同 試験・生徒募集
11	8に同 家禄・伝習生・人事
12	8に同 予算出納記録・沿革誌
⑬	京都府 女紅場資料 稲畑勝太郎君伝他
⑭	京都府 女紅場資料 京都小学史・府史
15	京都府 婦女職工引立会社 規則他
16	京都府資料 女紅場規則

No.	文書綴りの表題
17	京都府 与謝郡女紅場
⑮	京都府 八坂女紅場所有地紛争顚末
19	久多羅木儀一郎論文2編(別府大学)
⑳	高知市 女工伝習場 高知新聞
21	小林巧論文2編(日大経済学部)
㉑	堺県(大阪府堺市) 女紅場
㉒	新潟県 柏崎女紅場 柏崎市史資料集
㉓	新潟県 柏崎女紅場 教師伝記
㉔	新潟県 柏崎女紅場 稿本柏崎史誌
㉕	新潟県史 政治部工業 1~3
27	新潟県 布達 50号 貸座敷・遊女規則
㉗	新潟県 高田女紅場 高田市史
㉘	新潟県 長岡女紅場 新潟県史
㉙	新潟県 女紅場教師の足跡 星野香保
31	函館 女紅場 女紅場書類
32	宮城県「娼妓教育授産之儀建白」

表 坂本清泉・智恵子先生蒐集の女紅場資料一覧

注1) あいうえお順に資料を配列し、ほぼ表題は、地域別になっている。

2) 各資料には表題が付けられ、封筒に収められているので、リストはこれに従った。

3) 道府県公文書館所蔵の資料は1、8~12、16、17、27、31、32。国会図書館及び公立図書館所蔵の資料は②で表示、東京大学近代日本法制史料センター所蔵の資料は5、6、15である。京都府の女紅場に関する資料は、京都府立京都学・歴彩館にある。

「個人的なことは政治的なこと」 ——家族の日常生活と政治の間で

武田宏子（法学研究科教授）

私がジェンダーについて考えるようになったのは学習や読書を通じてのことではなく、家族内で体験したことがきっかけだった。高校3年になったばかりの春のこと。進学希望先を変更したいという相談を母親に持ちかけたところ、母は即座に、あなたは女なんだから浪人はさせません、大学に落ちたら専門学校に行くこと、と答えた。「女子大生亡国論」が流通した時代に思春期を過ごした母からすれば、子どもふたりのうち一生働かなくてはならない男である弟の教育を優先するために、いずれは結婚して家庭に入るのである娘の教育を安上がりに済ませることは当然でのことであった。とは言え、この時、私が進学希望先の変更を強く望むようになったのは、たとえ結婚ができなくても生きていくのに困らないように手に職をつけないといけないと思い悩んだ末のことであり、したがって、母と私が前提としていた女性の人生設計は大きく異なっていた。けれども、私のそういう将来への不安は母にはまったく理解して貰えず、交渉の余地が1ミリもないと悟った私は、とにかく大学生だけになりたいという理由で、それなりに手に職がつけられそうな法学部に推薦で入学するという決断をした。幸いなことに、入学した後で政治学の議論に魅了されて現在に至っているが、そもそもは法学部に行きたかったわけではなかった。

進学先をめぐる母とのやりとりは、私にとって、自分がジェンダー性を帯びた存在として社会で生活しており、そのことによって日々の行為や決定に何らかの負荷や制限がかかってくるということを具体的に体験した最初の機会であった。その後、そうした経験を政治学の知見と結びつけることで、ジェンダーによる制約や負荷がかかる程度やそのメカニズムは政治的な意思決定の結果である制度や政策の設計や運用のされ方によって異なるということが理解できるようになっていった。例えば、大学で出会ったドイツやオーストラリアからの留学生が話してくれた彼らの進学事情との対比からは、高等教育を受けるためには相対的に高額な入学金や授業料の納入が必要であり、また、私立の学校／大学の数が多く、規模の大きい受験産業が存在しているという日本特有の制度状況ゆえに、進学する際に親の意向が強く影響することが見えてきた。あるいは、ずっと後になってから、イギリスで就学したばかりの子どもの子育て中に大学教師になったわけであるが、当時のイギリスは個人的達成を特に強調するニュー・レイバー政権下にあり、市民権の根本にあったのは就労可能な成人全員に就労義務があると見なす「成人労働者モデル」(adult worker model) の考え方であった。言い換えれば、小さな子ども

の母親であろうが働いて生活費を確保することは社会の構成員としては必須のことであり、他方で、アンジェラ・マクロビーがポスト・フェミニスト論で痛烈に批判しているように、新自由主義的原則と信条の強い影響が観察されるニュー・レイバー政権による労働政策と高等教育政策が織りなす制度環境においては、研究の量と質さえ整えられれば出自やジェンダーにかかわらず終身在職権付きのポストを獲得できる開放性と柔軟性が存在していた。競争とメリットを強調する自由主義的経済システムの方が風通しが良く、女性が専門職に進出する傾向が観察されることについては「資本主義の多様性」(Varieties of Capitalism) 論でも指摘されている。

このように、私にとって、自分自身が成長して親／労働者となり、毎日の生活を営むこと自体が、「政治」による決定の結果として現れる異なる日常生活の送り方と向き合い、そこから派生する様々なインプリケーションを考える過程でもあった。多分、そうした事情を色濃く反映して、これまでの研究は表面的には様々なトピックを扱ってきたように見えるかもしれないが、多くの場合は、国家の制度や政策が設計・改革され、あるいは運営される際に前提とされる(特にジェンダーに関する)考え方やロジックを析出し、それが人びと自身や彼らの生活にどのように影響しているのか考察しようとしている点で共通している。多少違った言い方をすると、これまでの研究を通じて私が理解しようと試みてきたのは、人びとの生や生活と国家システムの間に存在する双方向的な関係性であったとすることができるだろう。この時、先にも触れたように、人びとはジェンダー性を帯びた存在として社会で生活しているからこそ、考察する際には、政治社会および日常生活での実践において作用するジェンダーに目を配ることが不可欠であるのだが、これに加えて、日常生活と政治システムのダイナミクスを密接に関連させて分析することが必要となる。このため、これまでの研究では、相互に関連するふたつの仕掛けを活用してきた。すなわち、ミッシェル・フーコーの講義に由来し、特に英語圏で発達した「統治性」(governmentality) の議論を参照することと、「政治」ということばが指す領域を従来よりも広いものとして理解するよう試みることである。以下、ひとつずつ説明していく。

「統治性」は「規律権力」(disciplinary power) と「人口の生政治」(biopolitics of the population) というフーコーが議論した権力モデルに基づく近現代の統治の具体的な「行い方」(conduct) を指し示す用語である。「規律権力」は人びとが「監視者」のまなざしを内面化し、自分自身の行為を不断にチェックし、統制することで継続的に特定の仕方で行為することを促す権力であり、他方で、「人口の生政治」は人びとが健康で、幸福な生活を送ることを支援するための制度を整えたり、社会的サービスを展開したりすることを指す。「規律権力」と「人口の生政治」は、したがって、他者に物理的力やあるいは影響力などを通じて負荷をかけることで特定の行為の仕方や決定を押し

付ける外在的な圧力としての権力ではなく、個人の主体性と日常生活を形作る「構成的権力」としての性質を帯びている。こうした構成的権力が政治学の研究において取り上げられるようになって、実は、まだそれほど長い時間が経っているわけではない。また、客観的にその作用の仕方を観察したり、あるいは数量データに変換して統計学的な処理を施し、分析することに適さない構成的権力を政治学の分析対象とすることには現在に至るまで異論が存在している。

こうした事情から、構成的権力の作用を政治学の問題として論じるためには、従来の政治学研究で使用されてきた「政治」概念を拡大し、その範囲に含まれてこなかった事象も「政治」と見なす必要があると指摘することが不可欠であった。ここで典型例となるのが「家族」であろう。例えば、現在でも広く読まれている『政治の擁護』を著したイギリスの政治学者、バーナード・クリックは政治を「公的な領域」における決定作成のための交渉であると定義し、そのため「私的な」家族や労働組合内での交渉を政治から除外している。けれども、現在、政権党内で議論されている「選択的夫婦別姓」や「不妊治療への保険適用」といった問題を持ち出すまでもなく、人びとが家族を形成し、運営する際の枠組みとなる制度は政治によって定められ、変更されるものであり、こうした政治的決定は個々人の家族についての考え方や家族形成行動に不可避免的に影響する。

近現代日本の政治過程を分析の対象とする際には、実は、さらに踏み込んで「家族の政治」について議論する必要がある。というのも、明治国家が設立されて以来、日本の政府が間接的ないし直接的に特定の家族像を推奨し、国民の間で広く普及するための努力を行った事例が継続的に確認できるからである。よく知られた「良妻賢母」イデオロギーに留まらず、例えば、表向きは民間団体を中心とした運営という体裁を取っていたが、国家予算から資金が提供され、政府を含めた公的組織のバックアップを受けていた新生活運動を通じて「家族計画」の考え方が広められ、婚姻したカップルと2ないし3人の子どもが構成する家族を適切な配慮をもって管理し、営むことの重要性が大企業の従業員世帯の間で具体的な「幸福な家族」のビジョンを伴って共有されるようになっていった (Takeda 2005; 2016)。より最近の事例としては、2001年には内閣府国民生活局から「構造改革の一環としての家族制度の見直し」が発表され、「新しい家族」のイメージが提案されているし (Takeda 2011)、また、2005年に成立した食育基本法によって食育が国民運動として展開されるようになったが、そこでは家族の食生活の有能な管理者としての母／妻像が強調されていた (武田 2011)。食育で宣伝された家族像は約50年前に開始された新生活運動の家族像と特に母役割の位置づけ方において強い相関性を示していて、このことは日本政府による「家族」へのアプローチが一定程度、継続性を持ってきたことを示唆する。にもかかわらず、クリックの議論にならうよ

うに、日本においても家族の問題を政治の領域の外に位置づける理解と慣行が現在に至るまで根強く存在しており、政治学の分野では家族の政治に関する研究は周辺化され続けてきた。こうした状況は家族の問題は専ら個人的な問題であるという認識につながり、家族から派生する問題に政治的に対抗する可能性が構想されにくい政治のあり方に帰結する。例えば、女性労働者が雇用システムに存在するジェンダー差別的な慣行を是正するために法の制定や規制の導入を求めるのではなく、仕事を辞めるという「退出」をしばしば「個人的に」選択するように。だからこそ、私は、現代日本政治を考察する際には、「個人的なことは政治的なこと」という第二波フェミニズムの指摘にこだわる必要があると考え、自分の研究を行ってきた。

その上で、ということになるが、実は現在、多少の方向転換を試みている。本年4月に採択された科学研究費基盤研究(B)「男女共同参画の政治過程の政治学的再検討——リベラル・フェミニズムの問題に着目して」では政党や国家の政策形成過程といったよりフォーマルな政治を正面から取り上げることが計画している。日本で活躍する「ジェンダーと政治」の研究者と広く協力する本プロジェクトが目指すのは、男女共同参画の政治が導入されて久しいのに、なぜ日本のジェンダー不平等が一向に改善されていないのか、日本におけるジェンダー平等の実現にはどういった政治が行われることが必要であるのか明らかにすることのみならず、名古屋大学の「ジェンダーと政治」分野の研究をさらに活性化して、将来世代の育成に資することである。気がついてみたら、随分と長い時間、研究者として仕事をさせてもらい、自分が関心を持った問題を考察するという贅沢をしてきた。多分、このあたりで何らかの「お返し」をする頃なのだろう。本年9月に出版された、英語圏における現代日本事情の入門書である *The Routledge Handbook of Contemporary Japan* (Takeda and Williams 2020) に続き、科研プロジェクトを計画した際には、そんな風にこれまでの研究と経験を広く社会に還元することを考えていた。パンデミックの状況が収束したら、日本内外の多くの人を巻き込んで展開していきたい。

【註】引用した過去の研究については研究科の教員紹介ページをご参照ください。

子育て期の家族のウェルビーイングをめざして

浅野みどり (医学系研究科教授)

1. 超少子高齢社会の中での子育て

日本の超少子化は留まるところを知らず予測を超えて進んでおり、2019年度の出生数はなんと90万人を下回ってしまった。日本は人口減少時代に入っており、年間死亡者数は戦後最多の138万人以上である。日本の人口自然減は年間50万人を超えている。合計特殊出生率は「15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの」で、1人の女性が一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当するものと言われている。合計特殊出生率は2005年（平成17年）に最低の1.26となり、その後少しずつ上向き2016年1.44まで回復したが、再び3年連続で低下し2019年は1.36となった。合計特殊出生率が一時よりは回復しても出生数が下落し続けているのは、そもそも女性の数が少なくなっているからである（図1）。

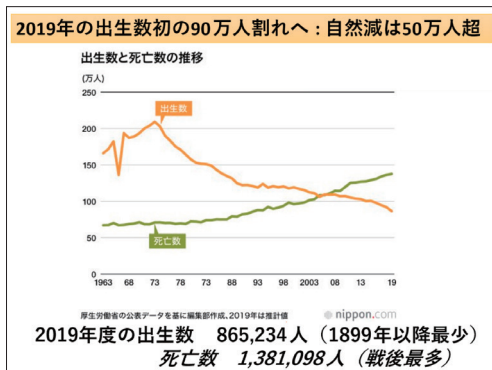


図1

出所：<https://www.nippon.com/ja/japan-data/h00624/#:~:text=>

さらに、メディアでも取り上げられているように、新型コロナウイルス感染症のパンデミックによる社会的影響下で自殺者が増えていることにはたいへん心が痛む。早急な予防策、対応策が必要である。今年8月の統計情報では男性は前年比5%増に対して、女性では40%増と明らかに女性に影響が大きく表れており、年齢別でみると20歳未満3.61倍、20代1.4倍、30代1.7倍であった。つまり、特に若い女性の自死が目立っている（朝日デジタル 2020年10月6日有料会員記事）。

前置きが長くなってしまったが、コロナ禍以前から超少子化における社会全体の子どもへの寛容性の低下や1家族あたりの家族構成員の少なさ（平均世帯人数2.39人）は、子育てや介護を家族だけで担うことを非常に難しくしている。同時に、現代社会における玉石混交の情報過多が、育児の困難感や育児ストレスを増長していると考えられる。さらに、少子化の進行にもかかわらず低出生体重児（いわゆる未熟児）の出生率は漸増しており、2005年度以降全出生の9.4～9.6%と横ばいが続く中でNICU（Neonatal Intensive Care Unit：新生児集中治療室）・GCU（Growing Care Unit：新生児回復治療室／発育支援室）の役割はますます大きくなっている。

2. 親役割獲得への支援、子育て期の家族への支援

このような子育てを取り巻く現状から、私たちの研究室では、前述の NICU に入院したお子さんのご家族をはじめ、アレルギー疾患をもつお子さんのご家族、ASD (Autism Disorder Spectrum) など発達障害のあるお子さんのご家族、シングルマザーとして子育てされているご家族など、健康にかかわる何らかの Special Care Needs を有して at risk の状態にあるご家族の育児ストレス、健康問題、家族全体の Well-being に関する研究に取り組んでいる。子育てや家族の健康問題を考えるとき、ジェンダーの観点と切り離して考えることはできない。家族の多様化という言葉は社会に浸透して久しいが、保健医療の現場では、子育てに関してまだまだ母親への働きかけが主となり、父親を含めた家族への働きかけは概して希薄になる傾向があり、家族としてのニーズに十分に対応できているとは言い難い。例えば、親としての特性をあらわす用語として「母性」「父性」が用いられてきたが、これはステレオタイプの性別役割分業観に基づいている。これらの背景が母親に育児の負担感を多く抱かせることになるのではないかという反省もある。

そこで、母親と父親に共通する親の特性を示す「親性」の概念明確化と尺度開発を行った(大橋・浅野 2010)。開発した育児期の親性尺度を用いて、出産から 12 ヶ月後までの親性の変化および親性と家族機能との関連を明らかにした。親性尺度は、「自己への認識(親役割の状態、親役割以外の状態)」「子どもへの認識」の 2 側面・3 下位領域で構成されているが、育児期の親性総得点および自己への認識(親役割の状態)と子どもへの認識は、出産から 3 ヶ月後にかけて大きく向上しておりその後 12 ヶ月まで安定した状態であった。一方、自己への認識(親役割以外の状態)得点は stable であった。したがって、出産から 3 ヶ月後にかけては、親になるプロセスにおいて重要なターニングポイントとなる時期と考えられ、支援が最も必要な時期である。両親の関係性を含め、親の心身の状態と生活の不安が育児期の親性に影響を与える要因となっていたことから、看護介入の前提として、親の心身の状態や不安の有無、親を取り巻く生活環境の丁寧なアセスメントは欠かせない。また、育児期の親性と家族機能との間には関連があることも明らかになった。特に親自身の認識と家族機能との関連性が強く、「家族内のコミュニケーション」「家族システムの柔軟性」「家族に対する評価」「家族の凝集性」との関連が強かったことから、家族内のコミュニケーションと家族の役割調整の柔軟性を促し、家族の絆(凝集性)を深め、家族に対する肯定的評価ができるような働きかけが親性の健全な発達にもつながる。親への介入はもちろんのこと、家族システム内外のリスク要因の軽減を図り、家族機能の悪化を予防する働きかけも重要であることが示唆された(Ohashi & Asano 2012)。

さらに、私たちの研究室では、NICU・GCU に入院した経験をもつ家族への支援の充実化をめざして、父親に焦点をあてた研究にも取り組んできた。例えば、NICU に入院した経験をもつ父親の負担感の推移や役割に関する面接調査と Visual Analog Scale や模式図を用いた質的研究(清水・浅野 2018)、NICU 入院児の父親の職場における育児

支援と退院後の親性の関連を明らかにする量的研究（河村・浅野 2020）と質的研究によるミックス法研究などである。見過ごしがちなジェンダー問題として、「男性の生きづらさ」を考える必要性が指摘されており、田中俊之氏は「しかも多くの人が、その問題に気づいてさえいない。（中略）男性だからこそ課せられている役割や行動パターンから、自ら外れてみようという視点がもてない」と述べている（<https://www.pen-online.jp/news/culture/mensstudies/1>）。

前述のように、子どもの健やかな成長のためには、母子だけに注目するのではなく、“子育て期の家族全体の Well-being” を支えていく観点が欠かせない。極低体重出生児（1500g 未満で出生した子ども）の父親に関する先行研究知見（濱田 2000）からも、父親は自身の不安な気持ちを抱えながら家庭での役割も担っていること、しかしその一方で、父親は必ずしもその状況を負担として捉えているわけではないことが示唆されていた。NICU に入院した極低出生体重児の父親 9 名を対象とした半構造化面接による負担感の推移に関する質的研究（清水・浅野 2018）では、①児の出生を機に負担感が最も高くなり徐々に軽減する ②児の退院後の負担がより高くなる ③児の出生後しばらくしてから高くなる という 3 タイプに分類された。①のタイプが主流であり、②③は双子や上の子どもの世話や仕事との両立の困難さ、児の健康問題など他の要因が加わっていた。また、NICU 入院児の父親の職場における育児支援と退院後の親性の関連（河村・浅野 2020）は、NICU を退院後 1 年以内の子どもの父親 115 名を調査した。その結果、子どもの NICU 入院中に活用した育児支援を活用した群と活用しなかった群では、育児期の親性尺度得点は「活用群」で有意に高く、親性の発達に影響していたことが明らかとなった。さらに、重回帰分析の結果、親性得点への影響因子として「職場における育児支援」「NICU 面会頻度」「男性の育児参加についての意見」が関連していた。父親に対しても、育児を共に担う責任者として意識できるような支援と育児期にある男性の特徴を理解し、父親の権利を擁護し、育児支援が活用しやすい職場環境づくりの支援を行う必要があることが示唆された。

3. 家族の価値観を尊重した育児支援とは

発達障害のあるお子さんやシングルマザーとして子育てなど何らかの Special Care Needs を有して at risk の状態にあるご家族の多くは、生きづらさを抱えながらも日々の育児に精一杯の努力をし、もがいていることが多い。だからこそ、周囲から何の支援もなく見過ごされてしまうと、育児ストレスの増大からメンタルヘルスの問題や子ども虐待などへ波及し、家族全体の Well-being が脅かされてしまう。門間（2010）は、シングルマザーの子育てについて「女性において、夫婦の役割分担や妻の役割、子育てに関する伝統的価値観への回帰の現象が見られる。多様な価値観が認められるようになったとはいうものの、世間一般ではシングルマザーにとって生きにくい規範意識が根強く息づいている。」と指摘し、シングルマザーとして生きる女性の“社会的現実”を描いた。

彼女たちの語りから、以下の6つの“社会的現実”を浮かび上がらせている。

- ①異性に対して清くなければ世間から受け入れられない
- ②子どもたちに心配させてしまう
- ③家族の事情を打ち明けるか隠すか、ダブルバインド状況
- ④過去の人間関係を振り返りつつ現在の親子関係をつくりあげる
- ⑤自らの経験は柔軟に潔く意味づけるしかない
- ⑥日々の困難には自分なりのやり方で対処する

支援者の姿勢として、One up position からの指摘や知識を与えるだけの教育では解決しない。家族の努力を労い、家族の価値観を理解し尊重する姿勢が不可欠であることは疑いようがない。とはいえ、“家族の価値観を理解する”のは、「言うは易し」「為し難し」である。私たちの研究室では、家族の strength への着目を大切にしている。理解や支援の試みとして、家族の価値カードを用いたセッション（門間・浅野他 2014）や虐待防止への家族支援オープンダイアローグの試行（細川・門間他 2020）に取り組んできた。形骸的な多様性の理解と尊重ではなく、心から家族の多様性を理解し、疾患や障害など健康にかかわる何らかの Special Care Needs を有して at risk の状態にある人々の“家族全体の Well-being”に貢献できる支援をこれからも少しづつ開発していきたいと考えている（図2）。

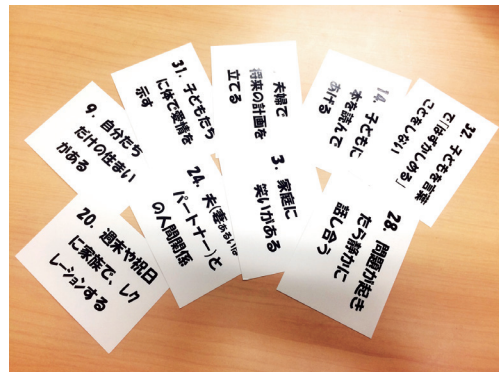


図2 家族の価値カード

【参考文献】

- 濱田美代子 (2000) 「NICUに入院した極低体重児の父親の心理状態について：出生後早期における父親の受容状況」『小児保健研究』59 (3) : 440-444。
- 細川陸也, 門間晶子, 野村直樹, 浅野みどり, 山本真実, 佐藤博文, 白木孝二 (2020) 「虐待防止への家族支援オープンダイアローグの試行」『保健師ジャーナル』76 (10) : 854-861。
- pen-online.jp「見過ごしがちなジェンダー問題、「男性の生きづらさ」を考える」(<https://www.pen-online.jp/news/culture/mensstudies/1>、アクセス日 2020 年 12 月 10 日)。
- KADOMA Akiko, ASANO Midori, NOMURA Naoki (2010), Child-rearing Narratives and Social Realities of Japanese Single Mothers, 『日本看護医療学会雑誌』12 (2) : 1-13。
- 門間晶子, 浅野みどり, 山本真実, 大橋幸美, 古澤亜矢子 (2014) 「「家族の価値カード (Family Values Activity Cards)」から生まれるナラティブ・コミュニティ：自閉症スペクトラム障がいのある子どもの母親へのアプローチ」『日本看護研究学会雑誌』37 巻 1 号 : 105-113。
- 河村 江里子, 浅野 みどり (2020) 「NICU 入院児の父親の職場における育児支援と退院後の親性の関連」『日本小児看護学会誌』29 巻 : 159-166。
- OHASHI Yukimi, ASANO Midori (2012), Transition to early parenthood, and family functioning relationships in Japan: a longitudinal study, *Nursing & Health Sciences*, 14: 140-147
- 大橋幸美, 浅野みどり (2010) 「育児期の親性尺度の開発——信頼性と妥当性の検討」『日本看護研究学会雑誌』33 巻 5 号 : 45-53。
- 清水いづみ, 浅野みどり (2018) 「NICU に入院した極低出生体重児の父親が感じる負担感の内容とその推移——父親自身に関することと家庭内の役割に着目して」『小児看護学会誌』27 : 106-113。

ある態度を表明して、建築は存在してしまう ——オールジェンダートイレをいかに設計すれば良いのか

太幡英亮 (工学研究科准教授)

山下美桜 (工学部4年)

1. 建築の社会性

建築設計という職能にとって、施主をはじめ、管理者や実際の利用者の意向を確認しつつ仕事を進めるというのは当然のことである。また同時に、ある土地、ある街角に存在するという景観の観点から社会的な存在である建築は、単に施主の好みに応じて作られれば良いというものでもない。多くの物質とエネルギーを消費する建築であるから、環境的視点にも応えていく必要がある。そしてさらに、不特定多数が利用する公共的建築であれば、そのデザインの如何が社会的意味を持ち、トイレの設計一つとっても、その「公共性」という難題に対し、物理的に現出する建築そのものを通じて、何かしら設計者の態度が表明されてしまう。

これまで、男女それぞれに、建物の利用者数から適正便器数が算出され、廊下からの視線、個室や小便器の間隔をはじめとして人間の身体及び動作寸法やプライバシーに配慮しつつ、清潔性、防犯性にも気を配り設計する、トイレ設計の型が存在していた。身体・心理・行動、材料・設備等々の建築設計のエッセンスが凝縮された小さな空間でもあるから、設計事務所の新人がトイレの設計から担当するというのはよく聞く話である。

車椅子利用者、オストメイトといった広さや設備を必要とする人々が利用しやすい多機能トイレについては、制度的後押しもあって国内ではかなり普及しており、これも、上記に倣った標準的な型が押さえられれば設計は難しくない。

以上の、男女別トイレに多機能トイレを付帯するという標準型が日本で広く普及している。しかしながら、これらは全く、本稿でテーマとする「ジェンダー」という観点で検討されたものではない。多機能トイレを、ジェンダーの観点から性別を問わないトイレという位置づけにする対応も見られるが、これは、当初からその目的で設計されたものではなく、当座しのぎの場当たりの対応に過ぎない。

この様に、オールジェンダートイレという視点では、現在においてその標準型が得られてはおらず、実質的に国内では十分な研究も、検証も行われていない。極めて難しい問題として放置されている状況と言えるのかもしれない。例えばフィンランドの最新の公共施設を見ると、男女の区分けをせず、性別の如何を問わない形式のトイレが導入されているが、その設計もまだ施設によって異なり、様々な試みの途上と言うことができるだろ

う。国際的に見ても、答えの出ていない今日のテーマの一つと言える。

ここで主題に戻ると、この答えが定まらない課題に対し、しかし設計者は何かしら形として提示することで、それは何かしらの態度表明になってしまうという難しい状況にある。

以降において紹介するのは、本稿の共著者である学生が、卒業研究として果敢に取り組んだ調査結果の一端である。日本においてオールジェンダートイレが如何に可能なのか、どのような課題があるのか、いくつかの設計例の提示によるアンケートを通じて、その多様な評価構造を明らかにすることを目指したものである。

2. オールジェンダートイレの調査概要

2020年11月にインターネットによるアンケート調査を実施した。調査対象は当該学生及びGRL協力教員を経由して配布し、協力して頂いた284名（女性170名、男性103名、男女が明示されなかった回答者（以降LGBTIQなど）11名^{*}）である。10～20代が約半数、30～40代、50代以上がそれぞれ約1／4を占めた。年代や自由記述による性別、ジェンダーについて考えた事があるかなどを聞いた後、オールジェンダートイレの3タイプ及びそこから派生する複数タイプの設計を提示して、様々な質問項目の回答を得た。質問内容は以降の結果とともに示す。

3. 調査結果及び考察

・男性小便器を利用するか

オールジェンダートイレの設計を検討する上で、男性小便器に対する認識を把握する事が必要であろう。この設問への回答は小便器利用経験のある人に限るが、ジェンダーへの関心度との関係が見られた。ジェンダーについて「全く考えたことがない」回答者の100%が、小便器を「何も気にせず利用する」のに対し、「よく考える」回答者の25%は「個室のトイレの方が良い」と回答した。即ち、小便器に対して抵抗感を持つ者が一定数存在し、男性用トイレにおいても、個室（便房）をよりユニバーサルなトイレとして認識していく必要性が伺えた。

・オールジェンダートイレしかない場合の対応

小さなカフェやコンビニなどでオールジェンダートイレしかないという状況で「何も気にせず利用する」割合は男性の79%、女性の29%、LGBTIQなどの36%となった。ここから、性別の区分のないトイレに対する抵抗感が窺え、男女に大きな違いがある事が分かる。小規模店舗に多い、女性用トイレのみ別途確保するという対応は一定の妥当性を持つと言える。

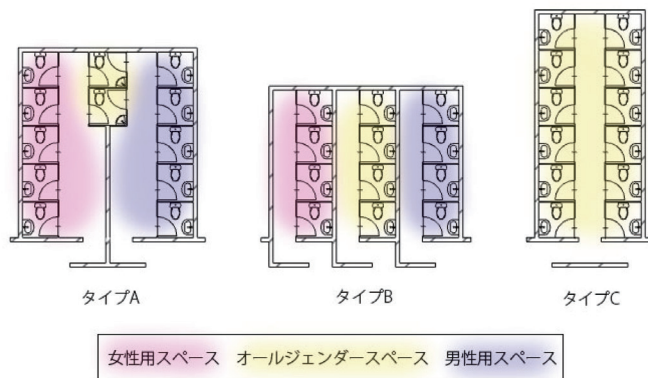


図1 3タイプの平面図

・3タイプの設計に対する評価

既往研究なども参考に、オールジェンダートイレの設計について3つの可能性を検討し設計した(図1)。タイプAは、男女のトイレを個別に確保し双方から入室可能なオールジェンダートイレを中央に設えたもの。

タイプBは、男女のトイレを個別に確保し、それらとは別にオールジェンダートイレを設置したもの。これが現在の日本の標準的なトイレに近い。タイプCは、性別の区分けなく、一室型のオールジェンダートイレとしたもの。これは、ヨーロッパの新しい公共施設で採用される事がある。いずれも、多数の人の利用を想定した設計とし、便器数は12で統一した。実際はより多くの設計可能性があるので、全ては検証困難であるため、まずは、小便器の有無や洗面の有無といった条件を極力排除したもので比較した。

この3タイプを提示し回答を得た結果、全体では「清潔性(いつも清潔にできるか)」「トイレ内での視線(気にならないか)」「防犯性(安全そうに見えるか)」「利用したいか」のどの項目についても、Bの評価が最も高く、次いでA、Cの順となった。全回答者の総計として捉えると、現在最も一般的な形式に近いBの評価が高いと言える。しかし、属性別に見ると評価構造は単純ではないため、単に多数が支持するため良いと解釈する事はできない。以降にその評価構造の概要を示す。

・3タイプの評価と性別の関係

タイプA、B、Cに対する「清潔性」の評価順位は上記の通りで、男女の違いは無いものの、タイプCを「(とても)清潔にできると思う」割合は女性の28%に対し、男性の57%と大きな違いが見られた。また、男女の区分けのないタイプCのトイレは他と比較して「トイレ内での視線」が気になる割合が高かったが、特に女性やLGBTIQなどの回答者において「(とても)気になる」割合が高い。さらに、男性は相対的にCを評価する傾向が強かった(男性の28%に対してその他の性別では10%)。

以上から、オールジェンダートイレが不潔になるという認識が女性やLGBTIQなどにおいて男性より強く働いており、それが3タイプの評価要因の一つと考えられる。しかし、3タイプのそれぞれを、どの性別でも10%程度は評価している点も重要な観点と言える。即ち、いずれかのタイプの設計を洗練させる事で完全なものが作れるという状況では無

いのである。

・3 タイプの評価とジェンダーへの関心度の関係

全体では「利用したいか」の評価がB、A、Cの順だったが、Bに対して「(是非)利用したい」という回答はジェンダーへの関心が高いほど、高くなった(全く考えたことがない人の36%、よく考える人の85%)。逆に、Cに対して「(是非)利用したい」という回答はジェンダーへの関心が低いほど、高くなった。また、Cに対して、ジェンダーへの関心度が高いほど「(とても)危険そうに見える」と答える割合が高い。

以上、評価構造は既に述べた清潔さへの意識に加えジェンダーへの関心と大きく関係し、逆にCを清潔にできると考えている回答者がCを評価しているとも見られる。

・3 タイプの「トイレに入る時の視線」

視線が気になるかどうかは、ジェンダーの観点からトイレの設計を考える上で重要であろう。結果としては、Aの評価が最も高く(気にならない)、次いでCとなり、Bの評価は低くなった。ただし、ジェンダーへの関心が低い回答者に限ると、AよりもBやCに入るときの視線が「(全く)気にならない」と回答する割合が高い。他方で、ジェンダーへの関心が高い層や、LGBTIQなどの回答者はAやBよりもCに入るときの視線が「(とても)気になる」と回答する割合が高かった。

これらの結果も、オールジェンダートイレの設計の難しさを示すものとなった。トイレに入る際の視線という側面で、完全オールジェンダー化がむしろ、LGBTIQ及びジェンダーへの関心が高い人たちの期待に応えられていない可能性が明らかになったのである。

4. まとめ——いかに設計すれば良いのか

本稿は分析の途上における速報であり、洗面台のあり方、オールジェンダートイレと男女別トイレの個数比、評価の背景となる自由記述など、紹介していない内容も多い。しかし、本稿で取り上げた単純な3タイプの設計に対する評価から、筆者らの乏しい想像力による想定を外れた発見がいくつも得られた。その一つは、ジェンダーとトイレの問題を捉える際には、異性の視線に対する意識や清潔性・安全性の意識が大きく関係するだけでなく、それが、性別による区分けの排除、即ち自認する性別と異なるトイレを使用することを強要しない設計、あるいはトイレの使用を通じたカミングアウトを強要しない設計というだけでは解決できない、もしくは悪化するという点である。オールジェンダートイレを巡る、多様で複雑な評価構造の一端に触れる事ができた事は大きな成果であった。

最後に、アンケートにご協力いただいた皆様に感謝申し上げます。

※男性・女性と明示しなかった回答者は11名と少ないため統計的には参考値と言える。

教団女性たちのリアリティを描く ——ジェンダーと宗教の実証研究

横井桃子（環境学研究科助教）

はじめに

「宗教」は人々の悩みや苦しみに対して一定の道筋を示す、いわば心の問題を取り扱うものだが、同時に「宗教」は、人々の信仰によって維持され継承されてきた人間の営みそのものでもある。宗教が人間の営みによって現代にまで至っているということは、宗教と社会との関係は、様々に変化しながら互いに影響を与えあうものであったといえよう。筆者の研究は、そうした「宗教」の人間社会とのかかわりを経験科学の手法によって明らかにしていく、宗教社会学という分野に位置する。研究テーマをより詳述するならば、女性宗教者・女性信者の宗教組織内外における役割のジェンダー性といった観点からの実証的研究である。今回は、筆者のこれまでおこなってきた研究の概要を紹介したい。

1. 研究の目的と射程

筆者の宗教とジェンダーの研究において一貫した視点は、宗教を信仰する人々は決してその宗教教団の内側のみの世界で生きているのではなく、他宗教の信仰者や無宗教の人々とも交流しながら社会生活を送っている“生活者”である、というものである。特に、地域の中で人間関係を構築していくうえでの女性宗教者・女性信者（以下、教団女性とする）の役割について関心を持ち、ジェンダーの視点から検討することで社会生活者としての教団女性を描き出そうとすることを研究の目的としている。

これまで、宗教とジェンダーの研究分野では、宗教教団の教義に基づく男女差（別）の解釈や（源 1981）、教団女性の意識の歴史的変容や（西口 2006）、宗教教団に所属する現代の指導者や信徒たちの男女差別の意識と実態に迫る調査研究（川橋 2012）が主におこなわれてきた。これらの研究はそれぞれ重要な論点をもつが、一方で以下の課題が残されている。①現代における宗教とジェンダー問題の実態把握と解決方略の検討という課題に対して、教学的・史学的研究では、具体的かつ効果的な提案をすることが難しいこと、②人類学的・社会的な実証研究で着目されるのは、「宗教教団の規律や戒律、宗教教義」と「女性・ジェンダー」との関係であり、いかに現代の教団女性が宗教のきまりから解放されているのか・解放されるべきなのか、といった点であること。つまり、こうした研究では、教団に所属する人々が、宗教教団以外の社会構造にも組み込まれた社会的生活者であるという側面にはあまり注目されてこなかった。

こうした課題を踏まえて、筆者の研究では、教団女性がどのような社会生活を送っているのか、特に他者とどのような関係を結んでいるのかといった着眼点から出発している。このテーマに関連する理論として、近年の社会学分野において興隆をみせる「社会関係資本（ソーシャル・キャピタル）」が挙げられる。

2. 宗教と社会関係資本、そしてジェンダー

社会関係資本とは、「個人間のつながり、すなわち社会的ネットワーク、およびそこから生じる互酬性の規範と信頼」（Putnam 2000 = 2006, p.14）であり、私財でもあり公共財でもありうるとされ、社会関係資本は社会の効率性を高める性質をもつとされる。また、Lin は社会関係資本を、市場において期待されるリターンを見越して社会関係へ資源を投資することとしている。Lin の社会関係資本の理論では、“価値ある資源の維持あるいは獲得を目的とした行為に焦点を当てるもの”として、行為者に重点が置かれる（Lin 2001）。

社会関係資本をめぐる議論は宗教社会学においても活発化し、特に宗教の社会貢献研究においては重要な概念として取り入れられている（稲場・櫻井 2009）。近代化によりコミュニティ機能が衰退し、それに代わる共助の仕組みづくりが必要であるという認識が広がる中で、その共助の仕組みづくりを誰が・どのようにして担うのが課題となってくる。それに対し、宗教社会学や宗教の社会貢献研究の分野からは、宗教が社会関係資本として機能し、人と人とのつながりを醸成する基盤となる可能性が示されている。

上述した社会関係資本としての宗教の議論を踏まえ、筆者は、宗教団体指導者とその配偶者に着目し、彼らが地域社会において布教伝道をおこなう中で、信者や地域住民とどのような人間関係を築いているのか、そこにジェンダー差が存在しているのかを検討することとした。この問題関心の背景にあるのは、「誰がどのような投資をし、そして誰が社会関係資本によってリターンを得ているのか」という利益性／不利益性のバランスという視点である。さらに社会関係資本の階層性、特に性別によって社会関係資本からもたらされる帰結が異なるという指摘（Silvey & Elimhirst 2003）や、社会関係資本概念を宗教研究に持ち込む際のジェンダー論の視点の必要性（小松 2014）といった点を踏まえている。

3. 実証的研究——日本とハワイの比較

社会関係資本論を援用し、宗教者－信者・住民間の投資とリターンという観点から、教団女性に求められる役割のジェンダー性を検討することを目的に、日本とハワイの浄土真宗本願寺派寺院の寺院夫婦を対象とする調査をおこなった。ハワイは 19 世紀末

～20 世紀初頭にかけて日本の宗教教団が日本人移民のために布教へと渡った地であり、ハワイに渡った日系宗教は、その制度や文化を変容させつつも現在に至るまで存続しているという特徴がある。日本とハワイという異なる地域の仏教教団の制度や文化の比較という視座から、両地域の宗教者・教団女性のジェンダー役割と社会関係のありようを描き出すことが、筆者の研究課題であった。

2013 年に日本とハワイの両地域にて半構造化インタビュー調査を実施し、得られたデータから新たな「僧侶の配偶者」像を描き出した。まず日本においては、地域のネットワークのありようによって住職やその配偶者である教団女性の社会参加の動機に違いが存在していた。ネットワーク密度が高い農村部においては、教団女性の人づきあいが寺院と地域住民を結ぶ重要な要素であり、教団女性が地域に参加することで、地域住民からの寺院への参拝や協力を得ることができていた。教団女性たちは、寺院の活性化というリターンを見越して、地域住民のための社会参加という投資をおこなっていたのである。また、そうした信者や地域住民などの他者との人づきあいのなかでの細かい気配りは配偶者のみが負うものであり、ジェンダー不平等性が存在していると示唆できる。

次に、ハワイにおける調査結果を示す。ハワイ寺院は開教当初、日本の寺院制度を導入し僧侶と配偶者主導で寺院運営がなされていたが、アメリカの宗教制度の受容に伴い、次第に信徒主導の寺院運営へと移行してきたという経緯がある。開教初期は日系移民と日系仏教信者のためのコミュニティ形成やその維持に、開教使夫婦の主導力が必要であった。しかし、宗教教団のアメリカ化の進展に伴い、寺院の運営主体が信徒へと移っていき、開教使夫婦、特に開教使の妻ら教団女性の寺院活動への参与はあまり重要とされなくなっていったことが分かる。その結果、現代では寺院コミュニティの信者が開教教師の妻に求める役割は縮小していくのだが、一方で寺院活動にかかわりたい・家族である開教使を支えたいという教団女性の葛藤も描き出された。

制度という巨視的な視点からみると、世襲制を基礎とした僧侶家族による寺院運営（日本）と信徒主導型による寺院運営（ハワイ）という教団制度と文化の違いが、彼らのコミュニティにおける役割を変化させてきたといえる。詳細については付記に示した拙著を参照いただきたいが、こうした地域によって異なる制度の影響を受けて、教団女性の役割や求められること、信者との関係が大きく変化していることは間違いないだろう。

4. 今後の研究の方向性

宗教社会学の中でも女性あるいはジェンダーに関する実証研究は、川又（2002）や丹羽（2019）などがキリスト教牧師夫人や仏教寺院の女性僧侶をフィールドとしておこなっている。筆者のこれまでの研究も、宗教組織に与しながら社会生活を送る宗教者とその

周辺の人々を取り扱ってきた。以下では、今後の研究の方向性をいくつか示したい。

筆者がこれまでおこなってきた研究は、日本の伝統仏教教団を対象としているのみで、他の宗教については明らかになっていない。特に海外から日本にやってきた移民と宗教、そしてそのコミュニティで生じるジェンダー問題について、今後明らかにしていきたいと考えている。また同様の問題として、これまでの研究では「宗教を信仰する人々」という日本ではごく限られた範囲の事象について記述されているのみで、大部分の「宗教を信仰しない人」はジェンダー宗教学の範疇外になっているという問題点がある。宗教を信仰しない人にとって宗教は無関係というわけではない。宗教のありようは社会制度や文化と結びつき、人々の生活や価値観に影響する。こうした点を踏まえると、日本人一般のジェンダー観の変容と宗教意識の関連は現在も蓄積が不十分であり、理論的・実証的研究の余地が残されていると考えられる。信仰を持たない日本人、日本で暮らす外国人・移民、そして日本以外の国々といった広い対象を扱い、宗教教団制度や宗教文化といった背景を考慮に入れジェンダー意識を検討することで、宗教とジェンダーの新たな関係を見出していきたい。

【付記】

本稿は、拙稿「坊守がつなぐ地域——寺院は女性で支えられる」（櫻井義秀・川又俊則編『人口減少社会と寺院——ソーシャル・キャピタルの視座から』法蔵館、2016年）、および「ハワイ社会における開教使夫婦の役割の変容——日系宗教の教団制度のアメリカ化に着目して」（『大阪大学大学院人間科学研究科紀要』44 p.101-119、2018年）の内容を整理・加筆したものである。

【引用文献】

- 稲場圭信・櫻井義秀編（2009）『社会貢献する宗教』世界思想社。
- 川橋範子（2012）『妻帯仏教の民族誌——ジェンダー宗教学からのアプローチ』人文書院。
- 川又俊則（2002）『ライフヒストリー研究の基礎——個人の「語り」にみる現代日本のキリスト教』創風社。
- 小松加代子（2014）「宗教はひとつの絆をつくりあげるのか——ソーシャル・キャピタル論とジェンダーの視点から」『多摩大学グローバルスタディーズ学部紀要』6、pp.61-74。
- Lin, Nan (2001) *Social Capital: A Theory of Social Structure and Action*, Cambridge University Press: ナン・リン（2008）『ソーシャル・キャピタル——社会構造と行為の理論』筒井淳也・石田光規・桜井政成・三輪哲・土岐智賀子訳、ミネルヴァ書房。
- 源 淳子（1981）『鎌倉浄土教と女性』永田文昌堂。
- 西口順子（2006）『中世の女性と仏教』法蔵館。
- 丹羽宣子（2019）『〈僧侶らしさ〉と〈女性らしさ〉の宗教社会学——日蓮宗女性僧侶の事例から』晃洋書房。
- Putnam, Robert D. (2000) *Bowling Alone: The Collapse and Revival of American Community*, Simon & Schuster: ロバート・D・パットナム（2006）『孤独なボウリング——米国コミュニティの崩壊と再生』柴内康文訳、柏書房。
- Silvey, R. & Elmhirst, R. (2003) "Engendering Social Capital: Women Workers and Rural-Urban Networks in Indonesia's Crisis," *World Development*, 31 (5) pp.865-879.

性差の科学「セックスとジェンダー」

束村博子（生命農学研究科教授・男女共同参センター長）

はじめに

今や、ジェンダーに対する社会の関心は高く、性別によらない人材の活躍が社会の活性化に重要であるとの考えが常識になりつつある。「ジェンダー平等の実現」は国連が提唱した「持続可能な開発目標（SDGs）」のひとつとして掲げられ、また今日では、人文社会科学に留まらず、自然科学分野においても、ジェンダー視点の導入が今後の更なる学問的發展に貢献すると期待されている。

生物学における性、すなわち「セックス」とは、有性生殖を行うすべての生物に見られる「雄性と雌性の生物学的特徴」である。一方で、「ジェンダー」とは、基本的にはヒトにおける「セックス以上のものを含む、社会的・文化的な性」である。ヒトを含めた哺乳類の「セックス」がどのように成り立つのか、またその意義について、生物学的な視点から俯瞰することにより、ジェンダーそのものとジェンダー平等の意義への理解がより一層深まると期待し、本稿では、生物学的な性についての科学的知見を概説しつつ、セックスとジェンダーについて考察したい。

1. 生物学的性「セックス」の成り立ち

生物学的にみれば、性「セックス」とは、有性生殖により次世代を残す生物の、同種の個体における雄性と雌性の生物学的特徴を意味しており、その意義は、有性生殖で得られる遺伝子の多様性という点に集約することができる。哺乳類の場合、雄個体と雌個体が出会い、受精、妊娠、分娩、泌乳からなる生殖過程を経て、次世代をのこすことができる。無性生殖と比べ、有性生殖は決して効率的な生殖手段とはいえないにもかかわらず、地球上の多くの生物が有性生殖で子孫を残してきた理由は、有性生殖がそれぞれの種に遺伝的多様性をもたらすことにある。父方と母方の両性からの遺伝子を引き継いだ子世代は、いずれの親とも異なる遺伝情報によりユニークな形質を有する個体となる。多様な形質が、さまざまな環境変化に適応できる能力をもつ個体をのこす可能性を増大させる点で、遺伝子の多様性は種の存続にとって大きな原動力となるのである。

哺乳類の性は、性染色体によって決定され、性染色体がX Xなら女性（雌）、X Yなら男性（雄）となる。ヒトの場合、受精卵から胎児へと発生が進む過程で、胎生期の約6週頃までは解剖学・機能的な性差はなく、未分化の生腺は卵巢・精巣のいずれにも発

生し得る。その後、Y染色体上にある性決定遺伝子(*sry* 遺伝子)の発現がトリガーとなり、いくつもの遺伝子の連続した発現カスケードを介して、未分化の性腺が精巣へと分化していく。女の胎児では、*sry* 遺伝子がないため、生殖腺はそのままデフォルトの卵巢へと発達する。

胎児精巣から分泌されるホルモンは、内外生殖器の性、更には脳の性を決定する重要な因子となる。胎児期の初期では、精巣や卵巢以外の副生殖器もまた雌雄同型であり、男女いずれの形にも分化することができる。男児胎児では、胎生6~7週に生殖腺が精巣へと分化しアンドロゲン(いわゆる男性ホルモン)やミューラー管抑制ホルモンを分泌する。これらのホルモンの働きにより、男性型の内外生殖器が形成される。一方、女の胎児の場合は、これらのホルモンがないため、そのままデフォルトの女性型の内外生殖器に分化していく。アンドロゲンが外性器の男性化をもたらすことは、突然変異によりアンドロゲン受容体を欠損したヒト(testicular feminization mutation, TFM)の例で分かる。TFMのヒトでは、性染色体の遺伝子型はXY型であるため精巣が形成され、アンドロゲンが分泌されるが、その受容体を欠損するためアンドロゲンが作用することができない。その結果、TFMのヒトでは、外見上は女性と全く区別がつかなくなる。

発達期のホルモン環境の違いは、脳の機能的・解剖学的な性差をもたらす。例えば、ラットの性行動をみると、出生直後の発達期にアンドロゲンに曝露されると雌でも雄型の性行動を示すようになる。脳内には、雌雄で大きさの異なる神経核があり、性的二型核と呼ばれる。視索前野(POA)は、雄ラットで雌より大きい。誕生直後の雌ラットにアンドロゲンを投与すると、POAは雄の様に大きくなる。また前腹側室周囲核は、排卵を制御するキスペプチンニューロンが存在する中枢であり、雌ラットの方が雄よりも大きい。一方、発達期の雌ラットにアンドロゲンを感作させるとキスペプチンニューロンは消失して雄型となり、排卵能力は消失する。このように、脳の発達期におけるアンドロゲンの有無により不可逆な脳の性差が形成される。

発達期に形成された脳の性差は、性成熟後のホルモン分泌動態に性差をもたらす。ヒトの場合、誕生から性成熟までの期間に性腺は一旦休止期にはいるため、ホルモンの性差は殆どない。成長すると、視床下部からの性腺刺激ホルモン放出ホルモン(GnRH)分泌を支配する神経系が活発となり、その結果下垂体からの性腺刺激ホルモンが盛んに分泌されるようになり、性成熟をむかえる。男性の場合は、アンドロゲンが精巣から分泌されつづけ、男性特有の第二次性徴を示すようになる。一方、女性の場合、周期的に卵胞が発育し、これに伴いエストロゲン分泌が周期的に上昇するようになる。高濃度

のエストロゲンは、脳に作用し、GnRH ひいては下垂体からの黄体形成ホルモンサージを誘起し、排卵に至る。排卵後は黄体ホルモン分泌が優位になり、妊娠が成立しなければ黄体が退行して月経に至る。このように女性では、約一ヶ月からなる月経周期を繰り返すようになる。

動物の場合は、性成熟後のホルモン分泌の違いが性行動に性差をもたらす。例えば、雄ラットの雌への交尾行動はアンドロゲン依存性である。雌ラットにおいては、卵胞発育に伴って高濃度に分泌されるエストロゲンによって、雌型の性行動を示すようになる。このように、発達期に不可逆に決定された脳の性差に加え、成熟後のそれぞれの性ホルモンの働きにより、雌雄がそれぞれ特有の性行動を起こすことが出来るのである。性成熟後のホルモン動態の違いがヒトの行動にどれほど性差をもたらすかについては、難しい問題である。ヒトの脳は、動物と異なり後述のように「新しい脳」が発達し、理性や知性が高度に備わっているため、動物実験での結果を直ぐさま当てはめることは出来ないだろう。

2. ヒトにおける脳の性差とジェンダー

ヒトの脳機能の性差に着目した研究成果も数多く報告されている。例えば、言語に関わる中枢活動には男女差があり、ある種の言語情報を処理するときに、殆どの場合、女性は左右の脳を使うのに対して、男性の場合は左脳のみを使うとされる。また、空間的な認知能力は、男性の方が女性より高いとする報告もある。一方で、近年のメタ分析研究により、空間認知能力の性差はそれほど大きくないことも示されている。これまで男女差があるとされてきた事象についても、さらに精密な分析を重ねることが重要である。

ヒトの脳の性差を考える上で、生物学的な性（セックス）と社会的な性（ジェンダー）の概念を導入することが有用である。ヒトの脳の性差は、性ホルモン分泌の違いがもたらす「セックス」によるものと、出生後の性別による環境刺激の違いによって形成されてゆく「ジェンダー」によるものとの複合であると考えることができる。セックスは、主に進化的に「古い脳」（生存や生殖に関わる生理機能を制御する視床下部や脳幹）の性差に関わり、一方でジェンダーは「新しい脳」（大脳や海馬など）の性差に関わると考えられる。

ヒトでは胎生期にアンドロゲンに感作されると、「古い脳」がデフォルトの女性型から男性化され、男性特有の生殖機能や性自認が形成されと考えられる。性自認については、環境要因よりもむしろ胎児期のホルモン環境により決定されとの考えが有力である。これは、不慮の事故を契機に幼児期に精巣除去され、女性として育てられたヒトが、成長に伴い男性としての性自認を持つに至った事例などにより示唆される。前述のTFM 女性では、性自認でも女性型であるとされる。これは、脳内のアンドロゲン受容体の欠損により、性自認でも雄性化が起こらないからだと解釈できる。

「新しい脳」は、主に出生後の環境刺激により高度に発達するため、もし環境刺激に

性別による違いがあれば、男女での脳の発達に性差をもたらす可能性がある。よって、ある能力の男女差が、単に生物学的要因に起因したものであるかどうかは、留意すべき点である。さらに、多くの研究報告は、男女（あるいは雄雌）というグループ間の平均値の違いであることにも留意したい。すなわち、男女のグループ間に有意な差がある場合も、各々のグループに属する個々人に、性による決定的な違いがあるという意味ではない。また、科学研究においては、有意差がある結果が論文化される場合が多く、性差はないとする研究成果は世に出にくい。例えば、知能指数について男女差は認められておらず、さらに、少なくとも数学における男女の能力の差はないとされる。知性に関していえば、性差より個人差の方が大きいと考えるのが妥当である。

3. ジェンダードイノベーション

科学技術分野において「ジェンダードイノベーション」の重要性が認識され、「男女差分析」などジェンダー視点を必ず入れるべきとの考えが広まりつつある。実際に、疾患についても性差の例が示されている。例えばパーキンソン病では、男性の方が女性より罹患率が高いとされ、脳卒中のリスクにも年齢によって男女差があることが報告されている。このような性差をもたらすメカニズムの少なくとも一部は、男女に特有のホルモンの違いに起因する可能性がある。一方で、摂食障害については女性に罹患者が多く、その性差には環境要因が関わるとも指摘されている。また、動物実験では、雄個体を用いた研究が多く、ホルモン環境の性差による影響を見落としている可能性も高い。ヒトや実験動物を用いた全ての研究において、性差の有無も含めて検証されるべきであろう。

おわりに

多様性は、社会や組織の活性化と発展にとって重要である。とりわけジェンダーにおける多様性は、日本においての長年の課題である。有性生殖で子孫を残す生物が多様な遺伝子を原動力として地球上に繁栄してきたように、人間社会でも多様な人材の活躍が、個人、組織や社会の生き残りや発展の原動力となる。性別によらず全ての人が活躍できる社会になれば、科学、教育、ひいては社会全体にさらなる発展をもたらすだろう。その為にも大学における多様性の推進が急務である。

【参考文献】

- Shaywitz BA et al., "Sex differences in the functional organization of the brain for language." *Nature*, 1995.
- 束村博子「中枢神経系の性分化」『繁殖生物学改訂版』日本繁殖生物学会編、インターズー（Eduward Press）、東京、pp.179-201、2020。
- Janet S. Hyde, "Sex and Cognition: Gender and Cognitive Functions," *Curr Opin Neurobiol*, 2016.
- Choleris E. et al., "Sex differences in the brain: Implications for behavioral and biomedical research," *Neurosci Biobehav Rev*, 2019.

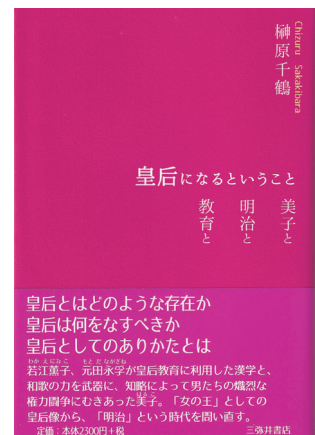
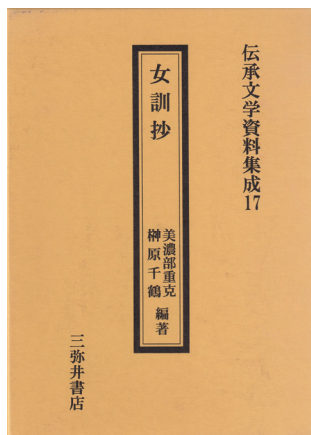
女性が学ぶということ —女訓書の世界と日本の近代化

榊原千鶴 (男女共同参画センター教授)

日本において女性は、何をどのように学んできたのか。女性と男性とでは、学ぶ内容に明確な違いがあった時代、女性向けの教を記した書物は「女訓書」と称された。筆者は、中世に始まる女訓書の系譜を辿りつつ、女性教育という視点から、近年はとくに皇后と、皇后に関わる人々による女性教育を通して、日本の近代化を考えている。

筆者はこれまで、中世の女訓書を取り上げた『女訓抄』(美濃部重克氏との共著、2003年、三弥井書店)、明治期の女性教育に関する『烈女伝—勇気をくれる明治の8人』(2014年、同)、『皇后になるということ—美子と明治と教育と』(2019年、同)などを上梓してきた。以下、それらをふまえ、研究の概要と、いま現在の関心を記す。

1. 女訓書というジャンル—中世における二様のありかた



「女訓書」とは、女性として身に付けておくべき教養や芸能、対人関係を円滑に進めるための処世術、身体の養生に関わる注意事項などを記した書物のことである。ときに歴史上の人物にまつわる挿話をひき、その人物を、手本や模範(ロールモデル)として提示し、教訓を示す方法も用いられた。

女訓書の嚆矢は、鎌倉中期の女流歌人で、『十六夜日記』の著者として知られる阿仏尼が、娘の紀内侍に向けて書いたとされる『にはのをしへ』である。女官として宮仕えをする娘に、職場での心構えや人間関係上の注意、振る舞い、教養や人生についての庭訓を認めた消息の形をとっている。そこには、〈色好み〉の諸相を描く王朝物語を内なる

ものとし、娘の人生設計に焦点を合わせた求心性がみられる。

いっぽう、たとえば室町期に流布した『女訓抄』は、知識のための知識と行った啓蒙的性格をもつ読みものである。女性の側の〈色好み〉を罪惡視する儒教道徳（「貞女両夫に見えず」）と、仏教的女性観に基づき、軍記物語の世界にも登場する夫婦恩愛の理想を実現する中国種の貞女や烈女を取り入れ、広く一般に開かれている。

すなわち、中世の女訓書にあっては、『伊勢物語』や『源氏物語』が描く〈色好み〉をいかに評価し、享受するかが、女訓書としてのありかたを端的に示す指標となりうる。

2. 近代化と文学

ところで、近代初頭に国文学史を立ち上げようとした芳賀矢一は、「国民性十論 一、忠君愛国」において、武士道の忠義を最も認めうるものに軍記物語を挙げた。デヴィッド・バイアロックは、「（芳賀による）この評論を端緒として、忠義という武士の倫理を、天皇と国家に対する忠誠として定義し直す動きが始まった」と位置づけた¹⁾。

1872年、徴兵制の発布により、国民は元帥である天皇の指揮に従う制度が確立された。そのとき、『平家物語』や『太平記』といった中世の軍記物語の世界は、「模範」となりうる人材を提供することができた。国民の半数を占める女性教育にあっても、前近代の女訓書の世界を介して、軍記物語への目配りがなされた。

たとえば、明治天皇の勅命により、侍講^{もとだながざね}の元田永孚が編纂し、宮内省が刊行した道徳書『幼学綱要』（1882年）は、「貞操」の巻で、源渡の妻・袈裟や、源義経の愛妾・静をひく。『源平盛衰記』をはじめとする『平家物語』や、『本朝女鑑』（1661年）といった女訓書などにしばしば採録される袈裟は、従兄の遠藤盛遠に横恋慕され、夫の身代わりとなって盛遠に殺されることで、「貞女」と称えられた。自己犠牲を選択するその姿は、近代化において導入された英語学習においても「賢い」と評され、そうした評価を当時の少年たちも無批判に受け入れていた。

3. 皇后美子による女子教育——『明治孝節録』・『婦女鑑』

勅命により編纂された『幼学綱要』に対して、皇后美子の内旨により編纂された道徳書が、『明治孝節録』（1877年）と『婦女鑑』（1887年）である。『明治孝節録』の序で元田永孚は、皇后が好む「徳」と、勧める「善」を各自が励行し、ひとりの人間の孝行、ひとりの女性の貞節が、億万に及んで一国が文明国になると説いている。

この『明治孝節録』で、「稀世の烈女」として最も賞賛されたのがせんである。病弱

1) デヴィッド・バイアロック（岩谷幹子訳）「国民的叙事詩の発見——近代の古典としての『平家物語』」（ハルオ・シラネ、鈴木登美『創造された古典——カノン形成・国民国家・日本文学』1994年、新曜社）p.140。

な夫の世話をするせんは、淫乱な僧侶に襲われ、貞節を守るために殺される。せんの行いは、戦場で国家のために命を落とした兵士同様、褒賞に値するとされ、遺族には報賞金が与えられた。彼女の志操は村の門に掲げられ、節度のない風俗の乱れを防止する一助として利用された。

さらに『明治孝節録』は、教育現場でも利用された。僧に口を封じられ、逃げようとするせんが凶刃に倒れる姿、襖に飛び散る鮮血までもが描かれる。そうした扇情的な挿絵を付す同書は、女学校や師範学校でも教材となった。それは、宮内省のみならず、文部省までもが、貞操を守れないときは死ね、というメッセージを生徒に向けて発していたことを意味する。

当時、新聞9紙を購読していたとされる皇后美子が、錦絵新聞などでも取り上げられたせんの死と、大衆に訴えかける方法を用いて、国家が求める「道徳」、日本を支える望ましき「女性国民」像を提示したものとみえる。

『明治孝節録』から10年後、華族女学校の読本とすることを目的として編纂されたのが『婦女鑑』である。将来、国家の指導者の妻、あるいは母となるだろう女性たちに、女性国民の先導的役割を果たすことを期待して、それは編まれた。

『婦女鑑』の編纂は、文部官僚・侍講・民間人として、漢学と洋学双方から道徳教育を考えようとした西村茂樹が担当した。『婦女鑑』には、『明治孝節録』や『幼学綱要』には見られない西洋話も多く採録されている。その最終話は、ハワイ諸島王リホリホの妃カママルの挿話で、19世紀初頭、キリスト教がこの島にもたらされたのを機に、島の女性たちとともにキリスト教を信仰するようになったカママルが、学問に勤しみ、ついには王である夫を諫め、「多妻」という陋習を止めさせる、という内容である。

女性が男性を、しかも王を教導する。『婦女鑑』が主な対象とした華族女学校の生徒たちは、父や兄に妾がいるのはごく日常のことであった。そうした当時の環境を思えば、ある意味、この挿話は画期的と言える。けれどこうした『婦女鑑』の一面は、後の女訓書にはなかなか受け継がれなかった。

4. 美子の学び

さて、こうした道徳書の編纂を命じ、明治期の女性教育に関与した美子自身は、何のように学んできた、あるいは、学ばされてきたのだろうか。美子がとくに自己の指針としたのは、中国の代表的女訓書『女誡』（漢・班昭）、『女論語』（唐・宋若昭）、『内訓』（明・仁孝文皇后）、『女範捷録』（明・王節婦）の4書を王相が『女四書集註』として編纂した「女四書」、なかでも『内訓』であったことが知られている。

『内訓』は、明の永楽帝の妻仁孝文皇后が、姑にあたる洪武帝の妻・孝慈高皇后か

ら学んだ教訓をまとめたものである。関口すみ子²⁾のことは借りれば、彼女たちは、『内助』を通して明王朝の創建・維持に大きく貢献して」いた女性である。そして、婦人は人に従うという枠組みを前提としつつ、「婦人が、『君に事ふる者』として『国家に内助する』、『母儀を天下に著はす』道」を開いた書が『内訓』であった。つまり美子は、国家を支えること、国民の母として模範を示すことを、こうした女訓書から学んだ。

他方、美子を教え導くことで、自らがめざす国家の実現を願った者もいた。その代表的な存在が、入内前の家庭教師であった若江薫子^{におこ}、皇后となった美子や明治天皇にも「大事ノ爺々」と呼ばれ親しまれた元田永孚である。

若江薫子は、菅原氏の系譜につながる中流の公家・若江量長の娘として、1835年京都に生まれた。漢学者としても、世に知られた存在であった。『女四書』の注釈書『和解女四書』のほか、朝廷を中心とした国づくりをいかに進めていくかを、政治、教育、風俗などの広い観点から記した『杞憂独語』も著している。この『杞憂独語』を薫子が執筆したのは、美子の皇后内定3ヶ月後のことであった。

薫子は、皇后選出の際、新政府の参与であった岩倉具視に意見を求められて美子を推薦し、それが選定に影響を与えたとも言われている。美子は後に、家庭教師の薫子があまりにも厳しくて、泣いたことがあったと語っている。薫子はなぜそれほどまでに厳しかったか。ふたりの出会いは、美子11歳、薫子26歳のときに始まる。皇后の候補は五摂家の娘とされていた当時、その可能性をもつ美子の教育に、薫子は心血を注いだのではなかったか。

『杞憂独語』で薫子は、女性教育の重要性はもちろんのこと、この国はどうあるべきか、国のありかたを真摯に考え、論じている。その考えを公にしても、この時代、薫子には地位も権力も与えられはしない。それでも薫子は、彼女にとっての国のあるべき姿を説いた。政府の方針に対して異議を唱え、「建白女」とあだ名され、攘夷に固執し、近代化を受け入れられなかった時代遅れの女志士と、薫子の評判は芳しくない。けれど薫子の半生を辿るとき、女性が政治にもの申すこと、天下国家を論じるときに立ちはだかる障壁を思わずにはいられない。そこには、ジェンダーによる社会構造の問題も当然ある。今後、女性教育を手がかりに、何を明らかにできるだろうか。研究は楽しく、まだまだ続く。

2) 関口すみ子『『女四書』と近代日本』（『季刊日本思想史』2001年）p.41。

ジェンダー平等に関する質的および量的研究

三枝麻由美（男女共同参画センター准教授）

現在の研究テーマは、①ジェンダー平等の比較社会学、②女性研究者の水漏れパイプ解消に資する取組の国際比較、③大学におけるダイバーシティ&インクルージョンの3つである。以下にそれぞれの概要を明記する。

1. ジェンダー平等の比較社会学

本研究の目的は、ジェンダー平等社会への社会変容の国際比較を行いながら、なぜ日本社会ではジェンダー平等への歩みが遅く、反対に歩みが早い諸外国ではどのような手法が採られているのかを分析することである。近年、ジェンダー平等推進の手法が、均等待遇からポジティブ・アクションやジェンダー主流化にシフトしている。Rees (1998) は、均等待遇で法整備を行い (Tinkering)、ポジティブ・アクションで女性に対する特別な支援と女性差別を行なった機関への罰則を設けることにより、機会の平等をさらに効果的に押し進め (Tailoring)、ジェンダー主流化では、ジェンダーの視点をはじめ多様な意見やニーズを政策に組み込むことにより社会変容を起こす (Transforming) とし、これらのジェンダー平等の手法が時系列に移行すると主張する。

ポジティブ・アクションの導入を最も積極的に進めているのはフランスであり、ジェンダー主流化を最も進めているのはスウェーデンである。日本は、ポジティブ・アクションを緩い形で導入してほとんど効果がでていないにも関わらず、ジェンダー主流化へのシフトを模索している。本研究はJSPS 科研費 (JP2536042) の助成を受け、本研究成果である論文が『国際ジェンダー学会誌』に掲載された (三枝 2020)。

2. 女性研究者の水漏れパイプ解消に資する取組の国際比較

女性研究者が研究キャリアを積み上げる過程でキャリアパスから次々と脱落していく「水漏れパイプ」問題は、どの国においても深刻な解決すべき問題である。女性研究者の活躍を推進するには、キャリアパスの入口である女性ポスドク問題への対応、女性が不利とならないような教員人事選考の導入、女性管理職の積極的登用等、研究キャリアパスのあらゆる段階で女性が脱落しないような取組を実施することが重要である。本研究では、女性研究者のキャリアパス全体を網羅する分析により、先進的な取組を実施している海外の大学の事例研究や国際比較を行うことにより、女性研究者活躍推進の効

果的な取組を提示する。調査対象国は、スウェーデン、アメリカ、オーストラリア、韓国、シンガポールの5カ国である。調査方法としては、対象大学におけるインタビュー調査に加え、研究者の意識や組織文化についてアンケート調査を実施する。

本研究では、女性研究者の水漏れパイプ問題は女性側の問題だけではなく、組織や男性側の問題でもあるとの視点を重視する。カンター(1995)は、企業においてなぜ女性が活躍できないのかという問いに対して、職務において男女間における本質的な違いはなく、置かれた状況がその人の行為を規定するという社会学的な観点から分析を行なった。本研究ではカンターの見解に賛同し、女性研究者が少ない要因は女性的特性等ではなく、採用や昇進等の機会が閉ざされている状況に置かれれば、男女にかかわらず活躍することが難しいという見方をとる。本研究は、文部科学省「ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ(調査分析)」事業として、岐阜大学および国立女性教育会館と共同実施している。

3. 大学におけるダイバーシティ&インクルージョン

ジェンダー、年齢、国籍、言語、宗教、障害の有無等の属性や、価値観やライフスタイル等の考え方の多様性を尊重し、これらの多様性のある人材を大学で包摂するためにどのような取組が必要かについて共同研究を実施している。一つ目の論文として、女性研究者が少ない理由に関する統計分析を執筆中である。男女共同参画に関する研究者を対象にした大規模アンケート調査は、男女共同参画学協会連絡会がこれまで4回実施している。同調査結果は、内閣府男女共同参画局が『男女共同参画白書』(2015)に同調査のグラフを引用する等、政策提案や世論形成の一役を担っている。同調査では、研究者という職業はワーク・ライフ・バランスが取りづらいために女性が少ないという認識を男性および女性研究者の双方が持っているとの結果が提示されている。一方、本調査においては、ワーク・ライフ・バランスが取りづらいとの回答よりも、男性研究者は「女性研究者の人材不足」をあげ、女性研究者は「評価者の多様性不足」をあげる声をもっとも多い結果となっており、男女で異なる見方をしていることが示された。

【参考文献】

- カンター、ロザベス・モス(1995)『企業の中の男と女』(高井葉子訳)生産性出版。
 Rees, Teresa. (1998) *Mainstreaming Equality in the European Union*. Routledge.
 三枝麻由美(2020)「ジェンダー平等推進に向けたアプローチの変容——フランスとスウェーデンにおけるジェンダー平等の歩み」『国際ジェンダー学会誌』第18号 107-124。

多様性が尊重される社会へのヒントを探して

高橋麻奈(男女共同参画センター特任助教)

本稿では、現在筆者が取り組んでいる研究の中で、ジェンダー関連の2つの研究プロジェクトについて紹介させていただく。研究概要に加え、それぞれの研究課題にどのように向き合っているかについて、自由に述べていきたいと思う。両方の研究課題に共通するキーワードは「多様性を尊重する社会を支える法制度・政策」であり、共に世界の中における日本の立ち位置について明らかにするものである。

1. 社会的スティグマおよびアイデンティティと、法との関連性に関する研究

—日本国内における男性セックスワーカーの人権保障にまつわる「法の抜け穴」を事例として

(1) 本研究の概要

本研究の目的は、社会的スティグマの形成過程と法制度の影響について考察するものである。事例として、日本国内の男性セックスワーカーの現状と法的地位について扱い、男性セックスワーカーにまつわる日本の法制度上の課題と影響、さらに今後必要な法的保護について明らかにする。セックスワーカーとは、アムネスティ・インターナショナル(2016)によれば、すべてのジェンダーの成人(18歳以上)で、定期または不定期で、金銭や物品と引き換えに同意に基づく性サービスを提供する人を意味する。「セックスワークは女性に対する暴力や搾取である」という考え方にあてはまらないという点から、男性セックスワーカーは女性セックスワーカーに比べて注目されることが少なく、現状や課題が顕在化しにくい¹⁾。また、この点については、日本の法制度上においても重大な問題がある。日本におけるセックスワーク関連の法律としては、売春防止法(1957年)および、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(風営法)(1948、2018年改正)の2つがある。両法制度共に、職業に従事するのは女性であるという前提に立っており、法の適用される対象が「女性」である²⁾。そのため男性セックスワーカーは、日本の現行法制度上は法の適用の対象外であり、「目に見えない」存在であるといえる。

このような点を踏まえて、本研究は、法制度によって作られた環境と、対象とされるグループ(男性セックスワーカー)の労働者としてのアイデンティティ及び社会的スティグマ形成の関連性について明らかにするものである。そのプロセスにおいては、E・ゴッフマン(1963)によるスティグマに関する関係論的枠組を用いて「日本の男性セックスワーカー」

1) Global Network of Sex Work Project (2014) The Needs and Rights of Male Sex Workers. NSWP Briefing Paper, 21 August. Available at: [https://www.nswp.org/sites/nswp.org/files/Male SWs.pdf](https://www.nswp.org/sites/nswp.org/files/Male%20SWs.pdf).

2) 売春防止法第1条、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条。

というグループの状況について考察する。調査手法としては、文献調査に加えて、日本国内における同性愛者等の支援団体や男性セックスワーカー当事者へのインタビューを行った。この点については特に、D・エンゲルおよびF・マンガー（2003）による法と個々のアイデンティティの形成過程について、当事者のライフストーリーを通じて分析する手法を参考にし、男性セックスワーカー当事者へのインタビューによって彼らがどのように職業の選択をしたのか、また実際の労働環境はどのようなものかについて明らかにしていった。

（2）なぜこの研究課題に出会ったのか

この研究課題に出会ったことは、私にとって奇跡的なことである。私は名古屋大学男女共同参画センターで国際連携（HeForShe³⁾ 推進活動が中心）を担当しており、その活動の一環として2019年6月18日に、名古屋大学主催「HeForShe 公開セミナー『Boys for Sale（邦題：売買ボーイズ）』上映会およびプロデューサー・出演者によるQ&Aセッション」を開催した⁴⁾。本上映作品は、東京・新宿二丁目の「ウリ専」と呼ばれる店で働く男性セックスワーカーたちの姿を追ったドキュメンタリーで、彼らが仕事を始めた理由やどのように雇用されたのかということ、さらに職務内容や生活状況についても明らかにしている。名古屋大学 HeForShe 学生クラブの学生たちが本作品が国際映画祭に出展されて話題になっていることを知り、「どうすればこの作品を観ることができるのか?」と聞いてきたことがきっかけで、私はこの作品の公式問い合わせ先に連絡をした。当初は HeForShe 学生クラブ勉強会での鑑賞が目的であった。しかし、その際に本作品の製作総指揮（Executive Director）であるイアン・トーマス・アッシュ（Ian Thomas Ash）氏から直接連絡をいただき、作品の背景や意図についてヒアリングを進めるうちに、この作品を紹介することの価値と、HeForShe における「男性と男子たちに焦点を当て、男性たちの人生や人権を尊重していくことのジェンダー学的意義」という視点と本作品のテーマとの共通性に気づいたため、全学的なイベントとして実施する方針を立て、提案書を作成したのである。

元々、私は開発法学・法整備支援論を研究テーマとしており、法整備支援によって被援助国における社会的弱者の人権保障をしていくことは可能か、また法制度設計はどのように寄与しうるのか、ということに着目してきた。そのため、日本国内における男性セックスワーカーの現状を知るうち、日本の現行法制度および立法過程や今までにあった関連する議論と法的課題に関心を持ち始め、日本の現行法制度下で「男性セックスワーカー」という集団が、特殊な環境下に置かれていることと、それに伴う影響により脆弱な立場にいるということに気づき始めたのである。彼らの状況は、法制度だけに留まらず、ジェンダー、労働者の権利、貧困問題など、幅広い日本社会における課題をも反映していた。加えて、諸外国の法制度を調べていくと、「（すべてのジェンダーを含む）セックス

3) HeForShe とは 2014 年に国連 UN Women によって立ち上げられた、ジェンダー平等達成のための国際的な連帯運動のことで、男性や男子たちが行動の主体となることに重点を置いている (<https://www.hefor-she.org/>)。名古屋大学は、2015 年に UN Women より HeForShe University IMPACT Champion に日本から唯一選抜されている。

4) Boys for Sale. (2017) Directed by ITAKO. Japan: Independent.

ワーカー」の法的地位や労働者としての権利については非常に多岐にわたり、国家によって定義が異なるということもわかった。

私は、上述した HeForShe セミナーの準備と同時並行してこのような様々な現状や課題について知っていったため、当時セミナー準備のために議論を重ねていたイアン・トーマス・アッシュ氏にも、数々の質問をさせていただいた。そのような中で、イアン氏に、「せっかくだから、ちゃんと勉強して何か書いたら?」と言われたことで、本格的に、法社会学的視点に立って、「日本の男性セックスワーカー」の現状について調査してみようと思い立ったのである。

さらに、コウ氏との出会いも、私にとって価値のあるものであった。コウ氏は、映画『Boys for Sale』にも出演されている元セックスワーカーで、名古屋大学での HeForShe セミナーにもご登壇いただき、ご自身のご経験や考えなどについてお話しいただいた。オープンマインドで頭の回転が速く、「包み隠さずに、自身の言葉で」話をしてくださる人間的魅力にあふれた方である。コウ氏は現在東京都内でバーを経営されているが、お店にはコウ氏がウリ専や他の仕事をしていた時に知り合った人もたくさん来るといい、その方々のジェンダー、性的指向、性自認は多様であるという。HeForShe セミナーの前にコウ氏のお店にご挨拶に伺った際、コウ氏が「バーカウンターの中から客席を見ると、みんな同じ人間に見える。性的マイノリティとか、性的指向や性自認がどうであれ、ちゃんと自立して一生懸命に生きていれば、それだけで尊いと思う」と言っていたことが印象的であった。コウ氏のおかげで、私は日本国内における男性セックスワーカーの事情を深く理解することができただけでなく、人として大切なことをたくさん教えてもらったと思っている。そして、私は差別や偏見がなくなる、真の平等な社会を作っていくためにほんの少しでも貢献できるかもしれないと考え、この研究を行っていくことを決めたのである。

(3) 現在までの研究状況と今後について

本研究の研究成果としては、2020 年 6 月に、シンガポール国立大学主催のワークショップ「Stigmatization, Identities and the Law: Asian and Comparative Perspectives」にて、「Legal Pitfalls of Protecting Male Sex Workers in Japan: How should Japan combat their social stigma and guarantee human rights?」という題目で研究発表を行った。その内容を踏まえて論文を執筆し、現在海外のジャーナルにおける投稿論文として、査読審査段階にある。

2. 情報技術関連企業の職場環境におけるジェンダー平等への取り組みについての国際共同研究

現在、国際連合アジア太平洋経済社会委員会 (UN ESCAP) の共同研究プロジェクトである「The Future is Equal: Gender Equality and Inclusion in the Technology Industry (邦題: 北東アジアの情報技術関連企業におけるジェンダー平等に対する取り組みについて)」に、日本担当として参画している。本研究の目的は、北東アジア

3 か国（日本・韓国・中国）の情報技術関連企業におけるジェンダー平等の達成に向けた取り組みに関する実態調査および比較研究を行うことを通じて、情報技術関連企業におけるジェンダー平等の推進を加速する、グッドプラクティス事例の知識ベースを構築することである。職場における女性のキャリア形成に対する障壁と女性上位職（管理職レベル）比率の低さは調査対象3か国に共通する課題であり、特に情報技術関連分野において著しい。日本国内の状況でいえば、一般社団法人情報サービス産業協会の2019年の統計資料によると、日本国内情報サービス産業297企業において、女性従業員比率21.8%（うちITエンジニア比率20.4%）、また女性管理職比率は6.2%であった⁵⁾。

そこで本研究では、①情報技術分野におけるジェンダー平等に関する実態及び障壁を明らかにすること、②地域的特徴（文化・社会的背景と企業文化）に着目し、ジェンダー平等達成のための革新的な施策および解決策を発展させること、③グッドプラクティスの集約による知識ベースの構築により、ジェンダー平等の実現に向けた環境構築・発展に寄与すること、という点に焦点を当てながら、今後北東アジア3か国において当該分野のさらなる発展のために、必要とされる施策および企業におけるモデルケースとなる取り組みを導き出すことを目指している。

調査手法として、まず北東アジア3か国の担当者およびUNESCAPにて共通フレームワークを作成した。それらを踏まえて日本国内においては、厚生労働省により、えるばし及びくるみん認定を受けている情報技術系企業の中から対象となる企業の人事またはCSR等担当者に対して、働き方改革・ジェンダー平等達成に向けた取り組みと課題・評価等に加え、新型コロナウイルスの影響によって働き方がどのように変化し、どのように企業として対応してきたか、という点についてのヒアリング調査を行った。政策や活動方針・データだけでなく、その背景にどのような課題があったのか、また具体的な施策について、実行後にどのような効果が発生したのかについて、ヒアリングを基にしたナラティブとしてベストプラクティスを取りまとめた。

2021年2月現在、調査対象国3か国の各企業からのベストプラクティスを分析したうえで、各国および北東アジア社会に照らした取り組みとその効果に対する評価・分析を行っている。最終的には事例集として取りまとめ、2021年上半期にUNESCAPより出版される予定である。

【参考文献】

- Amnesty International (2016) Amnesty International Policy on State Obligations to Respect, Protect, and Fulfil the Human Rights of Sex Worker (POL 30/4062/2016), Available at: <https://www.amnesty.org/download/Documents/POL3040622016ENGLISH.PDF>.
- Goffman, E. (1963) *Stigma: Notes on the management of spoiled identity*. New York: Simon & Schuster.
- Engel, D.M. & Munger, F.W. (2003) *Rights of inclusion: Law and identity in the life stories of Americans with disabilities*. Chicago: University of Chicago Press.

5) 一般社団法人情報サービス産業協会（2020）『2019年度版 情報サービス産業基本統計調査』一般社団法人情報サービス産業協会編。

特集2

連続セミナー

家族とジェンダー

「家族とジェンダー」と政治学

田村哲樹（名古屋大学大学院法学研究科教授）

はじめに

本稿の目的は、「家族とジェンダー」というテーマが、政治学という学問分野において、どのように扱われてきたか、また、扱われ得るかについて、検討することである。目的をこのように述べるということは、「家族とジェンダー」というテーマは政治学のテーマとしては必ずしも自明ではない、ということである。本稿では、まずこのことを確認した上で（第1節）、それでも政治学においてあり得る「家族とジェンダー」への3つのアプローチについて、日本で代表的と思われる研究のいくつかを取り上げて紹介・検討する（第2節～第4節）¹⁾。

3つのアプローチの主たる違いは、「政治」をどのようなものとして考えているかという点、そして、それに伴って「家族」を直接の分析対象にしているかどうかという点に求められる。最も「政治学的」なアプローチは、国家・政府レベルでの「政治」における、「家族とジェンダー」に関わる政策形成と意思決定に焦点を当てる。この場合、家族そのものは、直接の分析対象とはならない（第2節）。次に、「統治性」の概念に依拠して「政治」を国家、社会さらには家族を横断して存在するものとして考えるアプローチは、「政治」の場を広く捉える点において、第一のアプローチよりも「標準的ではない」アプローチである（第3節）。最後に、家族そのものに「政治」を見出そうとするアプローチがある。このアプローチは、第二のアプローチ以上に、家族を主たる考察の対象とする。その意味で、このアプローチは、最も政治学的ではないと言える。ただし、本稿は、このアプローチにおいても、国家・政府は重要な政治ないし民主主義の場として回帰していることも明らかにするだろう（第4節）。

1. ジェンダー研究における家族の重要性、政治学における国家・政府の重要性

ジェンダー研究にとって、家族は最も典型的なトピックの一つであろう（上野 2020；

1) 本稿で、それぞれのアプローチの代表として取り上げるのは、日本語での諸研究である。ただし私は、海外での研究についても、基本的には同じように考えることができるだろうと考えている。なお、特に本稿で取り上げる武田宏子の研究には、Takeda (2005) をはじめとして、元々英語で出版されたものも多い。なお、言うまでもなく、本稿で中心的に取り上げる辻、武田、岡野の研究は、たとえ本稿で批判的に言及される場合があったとしても、いずれも（日本の）政治学におけるジェンダー研究の発展に多大な貢献をなしてきた重要な研究である。

落合 1989)。例えば、社会学者の牟田和恵は、2006 年に刊行された著書の冒頭で、「本書を始めるにあたって、ジェンダー・家族・女性、とまず題したが、このフレーズは、『三位一体』といってもいいくらいに馴染みで、いま研究の成果として著わし世に問うにはすでに陳腐なようにも聞こえるに違いない」と書いている（牟田 2006:1）。言うまでもなく、ジェンダーの問題は、いわゆる公私二元論と密接に関わっており、「家族」はそのうちの「私的領域」の典型であり、そして、女性は（男性とは異なり）家事・育児あるいは介護などのケア労働に従事してきた。したがって、社会科学が「ジェンダー」を扱う時、家族がその典型的な対象となることは、ほとんど自明のようにさえ思われる。

しかし、政治学においては事情が異なる。例えば社会学において「家族社会学」という分野が存在しているのに対して、「家族政治学」ないし「家族を研究対象とする政治学」は自明ではない。その理由をひとこと言え、ば、「家族」は、政治学が通常研究対象とするような「政治」の場ではないからである。どの学問分野でも事情は同じかもしれないが、政治学において、「政治とは何か」あるいは「政治学の研究対象は何か」という問題は、一見基本的であるように見えて、実際にはかなり論争的な問題である。それにもかかわらず、多くの政治学者は、意識的か無意識的かの違いはあっても、基本的に国家・政府に関わる現象として「政治」を理解してきたと言える²⁾。この場合の国家・政府「に関わる」とは、国家・政府「のみ」とは異なる。政治学は、国家・政府の外部にあるものや出来事も扱う。典型的には、有権者の投票行動、「社会」集団としての利益団体、社会運動などである。政治的社会化を研究する場合には、家族などの「私的領域」も研究対象に含まれる。しかし、政治学がこれらに関心を持つのは、これらが国家・政府「に関わる」局面においてである³⁾。例えば、利益団体や社会運動は、基本的にはそれらが国家・政府における意思決定に影響を及ぼす限りにおいて、政治学の視野の中に入ってくる。逆に言うと、それらが国家・政府の意思決定にあまり影響を及ぼさない場合には、政治学はこうした「社会」集団にほとんど関心を示さない⁴⁾。かつて政治学の王道の研究テーマと思われた利益団体研究⁵⁾が、今日ではかつてのようには活発とは思われないのも、現実の政治における利益団体の影響力の相対的な縮小と関係が

2) イェンス・バーテルソン (Bartelson 2001=2006) は、国家・政府批判論でさえも、国家・政府を前提としてしまう傾向があることを論じている。

3) 都築勉は、政治学が扱うのは「国家と社会の接点もしくは臨界面」だと述べている（都築 2021:59）。

4) （日本の）政治学では、社会運動について「これまで必ずしも十分に検討されてこなかった」との指摘もある（山田 2016:4）。これは、特に日本において、社会運動の国家・政府における意思決定への影響力が、他のアクターと比べて相対的に弱かった、または、弱いと見なされてきたからではないかと思われる。

5) その一つの成果として、田口富久治の『社会集団の政治機能』（1969）がある。「社会」集団の「政治」機能という、この本のタイトルは、政治学の関心をよく表現している。また、田口の研究を中心にして、1950年代末の日本の政治学における利益団体（圧力団体）研究の活発さを伝えるものとして、大嶽（1999:第2章）をも参照。1970年代のコーポラティズム研究の興隆も、利益団体研究の一環と言える。

あるのではないかとと思われる。

このような政治学の傾向、すなわち「政治」を「国家・政府に関わる現象」として理解し、そのような現象を研究対象とする傾向を、私は「方法論的国家主義 (methodological statism)」と呼んでいる (田村編 2019)⁶⁾。念のために述べるならば、政治学における「政治」の定義そのものには、国家・政府が含まれているとは限らない。政治学において、「政治」は多くの場合、「権力」現象として、あるいは、「集合的決定」の作成として、または両者を結びつけたものとして定義される (田村ほか 2017: 第 2 章)。その際、「権力」にせよ、「集合的決定」にせよ、定義の段階では、国家・政府レベルでのそれらだけが念頭に置かれているわけではない。しかし、実際の考察や分析では、国家・政府「に関わる」事柄が政治学における権力現象であり、集合的決定だということになる、ということである。

2. 「政治学的」な「家族とジェンダー」への接近法——福祉政治研究

前節で述べたように、政治学が方法論的国家主義を前提としているとすれば、「家族とジェンダー」という問題は、国家・政府「に関わる」限りで扱われることになる。その典型は、「家族政策」の形成・実施に関する政治を研究することである。

このような研究は、しばしば福祉国家・福祉政策の政治学的な研究の一つとして行われる。つまり、福祉政策あるいは家族政策がどのような「政治」のプロセスを経て形成／再編されたのか、また、そのような形成／再編によってマクロな福祉国家・福祉レジームはどうなったのか、といったことが、政治学の主たる関心となる。とりわけ、前者の側面は最も「政治学的」な側面であり、しばしば「福祉政治」(宮本 2008)と呼ばれる。例えば、マクロな福祉国家・福祉レジームの「家族」に注目した把握については、イエスタ・エスピナー・アンデルセンの「脱家族化」指標に基づいた議論が展開されている (Esping-Andersen 1999 = 2000)。ただし、こうしたマクロな福祉国家・福祉レジームの把握だけならば、それは政治学の専売特許ではない。「政治学的」な視点は、そうしたマクロなレベルでの家族に関する福祉政策が、どのような「政治」のプロセスによって形成あるいは変化したか、という点に表れる⁷⁾。

以上のことを踏まえて、ジェンダーの視点を踏まえて福祉国家・福祉レジームの再編を分析しようとした、辻由希の研究 (辻 2012) を見てみよう。辻は日本の福祉レジームを、

6) もともと「方法論的ナショナリズム (methodological nationalism)」という用語が存在していたが、私の場合は、より制度的・機構的な意味での国家・政府に焦点を当てるために、「方法論的国家主義」の用語を用いている。

7) 福祉社会学と福祉政治学の違いについて論じた、田村 (2013) も参照。

新川敏光(2005)の類型に倣って「家族主義福祉レジーム」として捉えた上で、その再編をめぐる「政治」の中で、「国家と家族の関係および男性と女性の役割分担の在り方をめぐってどのような政治的対立が生じているのか」、また、「その対立の中でどのような家族像が提示されているのか」を明らかにしようとする(辻 2012:3-4)。例えば、公的介護保険の導入においては、家族介護への現金給付(家族介護手当)の是非をめぐる、政治アクター間に対立が見られた。辻は、この対立をケア費用の家族化／社会化とケア労働の家族化／社会化という二つの軸に沿って整理している(辻 2012:102-103)。辻はまた、この対立の中で全体としては「家族」と「ケア」(特に介護)との関係がある程度切り離されることになったことを、政治アクターたちの発言の分析を通じて明らかにしている。また、児童手当の拡充をめぐる政治の事例でも、やはりケア費用の家族化／社会化とケア労働の家族化／社会化という二つの軸に沿った形で、関係する政治諸アクターの考えが整理されている(辻 2012:128-129)。辻はまた、育児に関する政治アクターたちの具体的な発言を分析して、(介護とは異なり)育児の場合には、「ケア労働の完全な社会化までは求められておらず」、「育児責任は家族に残されたとみることができよう」と述べている(辻 2012:135)。辻はさらに、児童虐待防止、DV防止法制定、教育基本法の改正についても事例分析を行っている。

本稿で確認したいのは、辻の研究が「家族」そのものの研究ではなく、「家族をめぐる政治」の研究だという点である。そして、その場合の「政治」は、国家・政府の次元での政治、それを通じて国家法を形成する政治である。ジェンダーについての視点も、実際の家族において、例えば性別分業がどのようになっているか／変化しているか(いないか)というのではなく、政治アクターたちが家族あるいは女性のケア責任についてどのように考えていたか、という点に向けられている。つまり、辻の研究は、確かに「家族とジェンダー」を主題化しているという点において、標準的な政治学の関心を拡張しているのではあるが、その分析対象自体は、標準的な政治学のものである。したがって、この意味では、辻の研究は極めて「政治学らしい」研究である。その結果として、辻の研究が扱うのは、家族に関する諸政策(のアイデア)と、それを決定する家族の外部にある(通常の意味での)政治となっている⁸⁾。

8) なお、辻より近年の研究(辻 2019)では、自民党の女性議員や女性支持者たちの「日常生活」が、雑誌『りぶる』への投稿の分析を中心に描き出されている。この研究は、家族を含めた「日常生活」の領域が、(通常の意味での)「政治」の中にどのようにビルトインされているかを明らかにするものである。したがって、この研究は、辻(2012)と比べて、より家族そのものに焦点を当てるものと言える。

3. 国家・政府を超えて政治を理解する——「統治性」概念の適用

前節で述べたように、通常の「政治学的」な議論では、家族そのものではなく、家族「政策」が関心の中心となる。その際の「政治」とは、この家族「政策」を、国家・政府のレベルで形成・決定することである。この場合、政治学は、家族を直接に研究するわけではない。

それでは、「政治学的」でありながら、ジェンダーの視点も踏まえつつ、家族そのものを直接に研究することはできないのだろうか。そのような研究の方向性として、①家族と国家・政府とを共に一つの「統治性」に関わるものとして捉える研究と、②家族そのものにより焦点を当て、場合によっては、家族を国家・政府からは相対的に独立した「政治」の場として捉える研究とが考えられる。本節では①を取り上げ、②については次節で論じる。

家族と国家・政府とを共に一つの「統治性」に関わるものとして捉えるものとして、ここでは武田宏子の研究を取り上げる。武田は、資本主義経済と（国民）国家——あるいは「資本主義社会」——の存続のためには、三つの意味での「再生産」が必要であるとするとする。それらは、「経済的再生産」、「生物学的再生産」、そして「社会—政治的再生産」である（武田 2016:164-165）⁹⁾。武田が、ボブ・ジェソップなどのネオ・マルクス主義国家論／批判的政治経済学や、とりわけミシェル・フーコーに端を発し、ニコラス・ローズなどによって発展させられた「統治性 (governmentality)」の概念に依拠して強調するのは、上記のような資本主義経済と国家にとって不可欠な「再生産」が、家族を含む多様なアクターの協力・協働による「ネットワーク型の政治システム」ないし「ガバナンス」を通じて継続していく、ということである¹⁰⁾。このような「統治性」ないし（その意味での）「ガバナンス」において、家族とそのメンバーは、単に国家・政府レベルの「政治」において形成・決定される政策の適用対象なのではない。家族とそのメンバーは、「統治性」あるいは「ガバナンス」という形で展開する「政治」のアクターでもある。

ただし、「統治性」の議論だけでは、それへの抵抗の契機を見出すことはできない。統治性の議論の下では、家族とそのメンバーは、行為能力 (agency) を持った文字通りの「アクター」というよりも、あらかじめ資本主義社会ないし国家の必要性という観点から演繹された統治性の論理の「担い手」ととどまるだろう。そこで武田は、「統治の合理性」に対する「抵抗」の契機を（理論的に）確保しようとする（武田 2019）。そこ

9) 再生産に関する武田の議論は、元々は、Takeda (2005) において論じられている。

10) ただし、武田は、やはりローズなどの議論に依拠しつつ、(ケインズ主義的) 福祉国家以後の時代において、「高度化」した「再生産」が「個人」を対象とするようになることによって、社会全体としての「再生産」が不安定化していく可能性についても指摘している（武田 2016:173-176）。

では、レイモンド・ウィリアムスの議論を手がかりとしつつ、人々が日常的に共有している意味を言説的に組み替えていくような「政治的实践」が論じられる（武田 2019:122-124）。このようにして、前の段落で述べた統治性あるいはガバナンスは、家族をも含む日常生活の中での「統治に対抗する人々の政治活動」（武田 2019:129）による抵抗とのダイナミクスの中に位置づけられるのである。

以上のような武田の議論には、政治学における標準的な「家族とジェンダー」の扱い方を逸脱している面がある。彼女の議論では、家族は「家族政策」としてのみ登場するのではない。そうではなく、武田の議論では、家族はより直接的に検討対象となっている。すなわち、家族とそのメンバーは、ある時には「統治性」の担い手として、またある時にはそれへの抵抗のアクターとして、国家・政府とそのアクターと共に（後者の場合には対抗的に）登場する。つまり、武田の議論では、一方の国家・政府およびそこで活動する政治家、官僚、利益団体なども、他方の家族とそのメンバーも、統治性あるいはガバナンスをめぐる「政治」に関わる政治アクターという点では、（具体的な活動形態や主張内容は異なっているとしても）共通している。この意味で、武田の議論は、「政治」を国家・政府を中心として見ようとする政治学の枠を乗り越えたものである。そうであるがゆえに、通常の意味での「政治」を念頭に置く政治学者には、武田の議論がどのような意味で「政治学的」なのかがわかりづらいかもしれない。

それにもかかわらず、武田の議論には、通常の意味での「政治」を念頭に置く政治学者にも「わかりやすい」部分もある。それは、「統治性」が「国家の政治システムを合理的に運営するための手段」（武田 2016:170）であることに由来する。例えば、1950年代に始まった「新生活運動」は、その具体的な実践は職場、地域、家族などの場で行われたものの、同時に政府における「家族計画」というアイデアの提起と関連していた。そのため、「新生活運動」には予算措置がとられていたほか、その全国組織である「新生活運動協会」には政治家や（元）官僚、大企業の代表などの通常の意味での「政治」のアクターたちも名を連ねている（武田 2016:179）。また、『生と日常生活』の政治」が論じられた武田（2019）では、1980年代から90年代初頭にかけての自民党政府とその関係者によるいくつかの政策文書や報告書がそこでの家族の描かれ方・捉えられ方という観点から分析され、『統治性』の統治技法」（武田 2019:129）が読み取られている。そして、そのような「統治する側の日常生活への関心」の高まりとの関係で、「生活」をキーワードとした「統治に対抗する人々の政治活動」が描かれる（武田 2019:129-132）。それは、「行き詰っていたと考えられていた日本政治をより民主的な方向で革新し、市民的公共性を再構築するための新たな可能性」を賭けるものであった（武田 2019:130）。

ここで確認しておきたいことは、これらの武田が扱う事例を、標準的な政治学の枠組

みで扱うこともできなくはない、ということである。もちろん、事例は同じであっても、「統治性」概念に依拠しない場合は、当該事例の意味・解釈が異なってくる。しかし、少なくともトピック自体は、政治学者にも「わかりやすい」面があるのである。確かに、「新生活運動」の具体的な実践（事例として挙げられるのは、日立造船因島工場である）や、「ライブラリー・ポリティクス」（篠原一）の担い手として挙げられる生活クラブ神奈川の活動は、国家・政府とは区別された職場、家族、あるいは日常生活全般にも関わっている。したがって、これらの事例に真剣に注目することは、「政治」の概念の問い直しと、政治学の研究テーマ・研究対象を拡大することに寄与し得る。逆に言えば、これらの事例にフォーカスすることは、通常政治学にとってはあまり馴染みのないことである可能性も高い。しかし、他方で先に述べたように「新生活運動」は、国家・政府との「協働」という側面を持っていた。また、生活クラブ神奈川などの「ライブラリー・ポリティクス」は、国家・政府の「統治の技法」との対抗という図式で捉えられることで、政治学的に理解しやすい現象として表れてくる。さらに言えば、「ライブラリー・ポリティクス」における「政治」も、（それが実現したかどうかは別として）最終的には、国家・政府レベルの「政治」が（この場合は、主には地方政府かもしれないが）念頭に置かれているように思われる。武田の記述において、生活クラブで活動していた女性たちの選挙への立候補・政治家としての活動が「政治活動」として捉えられているのは、このことを示している。

4. 「政治の場としての家族」か？

最後に、通常政治学から最も「遠い」「家族とジェンダー」の捉え方について述べよう。それは、家族そのものの中に「政治」を見出そうとするものである。

もっとも、家族の中に「政治」を見出そうとすることは、ジェンダー研究にとっては、特段珍しいことではない。むしろ、第二波フェミニズムの「個人的なことは政治的である」以来、「個人的」「私的」とされてきた領域に「公的」な「政治」を見出すことは、ジェンダー研究／フェミニズムにとっては標準的なことであつたとさえ、言い得るだろう。このようにして「政治」概念を拡張したことは、ジェンダー研究の重要な成果の一つである。

しかしながら、この「成果」は、なかなか政治学の中に浸透しているとは言えない。およそ20年前に、御巫由美子は、女性学（ジェンダー研究）が「『政治』を広く捉えなおすことにより、狭義の政治、すなわち公共領域における権力関係、意思決定などを扱う従来型の政治学と女性学の政治分析との間にはギャップができてしまったのである」と書いている（御巫2000:102）。御巫は、女性学が提起する「政治」概念は、「権力の行使＝政治であるといった、きわめて包括的なイメージ」を持っており、その結果、「政治現象の多くは、他の社会現象と区別されることがほとんどなく、すべての人間関

係を政治現象として捉える傾向」があると述べる（御巫 1999:31-32）。その結果、政治学者たちは、「家庭における男女間の力関係といった問題に、研究対象としての正統性を付与しなかった」のである（御巫 1999:32）。

御巫のこの指摘から、ほぼ 20 年が経過している。しかし、依然として政治学者の多くは、家族の中で生じるできごとそのものに「研究対象としての正統性を付与しながら」ないのではないかと思われる¹¹⁾。例えば、前田健太郎の『女性のいない民主主義』（前田 2019）を見てみよう。この本は、「日本の政治学の教科書で紹介されることの多い学説」（前田 2019:vii）を取り上げ、それらがジェンダーの視点を踏まえると、いかに問題のあるものとして見えてくるかを包括的に明らかにした著作である¹²⁾。この本の第 1 章「『政治』とは何か」では、「政治」について、「公共の利益を目的とする活動」であり、「私的な利益を追求するのではなく、政治共同体の構成員にとっての共通の利益を目指すところに、政治という活動が持つ特徴がある」と書かれている（前田 2019:4）。ここでは、「公共の利益」「政治共同体」という言葉は用いられているが、「国家」「政府」という言葉は用いられていない。しかし、この本の後の各章で（政治学の教科書で紹介されることの多い学説として）取り上げられジェンダーの視点から批判的に検討されるのは、基本的に国家・政府に関わるものとしての「政治」現象である。上記のように、前田の著作は、「日本の政治学の教科書で取り上げられることの多い学説」を（批判的に）取り上げているのだから、（事実上）国家・政府と関連付けた「政治」理解は、前田自身のものというよりは、広く（少なくとも日本の）政治学界で共有されているものと言うことができるだろう。つまり、先の御巫の指摘から 20 年が経っても、政治学においては、多くの場合、家族における「政治」は主要な研究対象となっていないと思われるのである。

そうした中で、家族そのものを取り上げて論じてきた代表的な論者が、岡野八代である。岡野の著作『フェミニズムの政治学』の目的は、「政治思想・理論を貫通する強固な論理である公私二元論を批判的に考察し、フェミニズムに潜在する新しい協働性へと向かう理論的可能性を明らかにすること」である（岡野 2012:2）。この目的を実現する

11) ちなみに、御巫自身は、「政治」を「政府の諸機関で行われる集合的決定とその実行」として「狭く限定」して捉えることにすると述べている。その理由として、「狭く限定」された政治理解に依拠している政治学においてジェンダーの視座の有用性が認められなくてはならないということと、「何から何まで『政治的なもの』としてしまうと、『政治』という言葉の意味はなくなってしまう」ことが挙げられている（御巫 1999:32）。後者について、「何から何まで」とされているのは、政治＝権力の行使という政治理解である。私は、「政治」を権力の行使と同一視するべきではないという点では、御巫に同意する。しかし、政治を「政府の諸機関」に限定することには異議を唱えたい。「政治」を集合的決定として「狭く」定義した上で、それが行われる場所や範囲を、国家・政府に限られない多様なものとして捉えていくことは可能だと考えるからである。本稿第 4 節での議論の他に、田村・近藤・堀江（2020:第 1 章 4、第 2 章 3、第 8 章 3）、田村ほか（2017:第 2 章）、田村（2019）などを参照。なお、御巫の著作とほぼ同時期に、政治学の立場からフェミニズムの「政治」論の意義を評価したものとして、岩本（2001）がある。

12) なお、ジェンダー研究者からの批判的評価として、申琪榮による書評がある（申 2020）。

ために鍵となるのは、「政治的主体」の捉え直しである。すなわち、主流の政治思想・理論であるリベラリズムにおける「自律的個人」としての主体像を、エヴァ・フェダー・キティ(1999 = 2010)の言う「依存関係」にある人々として捉え直すことが重要とされる。

その際に岡野が注目するのが、家族である。なぜなら、「自律的な個人」と「主権的な主体の論理」は、国家だけでなく個人をも貫いており、その結果、「非-主体的とみられる存在と、その活動様式」が「家族的なるもの」として抑圧されてきたからである(岡野 2012:138)。したがって、「自律的な個人」と「主権的な主体の論理」を乗り越えるためには、家族における(あるいは「家族的なるもの」として括られてしまう)「非-主体的」な(とされてきた)側面を、積極的な意味を持つものとして捉え直す必要がある。そこで岡野は、人は家族において、「自律的な個人」としてではなく、「他者」との相互依存的な関係性の中にある存在として生きていることを論じていく。この「他者」とは、「わたしとよく似た他者ではない」。そうではなく、「自分の意識の下で可能な想起をこえた思考のなかで、ようやく再会しうような他者である」(岡野 2012:221 — 傍点は原文)。そうだとすれば、そのような「他者」によって構成される家族と、その家族の構成員間の関係性を特徴づけるケアと依存関係こそは、(リベラリズムが目指すような)異なる善に依拠する人々が、それでも互いを尊重しながら共存していくような社会のモデルとなるべきものである。

「家族を注視することから見えてくるのは、わたしたちの身体性の異なりにより、異なる形で外的な環境の影響を受け contingent、異なる程度に他者を必要とする人びとの依存と、依存関係を中心に結ばれる非暴力的な愛を介した他者への対応のありようである。そして、わたしたちは、そうした依存という原初の条件を否定しようもないし、否定するべきではない。

むしろ、依存する者たちの場、つまり異なる声で語りあい、現在を共有してはいるが、異なる時間を生きてきた多様な者たちが偶然性に左右されながら集う場を、より多くのひとが享受しうる社会をいかに構想していけるのかが、問われているのである。」(岡野 2012:246)

以上のような岡野の議論は、「家族」そのものに焦点を当て、かつ、家族における人々の関係性やその基礎にあるケアの倫理こそが、「政治共同体」においても適用されなければならないと主張することによって、政治学が家族そのものを扱う一つのあり方を示している。

そのことを十二分に評価した上で、それでもあえて指摘するならば、岡野の議論にお

いて家族それ自体が「政治」の単位として理解されているかどうかは、必ずしも明確ではないと思われる。ここでは、「ケアの倫理」と民主主義との関係について論じられている最近の論考（岡野 2020）を参照してみたい。この論考で岡野は、国会、外交、官僚などによって代表される「大文字の政治」と、「日々わたしたちの日常生活を規定する、ゴミの収集の在り方や公共交通や公共施設の運営の在り方、日常における家族との関係、職場の労働環境や人間関係、そして身近な保育・教育の運営をめぐっても働いている権力関係である『小文字の政治』」とについて、「どのような関係にあるのだろうか」と問うている（岡野 2020：142）。しかし、その後の議論で実際に論じられている「政治」や「民主主義」は、「大文字の政治（大きな政治）」のレベルでのそれであるように思われる。例えば、以下のような叙述がある。

「民主主義の原理に従うならば、誰もが関わる、いや、正確に言えば、誰もがその受け手であるケアをめぐるさまざまな決定こそ、民主的な政体において、あらゆる者に発言の機会が与えられ、ケアをめぐってさまざまな立場にある者たちの声、とりわけ受け手たちの声がしっかりと聞き取られ、ケアをめぐってさまざまな立場にある者たちの声、とりわけ受け手たちの声がしっかりと聞き取られ、受け止められ、熟議の対象とならなければならないはずだ。」（岡野 2020：147）

ここで述べられていること自体には、全く異論はない。しかし、本稿の関心からは、同時にここで念頭に置かれている「民主的な政体」が「大文字の政治」のレベルのものであることには注意が必要である。つまり、岡野は、確かに家族レベルを含むケアの問題が、より政治あるいは民主主義によって受け止められるべきだと考えているのであるが、その場合の「政治」や「民主主義」は、国家・政府レベルのそれなのである。

これを別の言い方で言えば、岡野は実は、「小文字の政治」のレベルでの「民主主義」については語っていないと思われる。岡野は民主主義（民主政）について、「民衆であるすべての者が等しく、全体に関わることを議論し、決定する政体」のことだとしている（岡野 2020：144）。問題は、この場合の「政体」として何が念頭に置かれているのかである。標準的な政治学における「政体」が、国家あるいはそれに（質的・規模的に）類似した政治共同体のことであることに疑いはない。しかし、ケアの倫理の視座から標準的な政治学に挑戦しようとしている岡野も、民主主義が行われる「政体」が何かについては、標準的な政治学と基本的には理解を共有している。岡野にとっての問題は、そのような意味での、つまり「大文字の政治」としての政体に、よりケアの視座が届けられることである。岡野は「政治を真に民主化しようとするならば……ケアに関わるひとた

ちの声や要請にしっかりと応えられるしきみを備えなければならないのではないか」と問題提起しているが(岡野 2020:152)、そこにおける「政治の民主化」とは「大文字の政治」のレベルでのものである。

以上の議論をまとめよう。岡野の議論は、ケア(の倫理)に注目することで、政治学が家族それ自体を議論するための道を切り開いた。このことの重要性は強調されるべきである。他方で、政治あるいは民主主義の単位(ユニット)については、岡野は依然として標準的な政治学のそれを念頭に置いている。そのため、最終的には岡野の議論も、国家・政府レベルの政治・民主主義において、ケアの問題がどのように扱われるか／扱われるべきか、という議論となっている。

このような整理に対しては、岡野からの反論が予想される。実際、岡野は、家族などの私的領域における「集合的な問題解決を行う活動」という意味での「政治」という、新川敏光らと私の共著の議論(新川ほか 2017:271)¹³⁾について、以下のように述べている。

「田村が提示する第三の〔上記の「政治」の——引用者注〕構想は、ケアの倫理を政治の原理の一つとして構想しようとしてきた筆者からすると、既存のケア配分を中心とする、公的領域と私的領域を構造化し、ケアに依存する者やケア提供者の多く、そしてケア関係にある者たちの一部——ケア関係にありながらも、ケア実践を担う責任から自由な『無責任な特権者』は含まない——を公的領域から排除している現在の政治状況をさらに強化するようにみえる。」(岡野 2019:94)

岡野は、フェミニズムが問題にするべきは、これまで「『私』の問題」とされてきたものが、なぜ「私」とされてきたのか、またそれがもし「公」の問題にされようとしているのだとすれば、そこにはどのような「政治の力」、つまり「権力」が働いているのか、ということだと述べる(岡野 2019:93)。このような視点を抜きにして、単に「私的」とされてきた領域にも「公的」な領域と同じ「政治」があり得ると述べたとしても、それは単なる現状維持か、場合によってはより悪い状態、とりわけケアに関する「自己責任」論(「私的」なことには各自が「私的」に対応)を強化するに過ぎないのではないか(cf. 岡野 2019:94)、というわけである。

岡野の批判あるいは懸念は、私も共有できるものである。だからこそ、岡野が参照している『政治学』(新川ほか 2017)においても、私的領域における(私の意味での)「政治」を実現するための条件、すなわちこの「政治」に関わる資格のあるアクターたちのエンパ

13) この意味での「政治」について、かつて「日常的な政治」と表現したこともある(田村 2011)。

ワーメントの必要性についても述べられている(新川ほか 2017:272)。また、私は、「家族」の概念自体についても、通常の意味での「家族」に伴う閉鎖的な(その意味で「隠された」=「私的」な)イメージを転換するために、通常の意味での「家族」の境界線を越えた「熟議システムとしての家族」という考え方も提示してきた(田村 2019)。つまり、家族における政治だからといって、それを文字通りの「家族」の中だけで完結するものとして理解する必要はない。例えば、通常は家族の外部にあるものである「サバルタン対抗公共圏」(ナンシー・フレイザー)を、「熟議システムとしての家族」の構成要素としての「公共空間」として捉え直すことができる(田村 2019)。さらには、この発想を発展させて、国家・政府における審議さえも、やはり「熟議システムとしての家族」における「公共空間」として捉えることも不可能ではない(Tamura 2020)。

その上で、あらためて私が提起したいのは、「家族」における(紛争や服従を含む)現象を、家族外部の要因に還元して理解することができるか(あるいは、適切か)、という問題である。確かに、フェミニズムは「私的」とされる領域や出来事は、公私二元論によって生み出されるものであると主張してきた。つまり、「私的」な領域における現象は、「私的」な領域だけを見ても適切に理解できないのである。「しかし、フェミニズム理論は、そうした変革に向けた活動の負担を課せられる多くが、なぜ私的領域で主に生きざるを得ない者たちなのかを問おうとしてきたのではないか」という岡野の指摘も(岡野 2019:94)、この点を突いたものと言える。

このことを十分に理解した上で、それでも次の三点を指摘したい。第一に、フェミニズムは同時に私的領域からの(それまでは「取るに足らない」と見なされてきた)問題提起に光を当ててきたのではないだろうか。「個人的なことは政治的である」には、そのような問題関心が含まれていたはずである。これまでの社会において、あるいは日常生活において、「当たり前」とされてきたことに、その都度その場で、問題提起・異議申し立てを行うことの重要性を、フェミニズムは説いてきたのではないだろうか。ジェーン・マンズブリッジの言う「日常的なラディカリズム」である(Mansbridge 1999)。そして、そのような「ラディカリズム」が生じることで、「私的」とされる領域におけるこれまでの(半ば自明視された)ルールや規範が変化していく可能性が生まれる。この可能性こそ、私的領域における「政治」の可能性である。ある場所や空間(例えば国家)を「マクロ」と見て、「ミクロ」な場所や空間(例えば家族)をその内部の要素と見る見方は、理解しやすい見方である。しかし、だからといって、「ミクロ」な場所や空間が、もっぱら「マクロ」な空間によって規定されていると見ることはできない。例えば、「マクロ」なレベルでの特定の政策形成が、それぞれの「ミクロ」なレベルに同じように作用し、同じような帰結を生むとは限らない。簡単に言えば、保育所をどれだけ充実させても、だ

からといって全ての親が保育所を利用するとは限らないし、そのことが全ての親（特に女性）の労働観と家族観を同じものにするとも限らない。それぞれの親／女性／家族がどのような育児の仕方を行うかは、最終的には、それぞれの「ミクロ」な場所・空間において決定されるものであろう。家族などの私的領域は、公私二元論によってジェンダー不平等に構造化されているとともに、内在的な変化の可能性にも開かれていると考えるべきである¹⁴⁾。

第二に、実は岡野自身も、家族のレベルにおける（私の言う意味での）「政治」に類似した出来事について、共感的に語っている。それは、「家族」を「多様な他者との語り合いを可能にする場」として捉える議論である（岡野 2012:237ff.）。この議論において岡野は、「家族の物語り」を、「新しい共同体を模索するための鍵」を示すものとして捉える。具体的には岡野は、ノーマ・フィールドの祖母への語りと落合恵子の母への語りを取り上げている。それは、「同等者であることを前提としない、他者性にかかれた物語り、他者の存在をそのままに肯定しようとするコミュニケーション」である（岡野 2012:238）。そのような物語り・コミュニケーションから岡野が読み取るのは、「家族が『一体不可分の場所』であるところか、異なる時空を生きる他者たちが壁を抱え込み、だからこそ、なんとか『ことば』をかわそうとする場」だということである（岡野 2012:241）。もちろん、岡野は、こうしたコミュニケーションを、直接的に「問題解決」や「決定」に結びつけてはいない。しかし、このようなコミュニケーションによって、家族のメンバーの間で何かが共有されることで、そうでなければ存在したであろう「問題」が解決されている、と解釈することはできると思われる。

最後に、しかし岡野の上記のような「家族」への視点は、「民主主義」論では最終的に後景に退いてしまっているように思われる。彼女がジョアン・トロント経由で提唱する、ケアの（再）配分を行う「民主主義」は、本節の最初に述べたように国家・政府レベルのそれである。そうになってしまうのは、岡野が私的領域に独自の「政治」や「民主主義」に、少なくとも懸念を抱いているからだと思われる。しかし、その結果として、「政治」や「民主主義」の話は、結局、国家・政府レベルの話に回帰してしまう。そして、家族や「私的領域」を、固有に政治や民主主義の場として捉える視点は見失われることになる。

14) 船橋恵子は、「マクロの社会政策」と「ミクロの家族戦略」との相互規定性について論じている。「マクロの社会政策とミクロの家族戦略は、このような循環構造を通じて各国固有の制度形成を推し進めてきたと見ることができる。国家も家族も共に社会変動を促す主体的行為者（actor）であり、相互に規定し合っている。」（船橋 2006:212）

おわりに

本稿では、「家族とジェンダー」について、政治学がどのように取り扱ってきたのかを、日本における代表的な研究のいくつかを参照しながら確認してきた。「福祉政治」は、標準的な意味での「政治」を念頭に置いているという意味で、最も「政治学的」なアプローチである。したがって、「福祉政治」アプローチは、同じテーマを扱っていても、他の社会科学分野とは異なる政治学の独自性を示しやすい。これに対して、「統治性」のアプローチは、「政治」を広く社会全般にも関わりのあるものとして捉え直す点に特徴がある。その意味で、「統治性」論は、「福祉政治」論よりも政治学を問い直す志向性を強く有している。しかし、「統治性」論の実際の分析は、国家による政策形成と、それへの対抗運動に注目する部分が大い。つまり、「統治性」論の実際の分析においては、国家と社会との対抗という図式が前景化するため、標準的な政治学から見ても（実は）あまり違和感のないものとなっている可能性も高い。最後に、ケアの倫理に注目する研究は、重要なケア・依存関係の場としての家族そのものを論じることで、政治学における「政治」の概念を根本的に見直そうとするものである。しかし、この議論は、家族がその外部によって（ジェンダー不平等的に）構造化されている側面を強調することで、政治や民主主義の主たる場が国家・政府に回帰してしまう可能性も有している。

以上のようにして、本稿では、「家族とジェンダー」という問題が、政治学にとってはそれほど当たり前の問題ではないことを示そうとしてきた。また、本稿は、政治学にとって、この問題を真剣に扱うことは、（たとえどのような結論になるにしても）「政治」とは何かという問題の考察に結びつかざるを得ない、ということも示そうとした。このように、「家族とジェンダー」と政治学との関係は、論争的な問題を内包しているのである。

【参考文献】

- 岩本美砂子 (2001) 「日本におけるフェミニズムと『政治』——『資料ウーマンリブ史 (全3巻)』を中心に」『立命館大学人文科学研究所紀要』第78号、31-54頁。
- 上野千鶴子 (2020) 『〔新装版〕近代家族の成立と終焉』岩波現代文庫 (初版は1994年刊行)。
- 大嶽秀夫 (1999) 『高度成長期の政治学』東京大学出版会。
- 岡野八代 (2012) 『フェミニズムの政治学——ケアの倫理をグローバル社会へ』みすず書房。
- 岡野八代 (2019) 「フェミニズムにおける政治と政治学教育の緊張関係」『新潟国際情報大学国際学部紀要』第5号、89-100頁。
- 岡野八代 (2020) 「ケアの倫理から、民主主義を再起動するために」ジョアン・トロント著、岡野八代訳・著『ケアするのは誰か?——新しい民主主義のかたちへ』白澤社。
- 落合恵美子 (1989) 『近代家族とフェミニズム』勁草書房。
- 申琪榮 (2020) 「書評：前田健太郎『女性のいない民主主義』」『年報政治学』2020-I号、443-446頁。
- 新川敏光 (2005) 『日本型福祉レジームの発展と変容』ミネルヴァ書房。
- 新川敏光・大西裕・大矢根聡・田村哲樹 (2017) 『政治学』有斐閣。
- 田口富久治 (1969) 『社会集団の政治機能』未来社。
- 武田宏子 (2016) 「『再生産』とガバナンス——政治社会学から」東京大学社会科学研究所・大沢真理・佐藤岩夫編『ガバナンスを問い直す [I]——越境する理論のゆくえ』東京大学出版会。
- 武田宏子 (2019) 「政治課題としての日常生活」田村編 (2019) 所収。

- 田村哲樹 (2011) 「労働／ケアの再編と『政治』の位置」 仁平典宏・山下順子編『労働再審 5 ケア・協働・アンペイドワーク——揺らぐ労働の輪郭』 大月書店。
- 田村哲樹 (2013) 「福祉社会学と福祉政治学」『UP』 第 42 巻第 9 号、10-15 頁。
- 田村哲樹 (2019) 「熟議システムとしての家族」 田村編 (2019) 所収。
- 田村哲樹編 (2019) 『日常生活と政治——国家中心的政治像の再検討』 岩波書店。
- 田村哲樹・近藤康史・堀江孝司 (2020) 『政治学』 勁草書房。
- 田村哲樹・松元雅和・乙部延剛・山崎望 (2017) 『ここから始める政治理論』 有斐閣。
- 辻由希 (2012) 『家族主義福祉レジームの再編とジェンダー政治』 ミネルヴァ書房。
- 辻由希 (2019) 「自民党の女性たちのサブカルチャー——月刊女性誌『りぶる』を手がかりに」 田村編 (2019) 所収。
- 都築勉 (2021) 『おのがデモンに聞け——小野塚・吉野・南原・丸山・京極の政治学』 吉田書店。
- 船橋恵子 (2006) 『育児のジェンダー・ポリティクス』 勁草書房。
- 前田健太郎 (2019) 『女性のいない民主主義』 岩波新書。
- 御巫由美子 (1999) 『女性と政治』 新評論。
- 御巫由美子 (2000) 「ジェンダーの政治学」 賀来健輔・丸山仁編『ニュー・ポリティクスの政治学』 ミネルヴァ書房。
- 宮本太郎 (2008) 『福祉政治——日本の生活保障とデモクラシー』 有斐閣。
- 牟田和恵 (2006) 『ジェンダー家族を超えて——近現代の生／性の政治とフェミニズム』 新曜社。
- 山田真裕 (2016) 『政治参加と民主政治』 東京大学出版会。
- Bartelson, Jens (2001 = 2006) *The Critique of the State*, Cambridge University Press (小田川大典・青木裕子・乙部延剛・金山準・五野井郁夫訳『国家論のクリティーク』 岩波書店)。
- Esping-Andersen, Gøsta (1999 = 2000) *Social Foundations of Postindustrial Economies*, Cambridge University Press (渡辺雅男・渡辺景子訳『ポスト工業経済の社会的基礎——市場・福祉国家・家族の政治経済学』 桜井書店)。
- Kittay, Eva Feder (1999 = 2010) *Love's Labor: Essays on Women, Equality, and Dependency*, Routledge (岡野八代・牟田和恵監訳『愛の労働あるいは依存とケアの正義論』 白水社)。
- Mansbridge, Jane (1999) "Everyday Talk in the Deliberative System," in Stephen Macedo (ed.) *Deliberative Politics: Essays on Democracy and Disagreement*, Oxford University Press.
- Takeda, Hiroko (2004) *The Political Economy of Reproduction in Japan*, Routledge.
- Tamura, Tetsuki (2020) "Another Way for Deepening Democracy without Shortcuts," *Journal of Deliberative Democracy*, 16 (2) : 89-95.

連続セミナー《家族とジェンダー》

◆第1回

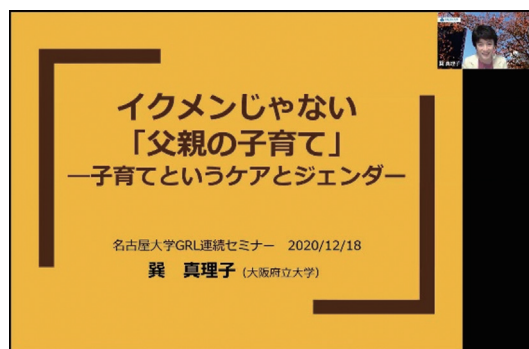
イクメンじゃない「父親の子育て」——子育てというケアとジェンダー

日時：2020年12月18日（金）17:00-19:00

講師：巽真理子（大阪府立大学ダイバーシティ研究環境研究所特認准教授）

会場：Zoomによるオンライン・GRL レクチャールーム

参加者数：オンライン43名、レクチャールーム6名



◆第2回

「家族の価値」をめぐるポリティクス——保守運動をジェンダーの視点で読み解く

日時：2021年1月22日（金）17:00-19:00

講師：鈴木彩加（大阪大学大学院人間科学研究科招へい研究員）

会場：Zoomによるオンライン・GRL レクチャールーム

参加者数：オンライン73名、レクチャールーム7名



参加報告

杉田菜穂（大阪市立大学大学院経済学研究科准教授）

◆第1回 イクメンじゃない「父親の子育て」——子育てというケアとジェンダー

2018年に刊行された『イクメンじゃない父親の子育て』¹⁾の著者、巽真理子先生（大阪府立大学）を講師に招いてセミナーが開催された。新型コロナウイルスの感染拡大の影響で巽先生はご自宅から、司会の田村哲樹先生（名古屋大学）は研究室から、約50名の聴講者もほとんどがオンラインで参加されていたが、画面共有やチャット機能をうまく活用して、講演も質疑応答もスムーズに進行した。

ご講演は、ジェンダーとは「性別を『子どもを産むかもしれない身体』をもつ女と、そうではない男の2つに分けて、性別でその人の役割や責任を決めてしまう、社会的な枠組みや制度のこと」という解説と「育児不安研究から育児ネットワーク研究、そこから父親の育児阻害／促進要因研究へと展開してきた」とされる家族社会学の研究史の確認にはじまって、『イクメンじゃない父親の子育て』のエッセンスへと展開した。

巽先生の研究のご関心は、「父親の子育て」とは何なのか？である。「父親の子育て」には①イメージ（「父親がすると考えられる子育て」）、②実践（「父親がしている子育て」）、③規範（「父親がすべき子育て」）という三側面があること、それらを分けて考える必要があるという立場から、現代の日本社会における父親の子育ては、産まない性である父親が子育てに関わるために、自身の男性というジェンダーを乗り越える必要（＝「子育ては母親がやるべき」という規範との間のジレンマ）と長時間労働で家庭にいる時間が短く、子どもの身体的・情緒的なニーズから出る要求に応える〈ケアとしての子育て〉の実践が難しいという状況乗り越える必要（＝「一家の稼ぎ主」という男らしさとの間のジレンマ）に陥っているとおっしゃり、それとの関わりで「イクメン」という父親像の実情を分析し、政府やメディアが推奨し、社会にある程度浸透している「イクメン」という父親像が〈「一家の稼ぎ主」という男らしさ〉にこだわった父親像であること、「イクメン」がはやって10年が経ち、「イクメン」がもてはやされている現在でも、解消が目指されている性別役割分業の状況は大きく変わっていないこと、現実の父親の子育てが多様であることを説かれた。

子育てとジェンダーについての研究をはじめられた当初の巽先生は「ジェンダーの壁は、

1) 巽真理子（2018）『イクメンじゃない父親の子育て——現代日本における父親の男らしさと〈ケアとしての子育て〉』晃洋書房。

個人が変わることで乗り越えられるもの」と考えられていたが、ご研究が進むにつれて「個人だけでは抱えきれない、日本社会全体の問題」と感じるようになったそうだ。巽先生が「イクメン」についての分析をはじめられた当初は、2010年に厚生労働省が「イクメンプロジェクト」を開始し、その年の流行語大賞トップテンに「イクメン」が入賞したことにはじまる動向に注目されていたが、「イクメン」という言葉は2010年より遡って2006年に博報堂のアートディレクターが「イケメン」+「育児」=「イクメン」というマーケティング的に出てきたことにも触れられ、当初は気にしていなかったそのことが興味深く、今後掘り下げてみたい問題だともおっしゃった。

ご講演、それに続く質疑応答のなかで、巽先生がご自身の子育てと府大の女性研究者支援関連業務のご経験について語られる場面が多かった。前者の子育てのご経験は、それが父親研究に取り組まれるきっかけになり、研究活動に活かされているようだった。巽先生は、学部卒業後そのまま大学院に進学されたのではなく、20代は会社員、30代は子育てとNPO法人ふらっとスペース金剛（子育て支援）の立ち上げ、40代に入る前に大学院に進学してからは研究というキャリアパスだそうで、1人目の子育てで育児ノイローゼになったこと、1人目のお子さんのときはそうでもなかったのに、2人目のお子さんの育児には夫が積極的に関わってくれたことから得た気づきについても話されていた。子育てのご経験が巽先生の研究ポジションに大きく影響しているようだった。

後者についてだが、巽先生は大学院在学中の2010年に大阪府立大学女性研究者支援センターのコーディネーターに就任されて以来、府大の女性活躍とダイバーシティの推進に関わっておられる。そのお立場から、性別を問わないワークライフバランス支援についていくつかのエピソードを紹介された。その1つが「女性研究者支援事業のシンポジウムで学内保育園を利用して仕事と家庭の両立をしている若手の男性研究者が講演されたとき、それを聴講していた各研究科の研究科長がその事実に変驚かれ、組織における意識改革のきっかけになった」というものである。大学におけるワークライフバランス支援推進について考える上で興味深い話だと思った。

個人的には、「男だからこそのつらさ」（男性学の視点）と「女だからこそのつらさ」（女性学の視点）の両面から見るのが大事と、「家庭科を学んだ男性」、「ジェンダーを学んだ世代」の力で「家庭科を学んでいない男性」、「ジェンダーを学んでいない世代」がまだまだ多い社会が変わっていくことを期待しているとおっしゃったことが印象に残っている。

参加報告

劉佳（東京大学大学院経済学研究科博士課程）

◆第1回 イクメンじゃない「父親の子育て」——子育てというケアとジェンダー

連続セミナー「家族とジェンダー」の初回は、大阪府立大学特認准教授の巽真理子氏に、「イクメンじゃない『父親の子育て』——子育てというケアとジェンダー」をテーマに、オンラインで講演いただいた。

子育て支援 NPO を立ち上げた巽氏は、子育てをするのは母親、それを支援するのも母親であることを経験し、もう一人の親であるはずの父親はどこにいるのだろうと疑問を抱いた。それを契機に、ジェンダー論の重要性に気づき、大学院に入り「父親の子育て」をテーマに、ジェンダー規範に関する研究をなされた。2018 年には学位論文を元に執筆された『イクメンじゃない「父親の子育て」』（晃洋書房）が出版されている。

巽氏は 2006 年より起きた「イクメン現象」を整理し、現代日本でも性別役割分業の状況は大きく変わっていないと指摘する。これまでは、父親の子育てを阻害／促進する要因に関する研究が多く行われているが、時間的・物理的要因が強調される一方、ジェンダー規範はほとんど関連しないとされてきた。一方「男らしさ」研究では、子育てに積極的に関わる父親でも、男としての稼ぎ手役割を重要視していることが明らかにされている。

これらの先行研究に対し、巽氏は「父親の子育て」には複雑なジェンダー規範が存在し、ジェンダーの壁は、個人だけで抱えきれない日本社会全体の問題であると指摘する。さらに、「父親の子育て」を、①イメージ（父親がすると予想される子育て）②実践（父親が実際にしている子育て）③規範（父親がすべき子育て）といった三つの部分に分けて考えていく必要があるという。

巽氏によると、現代日本において「父親の子育て」とジェンダー規範の間に二つのジレンマが存在する。一つは、「子育ては母親がやるべき」という規範から、産まない性（男性）である父親が子育てに関わるために、自身の男性というジェンダー規範を乗り越える必要が生じることである。もう一つは、「一家の稼ぎ主」という男らしさが期待されることによって、長時間労働が助長されると、家庭にいる時間が短くなり、ケアとしての子育てを実践することが難しくなるということである。母親の場合、そのジェンダー規範にはケア役割が含まれているため、「母親の子育て」ではジレンマは生じない。

巽氏は『たまごクラブ』『ひよこクラブ』など育児雑誌に見られた父親像を 3 類型にまとめた。①稼ぎ手としての父親（性別役割分業における男性役割の「稼ぎ手役割」を担

う父親像)、②子育てする男(「ケア役割」を担う父親像)、③子育てが苦手な男(父親は「男」であるために子育てが苦手)の三つである。そこで、「一家の稼ぎ主」という男らしさは、現代日本における重要な男らしさであり、その背景には「メンバーシップ」としての雇用契約と「ケアを担わない者」の働き方が標準とされている。

さらに、現実の父親の「実践」、すなわちイクメンじゃない「父親の子育て」について、巽氏は「公私領域と性別役割分業の相互作用モデル」を枠組みにし、父親9名を対象にインタビュー調査を行った。分析対象者から見られた共通点は、育休取得をしていない(出産時の有休はあり)こと、ワーク・ライフ・バランスの重要性を認識し、企業戦士とは違う仕事観をもっていること、子どもの学校行事等を理由に休める職場環境にいないこと、家にいる時は内容にこだわらず子育てに関わっていることなどがあった。

そして、大きな相違点として、子育てのために仕事を調整するかどうかが挙げられた。子どもの病気時に対応する父親は、かなり積極的に家事・育児役割を担いながら、自分が子育てしていることを職場のメンバーにアピールでき、職場の「一家の稼ぎ主」規範が弱いケースがある。一方、職場の他の男性と仕事の量や責任は変わらない「一家の稼ぎ主」規範の根強い影響もみられた。

講演の終盤で巽氏は、「父親の子育て」について、イメージ・規範において男らしさ(本質的・経済的)へのこだわりがあるなか、ケアとしての子育てを質的には実践しているが、量的には母親には及ばない現状を提示した。最後に、父親の働き方に「一家の稼ぎ主」という男らしさが根強く影響していることを強調した。

参加者からは、「インタビューの対象家庭にいる母親の就業状態は、どのようなものだったのか」、男性が構造に埋め込まれた受動的な存在として描かれてしまうことを危惧し、「父親側の能動性はどのように論じうるか」、「イクメン現象は、身体性にもとづいた本質的な男らしさを強化するような現象と言えるか」など質問が多く出され、充実した議論が行われた。

また、「役割分担は家族自身で選択できることが大事」、「父親の子育てを阻害する要因に、一家の稼ぎ手としての男らしさがある」など、報告の知見に賛同する声も多くあった。そして、自身の役割や働き方に関して、「職場環境(上司と同僚の意識や行動)による影響は非常に大きい」ことは共通認識となり、上司や職場の雰囲気をもどのように変えられるかについて議論した。さらに、「子育てが苦手な女性への支援も重要なテーマの一つ」など補足もあった。

参加報告

目黒 茜（筑波大学大学院人文社会科学研究科博士課程・
日本学術振興会特別研究員 DC）

◆第2回 「家族の価値」をめぐるポリティクス——保守運動をジェンダーの視点で読み解く

連続セミナー第2回目は、大阪大学大学院人間科学研究科招へい研究員で、第20回大佛次郎論壇賞を受賞した『女性たちの保守運動——右傾化する日本社会のジェンダー』（2019、人文書院）の著者である鈴木彩加先生に、女性たちの保守運動における「家族の価値」をめぐるポリティクスについてご講演いただいた。

まず家族とジェンダーをめぐる今日の政治動向として選択的夫婦別姓制度に関する議論をご紹介いただき、それに対し保守運動が反対の意を示してきたことについてご説明いただいた。これまでの日本の保守運動は「愛国心」を唱えるナショナリズムと結びついた運動を繰り返して、1960年代までは戦前期の旧体制ならびに日米安全保障条約を支持し、1970年代以降は福祉制度の充実と市民の平等な政治参加に否定的な立場をとってきた。保守運動は「家族の絆」を基盤に、社会における様々なジェンダー平等に反対してきたのだという。

保守運動では1955年から1970年代にかけて日本においても大衆化していった核家族や情緒的絆の強まり、性別役割分業など近代家族の特徴を重要視してきたという。日本遺族会の事例から、女手一つで子育てをすることを理想とする戦没者妻の言説や、強い日本の母親たちを称賛する戦没者遺児の言説などを中心に、保守運動において独自の家族像が構築されてきたことをご説明いただいた。しかし語り手の高齢化によって独自の家族像は次第に語られなくなっていったという。

そこで1990年代以降になると「家族の価値」言説が登場したという。この時期は平均初婚年齢や生涯未婚率の上昇、共働き世帯の増加など近代家族型家族が綻びはじめた時期でもある。日本遺族会では語り手の不在を憂い、「日本の文化や伝統、家族や家庭の大切さ」など愛国心教育の重要性を訴えるようになっていったという。このような「家族の価値」言説の事例として、保守系運動団体会報の記事分析に関する内容についてご紹介いただき、その構造として(1)ケアの担い手としての「主婦」の論理、(2)家族を社会や国家の基盤と位置付ける政治家・研究者・ジャーナリスト等の有識者による「主流派」の論理、(3)両者を媒介する女性知識人の論理についてご説明いただいた。この構造のなかで女性知識人が媒介していたのは、家族における主婦のケア労働の位

置づけだという。「主流派」は、選択的夫婦別姓制度などから「家族の危機」を訴えるが、主眼としては社会的秩序・国家の維持を見据えており、主婦によるケア労働は軽視する傾向にあるという。

2000年代以降になると、男女共同参画が社会において大きな課題となるなか、保守運動は男女共同参画反対の姿勢をといっている。全国的にも男女共同参画をめぐる激しい攻防が繰り返された愛媛県松山市の男女共同参画条例一部改正問題において草の根の保守運動の担い手となった女性たちへのインタビュー調査から、「男女共同参画」を男女間の対立を煽るものと捉えている参加者が多いことや、行動指針として嫁・妻・母としての役割を内面化した性別役割に対する意識を持っていることなどが明らかとなった。彼女たちは必ずしも保守運動に強い思い入れがあるというわけではなく、性別役割を内面化することでケアを担い、家庭内の人間関係を円滑にしたいという思いから、「家族」が大切であるという主張に反対する理由がないということも参加の動機としてみえてきたという。

このように保守運動の歴史的な変遷をみると、「家族」を大切にしたいという主婦たちの語りは保守運動の一部として受け継がれてきたかのようにも思える。しかし鈴木先生は、これまで保守運動においてその一部を担ってきた家庭における女性たちのケア労働の社会的な意義の訴えは、必ずしも保守運動という立場から行われるべきものではなく、保守運動に回収されることなく、別の回路が必要とされていることを指摘する。そのひとつの回路としてケア・フェミニズムという、ケアという営みに着目しながら、自立／自律した個人を前提とした社会のあり方を再考する視座から、主婦の語りを読み直していくことの可能性を提示された。この観点から「主婦」の語りをみると、彼女たちは家庭内でケアを担ってきた立場から、自らのケアの意義を訴えているとも推測できる。このように考えてみた場合、保守運動に参加する「主婦」とケア・フェミニズムを隔てているものは何なのだろうか?という新たな問いが示された。

質疑は研究者から一般の参加者まで広くよせられ、活発な議論が展開された。質疑にもあったように保守政党における家族や労働をめぐる政策、保守運動に参加する女性たちの運動に対する意識や他の運動との関係、戦後日本においてGHQが促進した家族のあり方、家族社会学や福祉国家に関する議論、天皇制とのかかわり、農家におけるジェンダー意識など様々な問題関心の広まりが期待される。

参加報告

齊藤雄次（名古屋市立大学大学院人間文化研究科博士課程）

◆第2回 「家族の価値」をめぐるポリティクス——保守運動をジェンダーの視点で読み解く

GRL 連続セミナー「家族とジェンダー」第2回では、鈴木彩加氏に、ジェンダーの視点から見た保守運動と家族の価値についてご講演をいただいた。

保守運動とは、戦前の旧体制や日米安保を支持し、人々に愛国心を持つことを訴えるような運動のことを指すが、鈴木氏は、その保守運動とジェンダーが関わる例として、選択的夫婦別姓をめぐる議論をまず取り上げられた。婚姻時に夫婦の姓を統一することが求められる現行の仕組みのもとでは、女性側の姓よりも男性側の姓が圧倒的に選ばれる傾向にあり、選択的夫婦別姓はそうした意味での男女の不平等の改善につながるものとしても理解することができる。だが、この選択的夫婦別姓に対しては、保守系組織「日本会議」の下部組織である「日本女性の会」に所属する当の女性の側から、反対の立場が表明されている。また、その際に根拠とされるのが、「家族の絆」「夫婦の愛に結ばれた温かい家庭」といった、伝統的な家族観となっている。そこで鈴木氏は、「保守運動がなぜジェンダー平等に反対するのか」との問いのもと、保守運動の主張を支える家族の価値を3つの事例をもとに明らかにされた。

第一に、日本遺族会の発行している『遺族通信』に注目し、戦後すぐの時期から2000年代後半にかけての戦没者遺族による家族の語られ方を詳細に分析された。その結果、時期を経るにつれて自身の家族の経験に言及する語りが減少し、1990年代以降は日本の文化や伝統、家族の大切さを訴える語りが増加したことが明らかになった。

第二に、選択的夫婦別姓の議論も一時盛り上がった2000年から2010年にかけて発行された様々な保守系雑誌に注目し、そこで家族の価値がどのように語られるのかを詳細に分析された。その結果、家事や育児などのいわゆるケアを直接担う立場から家族の意義を訴える「主婦の論理」、ケアの実体験にもとづくのではなく、社会や国家の存亡という観点から家族の意義を訴える「主流派（男性知識人）の論理」、両者の論理が並存する「女性知識人の論理」の3つの論理が存在することが明らかとなった。

第三に、保守運動を展開する団体に所属する女性にインタビューを行い、保守運動の中でジェンダーや家族がどのように捉えられているかを分析された。その結果、保守運動に参加する女性の中には、性別役割分業を肯定的に捉える人々がいる一方で、反対する理由がないなどの消極的な理由で参加する人々も多数いることが明らかとなった。

このように、保守運動の中では、「男性が外で働き、女性が家庭を支える」といった伝統的な家族観が生産され続けている。また女性の中には、それまでケアを担ってきた当事者としての誇りがジェンダー平等の実現によって脅かされると捉える人々も含まれている。社会におけるジェンダー平等の実現を考えるにあたっては、こうした人々の存在を認めるとともに、こうした人々が納得して受け入れることの可能な言説や理由を探り、提示していくことが求められるのではないだろうか。

なお、伝統的な家族観は保守運動の中だけでなく、社会のいたるところに存在している。例えば、新型コロナウイルスの拡大を受け、2020年4月に政府が国民に一人あたり10万円を支給することを決めた特別定額給付金は、給付先が世帯主とされた。だが、この支給方法に対しては、DV被害を受けている立場の弱い女性などが不利益を被るものであるとの批判も寄せられた。このように、伝統的な家族観は社会保障制度の設計にも影響を与えており、その結果、立場の弱い人々がセーフティネットの対象から排除されてしまうという問題も生じ得る。落合恵美子は、少子高齢化や晩婚化の進展、非正規雇用の増加などによって出現した、標準的な家族とはかけ離れた家族を形成する人々が、社会保障の恩恵にあずかれなくなるという問題を「縮んだ戦後体制」として表現するが¹⁾、特別定額給付金の事例は、2020年現在でもこうした問題が残り続けていることを示している。家族を多様なものとして捉えることの意義は、ここからも導き出される。

さらに、家族の多様性に注目することの意義は、家族におけるケアを誰が担うべきかという視点からも導き出される。岡野八代が指摘するように、家族におけるケアの責任が母親に求められた場合、その役割を果たそうとしない（母にならない）女性たちは二級市民として扱われかねず²⁾、ここでも特定の人々が標準的な家族から排除される可能性が生じてしまう。このように、同じ女性の中で生じる分断を防ぐという意味でも、ケア・フェミニズムをめぐる議論、特に女性同士の議論が必要である。保守運動が参加する女性の全てから積極的に支持を得ているわけではなく、運動の中にも多様性が存在するという事実は、そうした議論が不可能ではないことをも示している。またそれは、鈴木氏のご講演の最後で示された「家庭で女性たちが担ってきたケア労働の社会的意義を保守運動に回収されることなく訴えられる回路」を探っていくことにもつながるであろう。

1) 落合恵美子(2019)『21世紀家族へ(第4版)——家族の戦後体制の見かた・超えかた』有斐閣 pp.274-276。

2) 岡野八代(2005)「繕いのフェミニズムへ」『現代思想』33(10) p.82。

活動報告

研究ノート

19 世紀イギリスにおける伝染病と母親のケア労働 ——水田珠枝文庫蔵書を中心に

金 慧昇 (名古屋大学ジェンダー・リサーチ・ライブラリ研究員)

数日前から長女が熱を出し、彼女は、下の 3 人の子どもたちがその恐ろしい病気に感染するのではないかと心配し、戸惑いを感じた。近所のお母さんたちは、子どもたちに彼女の家に近づかないように注意した。彼女は普段物事に上手く対処できておらず、体調不良の子どもの看病をしなければならないのに、何をすれば良いか分からなかった。

これは、子どもに熱があり、新型コロナ・ウィルスに感染しているのではないかと心配している今日の母親の話ではない。19 世紀後半、イギリスで母親向けに刊行された病児の看病に関する小冊子『小さいメアリーの病気とその結果 (*Little Mary's illness and what came of it*)』に登場するウィリス夫人 (Mrs. Willis) の話である。ウィリス夫人は、病気になった長女メアリーをどう看病すれば良いのか分からず、あまり仲が良くなかった隣のシモンズ夫人 (Mrs. Symonds) に助言を得ようと決断をする。彼女の子どもたちはいつもきれいな姿で元気そうに見えた。話を聞いた優しいシモンズ夫人は、快くウィリス夫人の家を訪ね、子どもの世話に関する様々な助言を与えてくれた¹⁾。

この小冊子は、貧しい人々に対して衛生に関する知識を普及するため、1857 年にロンドンで設立された女性衛生協会 (Ladies' Sanitary Association、以下、LSA と略記) が刊行していた 70 種類以上の小冊子の中の一つである。LSA は、健康、衛生、家事などに関する小冊子の発行、衛生知識に関する講演会の開催、関連図書を提供する図書室の運営などの活動を行っていた。設立数年後には、全国各地に支部が設けられ、多くの中産階級女性たちがその活動を支援するために集まった。その女性たちは、個別に家庭を訪問して小冊子や掃除道具を配ったり、裁縫と料理の教室を設けて家事に関する教育を行ったりする活動をしていた²⁾。当時イギリスでは、産業革命期の急速な工業化と都市化の影響で、都市地域の衛生問題が浮き彫りになっていた。劣悪な衛生状態と人口の密集は、周期的な伝染病の流行につながり、都市部の死亡率は農村地域のそれよりはるかに高かった。1841～1865 年の間のイギリス全体の死亡率は 1,000 人当たり

1) Ladies' Sanitary Association (刊行年度不明), *Little Mary's illness and what came of it* (British Library に所蔵、請求記号: General Reference Collection 8415.cc.45).

2) Peter Gordon and David Doughan (2001), *Dictionary of British women's organisations, 1825-1960*, Woburn Press, p.78 (GRL 請求記号: 367.233 Go 珠枝文庫).

※珠枝文庫の資料は貸出不可であるが、一部は開架図書として貸出可能なものもある。以下、GRL に貸出可能な所蔵がある資料の場合、請求記号の末尾に「貸出可」と明記する。

平均 25～26 人であり、低い地域では 20 人前後であったのに対し、大都市のマンチェスターやリヴァプールでは 31～36 人という高い水準であった。そのため、19 世紀には住宅や上下水道、河川や大気汚染、不良食品などを規制する、公衆衛生に関わる法律が次々と制定されていった³⁾。

しかし、そのような公衆衛生関連法は、必ずしも個別家庭の衛生水準の向上につながるものではなかった。家庭の衛生問題は、家族の中で最も脆弱な乳幼児の健康に最も大きい影響を及ぼす。実際、コレラ、ジフテリアや下痢といった伝染病、世話の不足や不適切さなどで多くの乳幼児の命が奪われていた⁴⁾。当時のイギリスでは、自由放任主義 (*Laissez-Faire*) が支配的であり、「自助」の努力が重要視され、貧困などの社会問題も個人の力で解決すべきとされていた⁵⁾。高い乳幼児死亡率の問題と同様に、乳幼児の健康と福祉の問題も、専ら個別家庭の責任とされていた。そこで、家でより長い時間を過ごす妻・母親には、夫と子どものための衣服や食事の準備、家の掃除といった家事労働の義務が課されていたのである。繰り返し流行する伝染病への対策も、当然のことながら家事を担当すべき女性の仕事とされていた。

本来、女性は私的領域の家庭に属しており、家事の専担者であるという考え方は、男性のみの収入で生計が立てられる、経済的な能力のある中産階級のものであった。19 世紀のイギリスにおいて、そのような考え方は中産階級の成長と拡大とともに社会全般に広がっていった⁶⁾。個々の家庭において実際に女性が賃金労働をやめ、家事労働のみに専念できたかどうかは別として、女性が家事の担い手であるという認識は、規範としてイギリス社会に定着していった。LSA は、その点において、個別家庭レベルで女性に家事の重要性を認識させるような役割を果たしていた。当初から LSA は慈善活動の性格を持って設立され、それを主導していた人々は主に中産階級の女性であった。貧富の格差が拡大しつつあった 19 世紀のイギリスにおいて、福音主義の影響で「自然化」していた慈善活動の中で、中産階級の女性たちはその担い手とされていた。女性が公的

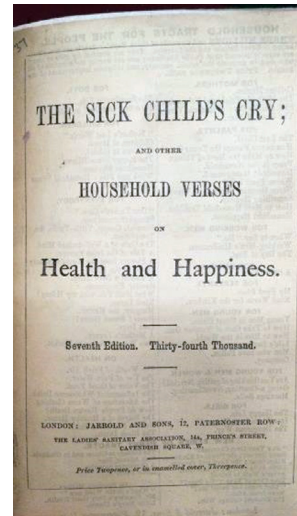
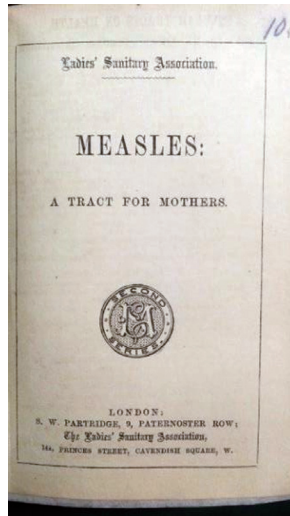
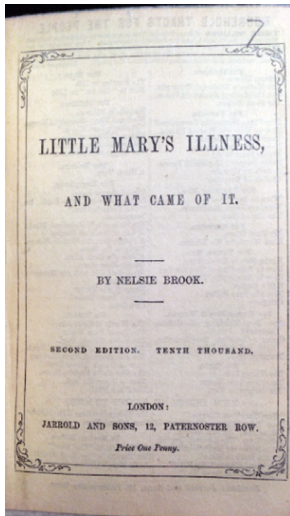
3) Alexander P. Stewart and Edward Jenkins (1969), *The medical and legal aspects of sanitary reform* (Reprint of the 2nd ed., R. Hardwicke, 1867), Leicester University Press, p.6, Appendix Table IV (GRL 請求記号: 498.1 St 珠枝文庫)。

4) Erna Olafson Hellerstein, Leslie Parker Hume, and Karen M. Offen eds. (1981), *Victorian women: a documentary account of women's lives in nineteenth-century England, France, and the United States*, Harvester, p.131 (GRL 請求記号: 367.23 He 珠枝文庫、貸出可)。

5) 高田実 (2010) 「福祉と文化——チャールズ・ディケンズの世界」井野瀬久美恵編『イギリス文化史』昭和堂、pp.84-85 (GRL 請求記号: 233.05 In 珠枝文庫)。

6) 水田珠枝 (1979) 『女性解放思想史』筑摩書房 (GRL 請求記号: 367.1 Mi 珠枝文庫、貸出可)、pp.279-283; 竹内敬子 (2010) 「労働と文化——「平凡な日常」とアイデンティティ」井野瀬久美恵編『イギリス文化史』昭和堂、pp.51-67 (GRL 請求記号: 233.05 In 珠枝文庫); Leonore Davidoff and Catherine Hall (1992), *Family fortunes: men and women of the English middle class, 1780-1850*, Routledge (GRL 請求記号: 361.84 Da 珠枝文庫、1987 年版貸出可)。

領域に進出できる機会が非常に限られていた当時、女性たちは慈善活動を通じて自らの領域を拡張していった。LSA も同様に、中産階級女性にとって社会的活動の機会となっていたのである。次第に、労働者階級の女性たちも有給の家庭訪問師として LSA の活動に加わっていった⁷⁾。



British Library 所蔵の LSA 小冊子（請求記号：General Reference Collection 8415.cc.43, 45）

そこで、LSA には、当時の社会問題となっていた高い乳幼児死亡率の解決という、社会的な任務が付与されていた。LSA の中産階級女性たちは、健康な家庭を築くということを重要視していた自らの階級の考え方にに基づき、貧しい労働者階級の家庭の衛生水準を向上させることで、その家族構成員、特に子どもたちの健康の増進を図ろうとしていたのである。そのため、LSA の小冊子の中には、『健康と幼児の世話に関する母親の本 (*The mother's book of health and how to manage a baby*)』『幼児への世話方法 (*How to manage a baby*)』『哺乳瓶での飲ませ方 (*How to feed a baby with the bottle*)』『人口授乳について (*On hand-feeding*)』『子どもの沐浴方法 (*Washing the*

7) 金 慧昇 (2019)「広がるネットワーク、広がるイデオロギー——19 世紀半ば「女性衛生協会」の活動について」『女性とジェンダーの歴史』第 7 号、pp.48-64 (GRL 密集書架—雑誌)；女性たちの家庭訪問活動については、松浦京子 (2008)「19 世紀イギリスにおけるディストリクト・ヴィジティング——女性文化としてのホスピタリティ、覚え書き」『女性歴史文化研究所紀要』第 16 号、pp.37-49 (GRL 密集書架—雑誌)、慈善活動一般については、高田実 (2010)「福祉と文化——チャールズ・ディケンズの世界」井野瀬久美恵編『イギリス文化史』昭和堂、pp.68-92 (GRL 請求記号：233.05 In 珠枝文庫)；F.K. Prochaska (1980), *Women and philanthropy in nineteenth-century England*, Oxford University Press (GRL 請求記号：369.14 Pr 珠枝文庫)、福音主義については、水田珠枝 (1979)『女性解放思想史』筑摩書房 (GRL 請求記号：367.1 Mi 珠枝文庫、貸出可) を参照。

children)』など、子どもの世話に関するものが多かった。さらに、そこには冒頭で紹介した『小さいメアリーの病気とその結果』や『麻疹：母親のための小冊子 (*Measles: A tract for mothers*)』『天然痘と種痘 (*Smallpox and vaccination*)』『病児の泣き声；そして健康と幸福に関する家庭詩集 (*The sick child's cry; and other household verses on health and happiness*)』『手遅れ。母親のための種痘に関する小冊子 (*Too late. A tract for mothers on vaccination*)』など、病気の子どもの看病に関するものも含まれていた⁸⁾。

当時の高い乳幼児死亡率は、多くの場合は乳幼児の世話に関する知識の欠如に起因していた。特に労働者階級の家庭においては、大抵の場合、母親が出産後間もない時期に職場に戻らなければならず、その間に乳幼児は年上の兄弟（主に姉）や近所の人々に預けられ、十分な世話を受けられないことが多かった⁹⁾。LSAの活動は、母親に対して、子どもの世話に対する責任感を強調するようなものであった。LSAの小冊子は、乳幼児の授乳や衣服、沐浴方法などに関する基礎的な知識を伝えるために書かれており、家庭訪問の際には、小冊子を直接読み上げると同時に、その場で母親に練習をさせることもあった。

『小さいメアリーの病気とその結果』でウィリス夫人に病児の看病に関する様々な助言を与えるシモンズ夫人の様子は、まさにLSAの活動を描いているように思われる。彼女が病床のメアリーの部屋に入ってまず行ったのは、窓を開けることであった。ウィリス夫人は「子どもを殺す気ですか!」と驚いたが、彼女は「いや、この悪い空気がお嬢さんを殺すのです。これが恐ろしいのです」と答えた。彼女は換気の重要性についてウィリス夫人に説明し、部屋の掃除を始めた。また、メアリーのベッドのシーツと枕のカバー

8) LSAの小冊子のほとんどは、刊行年度が確かではなく、増刷を繰り返していたため、所蔵先によって製本の順番や分割方法が異なる。本研究では、主にイギリスのBritish LibraryとLondon School of Economics and Political Science (LSE)の図書館に所蔵されているものを参考にした。他にも、医学分野の専門図書館であるWellcome Libraryや、地方の図書館・文書館にも所蔵されている。

9) 当時の労働者階級の女性たちの生活については、多くの研究で明らかになっている。代表的なものとして、Ivy Pinchbeck (1930), *Women workers and the Industrial Revolution, 1750-1850*, F. S. Crofts (GRL 請求記号: 366.38 Pi 珠枝文庫); Louise A. Tilly and Joan W. Scott (1978), *Women, work, and family*, Holt, Rinehart and Winston (GRL 請求記号: 366.38 Ti 珠枝文庫); Elizabeth Roberts (1988), *Women's work 1840-1940*, Macmillan Education (GRL 請求記号: 366.38 Ro 珠枝文庫、貸出可) [邦訳: エリザベス・ロバーツ著、大森真紀・奥田伸子訳著 (1990) 『女は「何処で」働いてきたか: イギリス女性労働史入門』法律文化社 (GRL 請求記号: 366.38 Ro 珠枝文庫、貸出可); Katrina Honeyman (2000), *Women, gender and industrialisation in England, 1700-1870*, Macmillan Press Ltd. (GRL 請求記号: 367.233 Ho 珠枝文庫); Kathryn Gleadle (2001), *British women in the nineteenth century*, Palgrave (GRL 請求記号: 367.233 Gl 珠枝文庫); Susie Steinbach (2004), *Women in England 1760-1914: a social history*, Weidenfeld & Nicolson (GRL 請求記号: 367.233 St 珠枝文庫); Hannah Barker and Elaine Chalus eds. (2005), *Women's history: Britain, 1700-1850: an introduction*, Routledge (GRL 請求記号: 367.233 Ba 珠枝文庫); 河村貞枝・今井けい編 (2006) 『イギリス近現代女性史研究入門』青木書店 (GRL 請求記号: 367.233 Ka 珠枝文庫、貸出可); 伊藤航多・佐藤蘭香・菅靖子編著 (2013) 『欲ばりな女たち: 近現代イギリス女性史論集』彩流社 (GRL 請求記号: 367.233 It 珠枝文庫) などが挙げられる。

を交換し、ウィリス夫人がたった一週間前によく拭いたと主張する床を、驚きながら拭いていった。シモンズ夫人は、「健康の秘密はきれいな空気と水、良い食べ物にありますよ」とし、ウィリス夫人の台所を片付けながら自らの家事のやり方を教えていった。

シモンズ夫人が毎日子どもたちを「頭から足指まで」洗い、換気と掃除を徹底し、家族全員が集まって「幸せな食事時間」を過ごしていると聞いたウィリス夫人は、そのすべてのことに驚いた。彼女が子どもをお風呂に入れるのは年に1~2回しかなく、彼女の夫はシモンズ氏のように食事時間に規則正しく帰宅することもなかった。シモンズ夫人は、「夫が帰ってくる時にあなたがすべてをきちんと片付けておけば、彼はおそらくそうする[規則正しく帰宅する]でしょう」とウィリス夫人に改めて家事の重要性を説いた。彼女は繰り返して、子どもに熱がある時は特に、子どもを頻繁に洗い、きれいな服を着せ、天気の良い日は寝る間も少しは窓を開けるよう、ウィリス夫人に説明し続けた。シモンズ夫人が様々な助言をし、ウィリス夫人の家をきれいにして帰った数日後、メアリーは回復でき、彼女の兄弟にも病気が移ることはなかった。ウィリス夫人はその後も家をきれいに維持し続け、シモンズ夫人が隣の家の嬉しい変化を見てやりがいを感じたという話で、この小冊子は終わる¹⁰⁾。

毎日子どもたちをお風呂に入れ、部屋を掃除し、健康に良いものを食べさせるという、今日では当然視されている育児・家事労働は、19世紀の多くの母親にとっては現実的に可能なことではなかった。長時間の賃金労働によって生計を維持しなければならない労働者家庭の場合は、特にそうであった。共働き夫婦の場合でも、夫はウィリス氏とシモンズ氏がそうであったように、ただ妻による家事労働を享受する存在として想定されていた。また、ウィリス夫人がシモンズ夫人の家事や子育てのやり方を聞いて驚いたように、人々の衛生に関する認識も、家と身体をきれいに維持しなければならないというものではなかった。当時の多くの証言は、労働者階級の劣悪な衛生状態について明らかにしている¹¹⁾。そこで、LSAは各家庭に衛生に関する知識を伝え、それが清潔で健康な子どもを育てる方法であり、さらには幸せな家庭を作る秘訣であるということを力説していたのである。一方、そのための仕事は、女性の家事労働への負担を増やしていったのであ

10) Ladies' Sanitary Association(刊行年度不明), *Little Mary's illness and what came of it* (British Libraryに所蔵、請求記号: General Reference Collection 8415.cc.45)。

11) 当時の労働者階級家庭については、F. エンゲルス著、一條和生・杉山忠平訳(1990)『イギリスにおける労働者階級の状態: 19世紀のロンドンとマンチェスター』岩波書店(GRL 請求記号: 366.0233 En2 珠枝文庫、下巻のみ所蔵); 角山榮・川北稔編(1982)『路地裏の大英帝国: イギリス都市生活史』平凡社(GRL 請求記号: 233.06 Ts 珠枝文庫、貸出可)などを参照。また、Alison Bashford(1988), *Purity and pollution: gender, embodiment and Victorian medicine*, Macmillan Press (GRL 請求記号: 498 Ba 珠枝文庫)は、ヴィクトリア時代の衛生に関する認識が、当時の宗教・道徳観と関連し、非常にジェンダー化されていたものであったことを指摘している。

り、実際に家事労働をより効率的で便利にするための手法や道具も次第に発展していった。19 世紀後半以降の家庭管理論や家政学の確立、新しい家事用品の発明、さらに様々な家電の発明は、そのような現実を反映していたのである¹²⁾。

手洗いや換気、マスク着用の徹底、免疫のためのバランスの取れた食事の準備など、新型コロナウイルスの影響で家庭において毎日注意を払わなければいけないことが増えてきた。さらに、感染拡大による保育・教育機関の変則的な運営にも、その都度対応しなければならない。落合恵美子 (2020) は、その影響による家事育児介護負担の増大と、保育サービスの空白で、女性たちが追い込まれていると指摘している¹³⁾。本稿では、19 世紀のイギリスに焦点を当て、家庭の衛生状態に対する責任が、主に母親に求められていたことを検討した。工業化と都市化によって伝染病が蔓延していた時代において、子どもたちは今日よりも頻繁に病気になりがちであったのに対し、今日のような国家の社会保障サービスは存在すらしなかったのである¹⁴⁾。そこで、家族の健康と幸福のためのケア労働は、今日よりもはるかに高い確率で、女性のみのものでされていた。しかし、福祉国家の登場で、多くの社会保障サービスが利用できるようになり、便利で多様な家電が家事を軽減させている今日において、果たして女性たちの負担は減ったのだろうか。むしろ、シモンズ夫人の助言を得る前のウィリス夫人の日常と比べて、女性たちにとってその負担が大きく増えているのではないだろうか。19 世紀と今日の女性たちの日常は、何が変わり、何が変わっていないのか。そして、何をどのように変えていくべきなのか。それは、本研究の今後の課題でもあり、我々の社会の課題でもある問いであろう。

12) Mrs. Beeton; edited with an introduction and notes by Nicola Humble (2000), *Mrs Beeton's book of household management* (初版 1861 年), Oxford University Press (GRL 請求記号: 590 Be 貸出可); Elizabeth Andrews (1957?), *A woman's work is never done: being the recollections of a childhood and upbringing amongst the South Wales miners and a lifetime of service to the Labour movement in Wales*, Cymric Democrat Publishing Society (GRL 請求記号: 366.62335 An 珠枝文庫); Caroline Davidson (1986), *A woman's work is never done: a history of housework in the British Isles 1650-1950*, Chatto & Windus (GRL 請求記号: 591 Da 珠枝文庫); LSA も当時、*Household management; or, how to make home comfortable* という小冊子 (LSE 図書館に所蔵、請求記号: 613 COL) を刊行している。

13) 落合恵美子 (2020) 「新型コロナウイルスとジェンダー」『ニューズレター Libra』公益財団法人東海ジェンダー研究所、p.1。

14) イギリスの社会保障制度については、Ruth G. Hodgkinson (1967), *The origins of the National Health Service: the medical services of the New Poor Law, 1834-1871*, Wellcome Historical Medical Library (GRL 請求記号: 364.0233 Ho 珠枝文庫); Eric J. Evans ed. (1978), *Social policy, 1830-1914: individualism, collectivism, and the origins of the welfare state*, Routledge & K. Paul (GRL 請求記号: 364 Ev 珠枝文庫); Derek Fraser (1984), *The evolution of the British welfare state: a history of social policy since the Industrial Revolution* (2nd ed.), Macmillan Education (GRL 請求記号: 364.0233 Fr 珠枝文庫、1973 年初版貸出可); Seth Koven and Sonya Michel eds. (1993), *Mothers of a new world: maternalist politics and the origins of welfare states*, Routledge (GRL 請求記号: 366.42 Ko 珠枝文庫); John Brown (1995), *The British welfare state: a critical history*, Blackwell (GRL 請求記号: 364.0233 Br 珠枝文庫); M. E. ローズ著、武居良明訳 (1995) 『社会保障への道——1834-1914 年イギリス』早稲田大学出版部 (364.0233 Ro 珠枝文庫) などを参照。

「2020 年度ジェンダー研究集会開催助成金」 受託報告

名古屋大学ジェンダー・リサーチ・ライブラリ（GRL）では、国内外のジェンダー問題に関する研究の普及、推進が期待できる集会に対して、年間 3 件程度、開催費の一部（上限 20 万円、但し飲食を除く）を助成することとした。

2020 年度については 2 件の応募があり、審査の結果、次の 2 件を採択した。

（※ 2021 年度の募集要項は p.127 を参照）

◆オンライン映画上映と監督との対話シリーズ：規範的境界を問う

——グローバルな文脈におけるジェンダー、身体とアイデンティティの再検討

開催責任者：長山智香子（名古屋大学人文学研究科准教授）

主催機関：Intersectionality in Gender and Cinema' Study Group

助成金額：200,000 円

◆進化生物学による女性間の関係の理解——持続可能なジェンダーバリティにむけて

開催責任者：太平英樹（名古屋大学大学院情報学研究科教授）

主催機関：進化ジェンダー学研究会

助成金額：200,000 円

◆『ガールズ・メディア・スタディーズ』刊行記念シンポジウム

（2019 年採択事業：新型コロナウイルス感染防止のため開催を延期し、2021 年 2 月開催）

開催責任者：張瑋容（同志社女子大学助教）

主催機関：カルチュラル・スタディーズとジェンダー研究会

助成金額：200,000 円

オンライン映画上映と監督との対話シリーズ： 規範的境界を問う

——グローバルな文脈におけるジェンダー、 身体とアイデンティティの再検討

長山智香子（名古屋大学大学院人文学研究科准教授）

開催日時：第1回上映会（2020年11月2-6日）、監督との対話とQ & A（11月6日18:00）

第2回上映会（11月20-30日）、監督との対話とQ & A（11月28日10:30）

第3回上映会（12月14-18日）、監督との対話とQ & A（12月18日18:00）

第4回上映会（1月11-15日）、監督との対話とQ & A（1月15日18:00）

（詳細は「成果の概要」を参照のこと。）

開催会場：オンライン（Vimeoでの映画上映、Zoomを用いた対話とQ & A）。

参加者数：映画上映：各90-120人、のべ約450人。

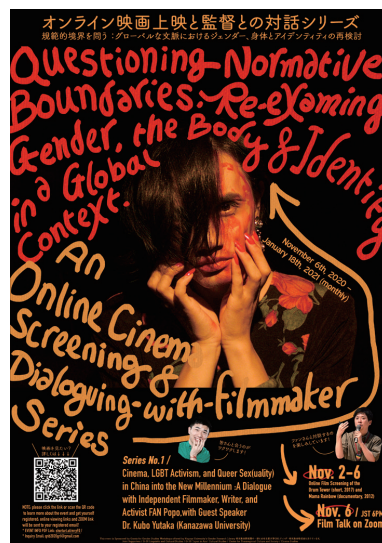
対話とQ & A：各40-60人、のべ約210人。

このシリーズは国際的に活躍する4人の映像制作者と芸術家の作品に焦点を当て、交差性（intersectionality）とトランスナショナル리티の視点から、ジェンダー、身体、アイデンティティの問題を考察した。参加者には指定期間中に各自で映画をオンライン視聴するためのリンクを渡し、Zoomを用いた対話とQ & Aでは監督と顔合わせできるようにした。

第1回（2020年11月2-6日）はベルリンを拠点としLGBTQのアクティビズムドキュメンタリーや愛と性をテーマにした短編を制作している中国人の映画監督ファン・ポボを特集した。ドキュメンタリーMama Rainbow（2012）と短編フィクション映画The Drum Tower（2018）を視聴し、対話とQ & Aには久保豊准教授（金沢大学）を迎えトランスジェンダーの役者の起用、クィアナショナリズムや国境を越えた連帯という新しい課題について意見交換した。第2回（11月20-30日）はインドネシア出身のカナダ人セリーヌ・ルマリーンのYesterday Is Now（歴史の傷跡、2002）を上映した。筆者が聞き手となった対話とQ & Aは、いわゆる「従軍慰安婦」制度を含めアジア・太平洋戦争から引き継がれた問題について国境を超えた映画制作をする利点や困難について学んだ。第3回（12月14-18日）の上映ではベトナムのグエン・チン・ティによるEleven Men（2016）、Letters from Panduranga（2015）、Vietnam the Movie（2016）を観た。居原田遥（東京芸術大学研究員）を迎えた対話とQ & Aでは、女性表象と国家アイデ

ンティティ、欧米映画に散見されるベトナム戦争のイメージ、ベトナム内の地域格差について話した。第4回(2021年1月11-15日)は小田香の『ノイズが言うには』(2012)と『あの優しさへ』(2017)を視聴し、馬然准教授が対話とQ & Aを進行して、象徴的な映像に込められた意味について聞き、性的アイデンティティを題材にした制作過程についても理解を深めた。

コロナ禍で海外渡航が制限される中で、オンライン上映会やZoom対話の参加者には名大構成員の他にも国内外の学生、研究者や芸術家らがいた。ジェンダーに関する問題意識を共有し国境を越えた映像制作と視聴について、意義を再確認する稀な機会になった。



第1回ポスター



第2回ポスター



第3回ポスター

進化生物学による女性間の関係の理解 ——持続可能なジェンダーパリティにむけて

Understanding relationships among females through evolutionary biology——towards sustainable gender parity

大平英樹（名古屋大学大学院情報学研究科教授）

開催日時：2021年3月16日（火）10:00～16:30

開催会場：GRL レクチャールーム（企画者・司会者・講演者4名）・オンライン（Zoom）

参加者数：80名以上（申込者146名）

女性の人権保障や地位向上にはジェンダーパリティ（男女比の均衡）の向上が必要である。一方で、女性の社会進出を阻害する要因として、成功した女性が後進の女性を疎外するクインビー・シンドロームが指摘されている。そこで、本研究集会の目的は、女性間の攻撃性と協力性について進化的な観点から実証的に考察し、持続的なジェンダーパリティの改善をもたらす方策を検討することであった。本研究集会は以下のプログラムに沿って進行し、開始から終了まで常時80～100人が参加した。

- | | | |
|-------------|---|--------------------------------------|
| 10:00-10:20 | 開会挨拶・趣旨説明 | 松本晶子（琉球大学） |
| 10:20-11:00 | 霊長類におけるメス間の対立と協力 | 小田 亮（名古屋工業大学） |
| 11:00-11:40 | ヒトの協力と競争の進化、そして性差 | 大槻 久（総合研究大学院大学） |
| 11:40-12:30 | 休憩 | |
| 12:30-13:40 | Lesser apes? What can female apes tell us about social relationships? | Melissa Emery Thompson（ニューメキシコ大学） |
| | | ※動画による講演・日本語字幕付 |
| 13:40-13:50 | 休憩 | |
| 13:50-14:30 | 脳・こころ・ジェンダー：発達認知神経科学的な視座から | 平井真洋（名古屋大学） |
| 14:30-15:10 | 女性同士の葛藤は、性的競争かストレス反応か？ | 坂口菊恵（東京大学） |
| 15:10-15:30 | 休憩 | |
| 15:30-16:30 | 総合討論 | 松本晶子、小田 亮、大槻 久、平井真洋、坂口菊恵、大平英樹（名古屋大学） |

各講演者は本研究集会のテーマに沿って、各自の専門領域の研究レビューを行った。そこから、非ヒト霊長類とヒトの双方において、社会行動には2つの共通点があること

が抽出できた。1つめは、男性間では強い協力行動がみられるのに対し、女性間と男女間では協力行動が少ないことである。2つめは、女性間の争いはあからさまな攻撃ではなく隠蔽的なことである。各講演を巡る議論において、クインビー・シンドロームのような現象はある条件下では生じうるが、それが一般的であるかについてはさらなる研究が必要だという結論に至った。また、そうした現象があるとしても社会や職場の環境を変えることでヒトの行動は変わりうること、ジェンダーパリティを促すインセンティブのある社会制度を整備する必要があること、またそのためにはその制度設計の場のジェンダーパリティが重要であること、などが主張された。

事後アンケートには 29 件の回答が寄せられ、1 (不満) から 5 (満足) で質問した満足度では、1:0%、2:0%、3:6.9%、4:55.2%、5:37.9% という結果であった。

進化生物学による女性間の関係の理解 ー持続可能なジェンダーパリティにむけて

2021年3月16日(火) 10:00 – 16:30 オンライン開催

※参加費用は無料です。

女性の人格保障や地位向上にはジェンダーパリティ(男女比の均衡、以下GP)の向上が必要です。他方、女性の社会進出を阻害する要因としてクインビー・シンドロームが指摘されています。本研究集会では、女性間の攻撃性と協力性について進化的な観点から考察し、GPの改善に持続性を持たせる方策を検討します。研究者・学生・一般の方、どなたでもご参加いただけます。



主催：進化ジェンダー学研究会

【参加申込】 evolugend@gmail.com へ3月12日(金)までに「参加希望」とメールをお送りください。折り返し参加申込書(Google フォーム)をお送りします。

【参加申込以外のお問合せ】 evolugend2@gmail.com へご連絡ください。

本研究集会開催費の一部は名古屋大学 GRL ジェンダー研究会助成金を充てています。



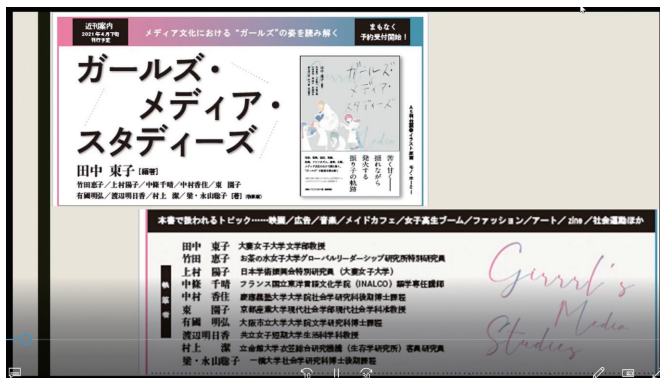
『ガールズ・メディア・スタディーズ』 刊行記念シンポジウム

張 瑋容（同志社女子大学現代社会学部社会システム学科助教）

開催日時：2021年2月24日（水）14:00～16:00

開催会場：オンライン（Zoom）

参加者数：70名（申込者120名）



『ガールズ・メディア・スタディーズ』は2020年出版予定だったが、コロナ禍で出版が遅れ、2021年4月出版予定である。よって、去年開催予定でコロナの影響で中止となった本シンポジウムもオンラインに切り替

え、ジェンダーとメディア研究の新鋭若手研究者の成果をまとめた本書を紹介した。オンラインイベントでは参加者と直接触れ合うことができないが、日本各地から多くの方にご参加いただき、地理的空間を超えて交流できるのも、「with コロナ時代」ならではのアカデミックの新しいあり方かもしれない。

シンポジウムの冒頭では、編者の田中東子先生に本書の概要、趣旨、特徴を紹介していただいた。本書は女性を軸に、ポップカルチャーから社会運動まで、様々な分野において女性はどうに表象されてきたか、そして、女性はどうに自分自身を表現するか、を幅広く論じる一冊である。また、本書のもう一つの特徴は各章にQRコードが記載されていることである。本を読みながら携帯で調べることができるため、読者は紙面を超えて知をさらに拡張させることができる。

次に、3名の執筆者にそれぞれの担当箇所について紹介していただいた。慶応大学博士課程院生の中村香住さんはメイドカフェに関する研究を行っている。オタクでありながらフェミニズムの視点で研究を進めてきた彼女が注目したのは、メイドカフェの運営に欠かせないSNSである。彼女はオタクとフェミニストのアイデンティティをめぐる葛藤から実感した批判的な視点の重要性を指摘し、家父長制に評価される女らしさを追求する

メイドの実践に見られるオタク産業の仕組みを批判的に捉えている。

竹田恵子先生はアートの業界における女性アーティストへの搾取に注目している。雇用状況や賃金などの量的データを通して、女

性アーティストの低賃金や不安定な労働状況を示している。このような状況を改善するためには、女性アーティストを中心とするエンパワメントの活動が必要だけでなく、多くの女性アーティストを育成している美術大学におけるジェンダー教育、フェミニズムの視点も不可欠だと指摘している。

梁・永山聡子先生は若手フェミニストの女性運動に焦点を当て、社会運動の現場における女性の自己表現と実践について考察している。永山先生は大学教育の現場で気づいた若者世代のジェンダー観、若さゆえの斬新で鋭い視点を実感し、若者世代が開拓する女性運動の事例として、「ゆるふえみ・カフェ」を挙げている。若い女性たちが中心に運営している「ゆるふえみ・カフェ」は、生活に根ざすテーマと親しみを感じやすい雰囲気作りを意識しながら、ジェンダー意識とフェミニズムの啓発を目指しており、ある意味で若者世代の草の根女性運動とも言えるかもしれない。

3名の執筆者はそれぞれポップカルチャーの当事者の実践とアート産業の問題点、若手フェミニストの女性運動、といった順番でポップカルチャーと社会運動を連携させ、ポップカルチャーの政治性を次第に明確に描いてくれた。それを踏まえた上で、脱政治化と思われがちなポップカルチャーに関する虚構と現実の分断や連続の争点をめぐって議論を展開した。4名の講演者とも虚構と現実の連続性／分断不可能性を指摘し、当事者だからこそ批判的な視点でポップカルチャーの分野を俯瞰することの重要性を示している。

本書の出版はジェンダー研究とメディア研究において斬新な視点と研究成果を提示するだけでなく、QRコードの記載という仕組みも、紙面とインターネットを横断する知の体系の構築の試みと言えるだろう。さらに、多岐に渡るテーマがすべてフェミニズムという軸でリンクされている本書は、まるで花畑のように、様々な分野で、それぞれの着眼点とアプローチを通してフェミニズムの研究を咲かせる土壌になっているのではないだろうか。本シンポジウムを通じて、様々な所属や身分の参加者にポップカルチャーの政治性とフェミニズムの可能性に実感してもらい、若手研究者を鼓舞することを願ってやまない。



GRL 蔵書紹介

金 慧昇（名古屋大学ジェンダー・リサーチ・ライブラリ研究員）

GRLでは公式 twitter を開設し、蔵書の一部を紹介している（担当：金慧昇研究員）。以下にその一例として、和書と洋書に分けて蔵書 12 点の紹介 tweet を転載する（順不同）。

【和書】

チママンダ・ンゴズィ・アディーチェ（くぼたのぞみ訳）『男も女もみんなフェミニストでなきゃ』河出書房新社、2017 年。

本書は、筆者が 2012 年 12 月にテド（TEDxEuston）で行った講演（https://youtu.be/hg3umXU_qWc [日本語字幕有]）に基づいている短いエッセイです。フェミニズムとジェンダーは、「あまり喜ばれるテーマではないかもしれないけど、それで必要不可欠な話し合いが始まってほしい」とアディーチェは言います。「現状変革について考えるのはいつだって居心地の悪いもの」で、人々は「ジェンダーの問題はさっさと片付けよう」とします。」しかし、「フェミニスト」を「人権擁護者」に、ジェンダー問題を「人権」という漠然とした表現に置き換えることは、そのなかで女性が数世紀も排除されていたことをごまかすことになる、筆者は指摘します。「何かをくり返しやっているうちに、それは当たり前のことになります。」男性だけが学級委員になり社長になり、男性だけが経済的能力、権力、名誉を持つことが当然であり、女性なら怒ってはならず、攻撃的ではなく「好かれる」人になって結婚生活を破綻させないことが求められる社会、我々はそういうことをくり返していても良いのでしょうか。アディーチェは、母国のナイジェリアで、そして後にはアメリカで自らが女性として経験してきた「当たり前」のような差別の経験を淡々と述べます。著者が羅列する様々な経験は、あまりにも日常で「些細なこと」ですが、そういうことこそ「ひどくちくりと来ること」です。「現在機能しているジェンダーは非常に不公平」で、「私たちはみんな怒るべき」と筆者は強調します。「怒りにはポジティブな変化をもたらしてきた長い歴史があり」、人間には「自分たちをより良いものに作りなおす」能力があるからです。本書は、我々が毎日経験しながらも、日常的で些細なことであるため、認識もせずに／できずにいたことを、ジェンダーの観点から改めてその意味と機能について考えさせてくれます。そして、「もっと対等な世界を」、「より幸せになる」男と女たちの世界を、作っていくことを呼び掛けています。

レベッカ・ソルニット（ハーン小路恭子訳）『説教したがる男たち』左右社、2018 年。

本書は、出版後大きな話題となった Rebecca Solnit, *Men explain things to me*,

2014 の全訳です。著者は、「マンスプレイン (mansplain)」という流行語の誕生を刺激し、2010 年代のフェミニスト運動において最も重要な人物の一人と評価されています。本書は、初刊後間もなく本書の 7、8 章が付け加えられた第 2 版が刊行され、スペイン語、ドイツ語、韓国語などにも翻訳されています。ソルニットは、男たちが女たちに説教したがるという現象に気づき、その行為が実は女性をコントロールしたがることを意味すること、そしてそれが脅迫や暴力と本質的に異なるものではないこと、さらに極端には女性殺害という形で現れることを、鋭い洞察力をもって繋ぎあわせています。短い 9 編のエッセイからなる本書は、そのような「コントロールのシステム」が女性を沈黙させ、女性たちを家庭に閉じ込め、その存在を対話から、図書館から、書類から、革命から、歴史から拭き取り、消し去ってきたことを、過去と現在の様々な出来事を例挙しながら暴いています。しかし、それらの問題は女性のみのものではなく、「市民権の問題、人権問題」であり、「万人にとっての問題」であると著者は言います。フェミニズムが過去より面白く感じられるようになった最近において、それを理解する人々が増えてきているものの、まだ「事態は変わらなければいけない」のです。著者は、「女性の存在を物語から、家系図から、人間の権利と法の規定から消し去ろうという力」に対し、女性たちが「沈黙に追い込まれずに」「自らの物語を語る」こと自体が「勝利であり、反乱」であるとし、家庭や日常生活における女性たちの経験を語り続けることを強調しています。最近、コロナウィルスの影響で家で過ごす時間が増えたことで、多くの女性たちがドメスティック・バイオレンスの危険にさらされていることが明らかになっています。女性たちの日常を、命をさらしている「コントロールのシステム」を「変えるのはあなたであり、私であり、私たち」なのです。

イ・ミンギョン (すんみ、小山内園子訳) 『私たちにはことばが必要だ——フェミニストは黙らない』 タバブックス、2018 年。

本書は、性差別に関する対話を上手くする／しないためのガイドブックのようなジェンダー入門書です。2016 年、韓国の繁華街江南 (カンナム) 駅近くのビルの男女共用トイレで、一人の女性が無差別殺人事件の被害を受けました。彼女はただ女性であったことで、偶然そこに行ったことで、殺されました。犯人は、被害者の前にトイレに入った男性たちには何もせず、ただ女性だけを待っていました。その後、韓国では多くの女性が、「殺されたのは私だったかも知れない」とし、日常的に蔓延している韓国のミソジニー (女性嫌悪) について様々な場で語り合いました。しかし、性差別を明らかにし、性平等を求める声に対し、セクсистたちの拒絶反応は様々でした (20-21 頁)。本書は、そのような反応にどのように対処すれば良いのかを教えてください。まず、すべての相手に対して答える義務はありません。前提は、差別が存在することです。そして、問いは一つで十分です。「私たちは、今、完全に平等を実現しているのか?」そもそも、性差別の存在を否定する人とは、差別に対する対話ができません。また、その存在は認めるものの、あっても良い、またはあるのが良いと思う人を説得する義務は、差別されてい

る人にあるわけではありません。差別の有無や程度について判断するのも、聞き手ではありません。差別は、その経験を誰かに認められてから存在するものではなく、それを経験する人が存在することで証明されることなのです。差別の当事者には、尊重されながら話を続ける権利があります。その経験を共有されるのは、差別を経験できない人にとっては自らの理解を助ける貴重な機会です。本書は、差別の経験について語る時に、尊重されながら話を続けるための心とスタンス、ことばを用意するのに役に立ちます。一方、その経験を共有され、理解したい人にとっても、聞き手としての心構えを持つのに役に立つと思われます。差別の経験は、性別、階級、年齢、人種などの異なる種類の差別への理解度につながります。人類の半分が経験している性差別について真剣に議論することは、世界の諸々の差別を減らし、なくすための第一歩になるでしょう。本書を読んで、ジェンダー平等について語り合う準備をしてみませんか。

柴田悠『子育て支援が日本を救う——政策効果の統計分析』勁草書房、2016年。

本書は、日本社会の重大な問題点である「財政難」を解決するにはどのような政策が有効なのかを検討し、その答えを「子育て支援」から探っています。そのために、1980～2009年のOECD28カ国のデータを分析し、国際比較を通じて各政策への予算配分がどのような社会変化につながるのかを検討します。本書は、統計学的手法を使って分析を行う専門的な図書ではあるものの、第2章で分析対象のデータや分析方法について詳しく説明しており、統計分析の知識がない方にも十分有益な参考書になります。本書の結論は、日本の財政健全化のためには、労働生産性を高め、失業率を下げるのが重要であるということです（第3章）。そして、そのためには、女性の労働参加、出生率、自殺率、児童貧困などの問題を解決するための政策が必要であるということです（第4～8章）。本書は、保育サービス、産休育休の拡充、児童手当、労働時間短縮、高等教育支援、女性の労働移民受け入れの拡大など、子育て支援に関する諸政策を日本社会の問題に対する処方箋として提言しています。第3～8章の冒頭では、各政策の効果を図式化して示し、読者の理解を助けています。第11章は、再び図式化を通じて「子育て支援が日本を救う」ことになるということを示しています。本書は、日本だけではなく、OECD各国の社会保障政策を視野に入れ、福祉国家のあり方と将来について考えています。「子育て支援」の問題から日本社会の問題を考えてみたい方はぜひご一読ください。

巽真理子『イクメンじゃない「父親の子育て」——現代日本における父親の男らしさと〈ケアとしての子育て〉』晃洋書房、2018年。

GRL連続セミナー第1回目（2020年12月18日）関連図書。

我々は毎日の父親の子育てについて、どのようなイメージを思い浮かべるでしょうか。おそらく、夜遅く帰宅して子どもと遊ぶ場面が想像されるでしょう。父親の子育ては、なぜ母親の子育てのあり方と異なるのでしょうか。そもそも、子育てとは何を意味するでし

ようか。本書は、子育てをケアの一つとして位置づけ、それが子どもの身体的・情緒的ニーズに答えることであり、そのニーズは親の性別によって変わることはないことを指摘しています。そして、父親の子育てに関する議論を、ジェンダー規範との関連で考察しています。そこで、著者は、①父親がすべき子育て（規範）、②父親がすると予想される子育て（イメージ）、③実際の父親の子育て（実践）を区別することで、父親の子育てにまつわるジェンダー規範を可視化しようとしています。本書では、日本の子育て支援政策の歴史や育児雑誌、現実の父親の子育て経験を照らし合わせながら、そこで規範、イメージ、実践の間のギャップが存在していることを明らかにしています。父親の子育ては、〈男らしさ〉と〈一家の稼ぎ主〉というジェンダー規範と関わっているからです。つまり、子育ては母親がすべきであるというジェンダー規範に加え、男性稼ぎ主としての規範が助長した長時間労働が時間的・物理的に父親の子育ての実践を阻んでいるということです。著者は、したがって、父親の子育てに対する社会のジェンダー規範の変革を求めています。それは、〈子育て=母親〉という規範だけではなく、長時間労働と結びついている〈一家の稼ぎ主としての男らしさ〉の規範、両方の変革を意味するものです。子育てを、ジェンダー規範を乗り越えてケアとして位置づけ、それを尊重する社会、本書はそのような方向性を示してくれる一冊です。

鈴木彩加『女性たちの保守運動——右傾化する日本社会のジェンダー』人文書院、2019年。

GRL 連続セミナー第2回目（2021年1月22日）関連図書。

2000年代以降、男女共同参画や「慰安婦」問題の解決に反対する運動に参加する女性たちが増えてきました。女性たちはどんな理由で、そして何を求めて、そのような保守運動に参加するのでしょうか。本書において保守運動とは、「戦前の旧体制と日米安保を支持し、福祉制度の充実と市民の平等な政治参加には否定的な立場をとり、『愛国心』を唱えるナショナリズムと結びついた運動（34頁）」を意味します。かつての保守運動研究においては、女性参加者は主な研究対象ではありませんでした。そこで本書は、ジェンダーの観点から女性参加者に注目し、その立場から保守運動の意味を問い直します。そのために、男女共同参画反対運動と、「行動する保守」の諸団体による「慰安婦」バッシングの問題に焦点を当て、女性たちがなぜ保守運動に関り、そこで何を求めるのかを検討します。新しい運動スタイルの登場と積極的な組織化、ジェンダー問題の浮上による女性発言者への需要は、保守運動における女性たちの活発な参加を導き、そこで彼女たちは「家族の価値」と「性別役割規範」を重視する男性中心主義的な考え方を共有し、「母親」、「女性」として運動に関わります。しかし、著者は、男性中心主義的な保守運動において女性たちの保守運動が「両義的な存在」とであると指摘しています。なぜなら、性差別的な社会構造の中で、運動における参加経験の違いや、「女性」としての生きづらさの問題は、男性参加者の認識や立場と対立・衝突しうるから

です。それにも関わらず女性たちは、「性別役割規範」を重視し、家庭における「良き母」、国民国家における「良き日本女性」としての価値を共有することで、保守運動に参加し続けることができます。一方、実際に女性たちが行っているケア労働に注目すれば、新しい可能性が見えてきます。著者は、ケア労働への重視という声に注目すれば、女性たちの保守運動をフェミニズム運動として読み替えることができると述べます。欧米では、保守運動の中ですでにフェミニストを自称する女性たちが登場しており、日本の保守運動の中でも今後、変化の動きが見えてくると期待されています。

【洋書】

Lisa Disch and Mary Hawkesworth (eds.) , *The Oxford handbook of feminist theory*, Oxford University Press, 2016.

本書は、オックスフォード大学出版社のハンドブック・シリーズの一部で、フェミニズム理論について整理している参考書です。本書は、フェミニズム理論研究において争点となっている 49 のテーマについて、最近の研究動向までを踏まえて主な議論をまとめています。そこで、各分野の専門家たちは各章において、様々な概念に対する説明に加え、さらなる議論につながるような文献も紹介しています。オックスフォード・ハンドブック・シリーズは、様々な学問分野における主なテーマについて網羅的に扱っており、各分野に対する基礎的な概念について理解したい時に大変役に立ちます。さらに、その多くは大学のデータベースとしてオンラインで利用することができるようになっております。しかし、千ページ以上の分量の本書は、オンラインからでは各テーマごとの閲覧しかできず、索引から関連箇所を見出し、該当箇所がどのようなテーマの中で議論されているかを把握するには、紙媒体の本が便利な場合もあります。また、データベースの利用権限が必要という制約もあります。例えば、ケアワークという概念については、ケア経済を取り扱っている 9 章だけではなく、市場と市場化に関する第 21 章でも取り扱っているという風に、ある概念や用語から本書を利用したい時には、GRL 所蔵の印刷版を利用することが便利ではないかと思われます。なお、大手出版社のセージ社も、すでに 2014 年に本書と類似している *The Sage handbook of feminist theory* * を出版していますが、(ほとんどの場合) オンラインでは利用することができず、名古屋大学では GRL のみに所蔵されておりますので、両者を比較して適宜参考にすることもお勧めします。本書は、まさにジェンダー理論に関する手引きとして、これから卒論や修論・博論を書かれる方には大変参考になるような一冊です。特に、第 15 章ガバナンスについては、お茶の水大学ジェンダー研究所の申 琪榮(シン・キヨン) 先生が執筆されましたので、ご興味のある方はご一読ください。

*請求記号 367.2 Ev。

Katrine Marçal, *Who cooked Adam Smith's dinner? : a story about women and economics*, Portobello Books , 2016, c2015.

「われわれが食事を期待するのは、肉屋や酒屋やパン屋の慈悲心からではなく、彼ら自身の利害にたいする配慮からである」。政治経済学の父アダム・スミスは 1776 年『国富論』でこう書いております（本文 8 頁；『国富論』* 39 頁）。その日、彼の夕飯でステーキを焼き、ワインとパンを食卓に用意したのは彼の言う「見えざる手」だったのでしょうか。本書は、日常の生活でははっきり見えているものの、経済学の中では見えなくなった女性たちの隠れた労働について考えなおしています。アダム・スミス本人がそうであったように、彼以来の経済学では、彼の夕飯を作ってあげた母親マーガレット・ダグラスについて言及してきませんでした。経済学は、経済成長に不可欠な女性労働の有用性と価値について語って来なかったのです。経済学が女性の労働の価値を見落とし、常に存在しているようなインフラとして捉えることは、今日における女性たちの経済的な不安定さとジェンダー格差の問題につながっています。著者は、男性の経済的人間（Homo economicus）を想定してきた経済学の諸問題を解決するには、フェミニズムが欠かせないと指摘します。経済学にフェミニズムの視点を加えることで、性平等の問題だけではなく、人口増加や高齢化に伴う福祉社会の問題も解決できる鍵が得られるのです。「フェミニズムは、女性の権利を確保する以上の、より大きい問題に関わっています。……女性を加え、混ぜてきたフェミニズムの次の段階は、そのような変化がいかに巨大なものであるかに気づき、我々の社会、経済、政治を、新しい世界に合わせて実際に変えていくことなのです。」（197 頁）。

*請求記号 331.42 Sm 1 珠枝文庫。

Sylvia Walby, *Patriarchy at work : patriarchal and capitalist relations in employment*, Cambridge, 1986.

本書は、イギリスの社会学者でフェミニズム理論家であるシルビア・ウォルビーの最初の刊行図書です。本書で著者は、家父長制と資本主義の二元論を主張し、家父長制、資本主義、家父長的資本主義の一元論を批判しています。つまり、家父長制と資本主義は、女性の労働という資源をめぐる競争・対立する関係にあり、一元論では労働市場の構造を的確に理解しきれないということです。ウォルビーは、家父長制と資本主義の対立・競争関係が女性の労働市場における地位に決定的な役割を果たしていたとしています。そこで、著者は、家事労働が生産か否かについて、それが賃金労働と同様に生産であるという立場を取ります。そして、家父長制は女性の家事労働を求め女性を家庭に留めようとする一方、資本主義は女性の賃金労働を求め女性を労働市場に引き出し、さらに女性の低賃金・長時間労働を維持しようとしていたと指摘します。産業革命期イギリスの労働市場は、そのような利害関係の下で形作られました。筆者が第 7 章の題目を「Post-War Progress?」とし、「進歩（発展）」に「?」を付けたのは、戦後、労働市場で女性の地位が向上してはいくものの、依然として女性の家事労働と賃金労働をめぐる家父長制と資本主義の関係は、女性の生活に大きな影響を及ぼしているからでは

ないでしょうか。今日の我々も、「働くママ」が家庭と仕事の両立において様々な問題に直面していることを知っています。女性の家事労働と賃金労働を正當に評価し、その価値に対する適切な報酬を与えるという課題は、我々の手元にあります。本書は、その課題を解決するための理論的枠組みを提供してくれます。

Rachel Vorona Cote, *Too Much : How Victorian constraints still bind women today*, Grand Central Publishing, 2020.

本書は、欧米社会において女性の体と感情、性欲がいかなる形で評価され、統制されてきたかを歴史的、文化的、経験的に考察しています。著者の言葉を借りると、「文化批評、ヴィクトリアン文学、物語を織り合わせ、文化がいかなる形で女性の身体と精神、性を制限・抑制 (corsets) しているか、そして最後にはその紐がいかにしてほどけるのかを探る」ための本なのです [著者ホームページ (<http://www.rachelvoronacote.com/>) から引用]。著者は、ヴィクトリア時代 [1837-1901 年] の文学を専攻し、自らの研究と経験を元に、女性の身体、精神、性が「過剰 (Too much)」という評価で統制されていると指摘します。19 世紀には、コルセット、ヒステリーという診断、貞淑という価値観が、女性の身体、精神、性を支配していました。ヴィクトリア時代に大流行したコルセットは、女性の体を縛り付けることで動きの自由を制限し、時には命を脅かす物理的な制約となりました。さらに、女性の「過剰」な感情表現はヒステリーとして罵られ、婚姻制度の外にある女性の性生活は「自然に反する」ものとされていました。今日においては、平均から離れた女性の体形や、大声で笑ったり泣いたりする女性の感情表現、女性の性的興奮の表出は、「過剰」なもの、望ましくないものとされます。そして、女性たちは、自分の体の外形や、感情表現、性的関心が過剰にならないよう常に自己検閲をしています。著者は、過去と現在を行き来しながら、読者たちに話をかけています。「過剰」なままで良いでしょう、自らの感情と欲望を言いだしても良いでしょうと。そのため本書は、欧米の歴史的、文化的な文脈で書かれたものの、専門書というより、歴史と文学を背景としたエッセイに近いと言えます。本書は、欧米社会におけるジェンダー問題を語っていますが、我々はその普遍性についてすでに分かっています。2020 年 2 月に出版された本書は、国内の図書館で初めて GRL に所蔵されることになりました。ジェンダー問題の歴史的連続性について考えてみたい方は、GRL で本書を一度手に取ってみてください。

Elizabeth Crawford, *The women's suffrage movement in Britain and Ireland : a regional survey*, Routledge, 2006.

本書は、イギリスの女性参政権運動の専門家である著者が長年の間研究してきた資料に基づき、イギリスの参政権運動を地域別にまとめた書物です。本書は *The women's suffrage movement : a reference guide 1866-1928*, Routledge, 2001* の補足

として書かれたもので、2001年の本が個別の人物や参政権運動団体を中心に記述されているのに対し、本書は地域ごとの活動を中心に構成されています。本書はイングランドだけではなく、ウェールズ、スコットランド、アイルランドまでを視野に入れ、様々な参政権運動団体や中心人物について検討しています。そのために著者は、膨大な数の刊行・未刊行史料や伝記、同時代の連続刊行物などを用い、女性参政権運動の歴史を詳細に調べています。2018年にイギリスでは女性参政権獲得の100周年を迎え、様々な記念イベントが行われました。日本でも2017年に公開された映画「未来を花束にして」の上映会や関連する研究会が開かれるなど、再び女性参政権運動への関心が高まりました。一方、女性参政権運動に大勢の人が関わっていたことについては、あまり広く知られていないと思われます。著者は、女性参政権運動の関連資料に記録されている女性の数が1万5千人に上ることを明らかにしています。本書は、そのような女性を歴史の舞台に登場させ、光を当てています。また、様々な地域において女性の参政権運動を支援していた一部の男性支持者や、労働者階級の女性たちにも目を配り、女性参政権に対する要求が性別・階級を問わず多くの人によって訴えられるようになったことも明らかにしています。このように、本書は事細かく史料を検討し、女性参政権運動の歴史を具体的に再検討します。著者は、ミリセント・フォーセットやパンクハースト家の女性たち、「殉教者」エミリー・デイヴィソンといった有名人物を中心に描かれていたかつての歴史を、より豊かで多彩に描き出しているのです。

*水田珠枝文庫に所蔵。請求記号 367.23 Cr 珠枝文庫。

Candida Ann Lacey (ed.) , *Barbara Leigh Smith Bodichon and the Langham Place Group*, Routledge, 1987.

本書は、19世紀後半のイギリスにおいて女性解放運動の基盤を提供したと評価されるランガム・プレース・グループとそのメンバーたちに関する本です。タイトルから分かるように、バーバラ・リー・スミス・ボディションは、当グループの主役を担当した人物で、資金援助をはじめ、当グループの様々な活動の組織を支援していました。それらの活動は主に、女性参政権や、教育、雇用問題など女性の社会的地位向上に関わるものでした。本書はバーバラ・スミス以外にも、アデレード・アン・プロクターや、ベッシー・レイナー・パークス、ジェシー・ブーシェレットなど、ランガム・プレース・グループの中心人物の生涯を紹介し、彼女たちが同時代に書いた代表的な記事や報告書を収録しています。19世紀後半、女性の社会的地位に関して各人物が主にどのような問題に関心を持ち、いかなる活動を行っていたかを紹介している本書を通じて、初期段階のフェミニスト運動のあり方を窺うことができます。イギリスにおける初期フェミニスト運動にご興味のある方はぜひご覧になってください。

関連資料

所蔵資料

■図書

水田珠枝文庫

水田珠枝文庫には、水田珠枝氏（名古屋経済大学名誉教授）による寄贈書を中心とした約7,600冊の貴重な書籍が収められています。ここには女性史や政治思想・社会思想に関連したものをはじめ、広くフェミニズムやジェンダーを考えるための書籍が、和書と洋書ほぼ同数取り揃えられています。水田珠枝文庫の中には書籍を読むことができる座席も用意されていますので、落ち着いて読書・研究に取り組むことができます。



水田珠枝文庫の入口



女性・フェミニズム・ジェンダー研究関連図書

ジェンダー研究に必要な幅広い分野の女性・フェミニズム・ジェンダー問題に関する図書、女性を取り巻く歴史・社会・理論などに関する図書（和書・洋書）を蒐集・提供しています。

明治期女性教育書コレクション

日本文学研究者（榊原千鶴）が蒐集した明治期を主とする和装本の女訓書（女性が日常生活を送る上での心構えや教訓、啓蒙的知識を記した女性向け教訓書）、読本、修身書等約150点からなるコレクションです。

■アーカイブ

名古屋市の共同保育所関連資料

東海ジェンダー研究所編『資料集名古屋における共同保育所運動:1960～70年代を中心に』（日本評論社、2016年）のために蒐集された、ほぼ50年間にわたる共同保育所運動の資料（ガリ版ずりのピラや報告集、手書きの保育実践記録など）を整理したものです。

アメリカ女性史関連資料

アメリカの女性参政権運動を中心にした女性運動にかかわる定期刊行物資料。*The Lily* (1849-1856), *The Revolution* (1868-1871), *Lucifer, the Light-Bearer* (1885-1906), *The*

Club Woman (1897-1904), *Mother Earth* (1906-1918), *The Socialist Woman* (1907-1910), *The Progressive Women* (1909-1910), *The Woman's Protest* (1912-1918) など。Greenwood Press のマイクロフィルム版からプリントアウトされたものです。

イギリス性差別禁止・雇用平等関係資料

イギリス女性労働問題研究家（高島道枝）が蒐集したイギリスの「雇用平等法」（1970 年）や「性差別禁止法」（1975 年）の運用問題についての資料。ACAS（労使紛争調停・仲裁・勧告機関）、EOC（平等機会委員会）の年次報告書、イギリス政府関係文書、各種政策研究所のレポートなど、1970 年代から 1990 年代末ごろまでのものが集められています。

国際婦人年あいちの会資料（大脇雅子資料 1）

1975 年国際婦人年の世界の女性たちの活動に呼応して、名古屋の女性 5 人が発起人となり「国際婦人年あいちの会」（1995-1998）を立ち上げました。発起人の 1 人である大脇雅子弁護士から寄贈された「国際婦人年あいちの会」の行動計画、活動記録、ニュース、関連資料を中心とした資料です。

1979 年発足の「労基法改悪反対！男女雇用平等法を成立させる愛知の会」の資料も含まれます。

男女雇用機会均等法関連資料（大脇雅子資料 2）

1985 年成立の「男女雇用機会均等法」に関して、主として 1997 年改正、1999 年改正、2001 年改正までの国会の立法過程における討議資料、国会審議録及び育児介護休業法等に関する資料です。

労働省・厚生労働省発表資料（女性関連・雇用関連資料を除く）（大脇雅子資料 3）

1996～2004 年に労働省・厚生労働省が報道機関等に発表した資料のうち、女性関連・雇用関連資料を除いた資料です。

女性関連・雇用関連の同省発表資料は、「男女雇用機会均等法関連資料」のファイルにあります。

労働基準法の一部改正関連資料（大脇雅子資料 4）

1997 年の男女雇用機会均等法の改正に関連して、働く女性の雇用環境を整備する目的で行なわれた労働省所管の法律改正のうち、労働基準法の一部改正に関する資料です。

'84 日本女性会議などや関連資料（大脇雅子資料 5）

国連婦人の 10 年（1976-1985）を契機に 1984 年に名古屋市で開催された日本女性会議などやの実行委員会資料及び当日配布資料等です。日本女性会議は 1984 年の名古屋市での開催を第 1 回として翌年から毎年各都市で開催されています。2020 年の第 37 回日本女性会議は愛知県刈谷市で開催されました。。

ワーキング・ウーマン資料

1986 年 4 月に発足した「ワーキング・ウーマン（男女差別をなくす愛知連絡会）」（略称 WW）の発行した WW ニュース 76～178 号と 20 周年記念号（WW ニュース 123 号）・30 周年記念誌（2016 年 3 月閉会）の資料です。

ワーキング・ウーマンの前身は、1979 年発足の「労基法改悪反対！男女雇用平等法を成立させる愛知の会」で 1986 年に現称に変更しています。

図書室統計 (2020年3月～2021年2月)

●新型コロナウイルス感染予防のため休室及び曜日・時間を短縮して開室。

資料	図書 蔵書数 (内 水田珠枝文庫)	合計	和書	洋書
		22,020	14,780	7,240
		7,668	3,474	4,194
	雑誌 受入種類数	合計	和雑誌	洋雑誌
		163	129	34

※図書の蔵書数で「公益財団法人東海ジェンダー研究所」寄贈分

図書	合計	和書	洋書
	21,134	14,108	7,026

利用状況	入室利用	開室日数	169 日		
		入室者数	合計	学内者	学外者
			1,606	1,512	94
	貸出利用	貸出冊数	1,699	1,481	218
	学外者利用証発行		19 名		

相互利用 (ILL)	受付件数	21	文献複写	現物貸借
			15	6

施設・設備	GRL 建物面積	840㎡
	図書室 閲覧座席数	20 席
	検索用 PC	1 台



図書室

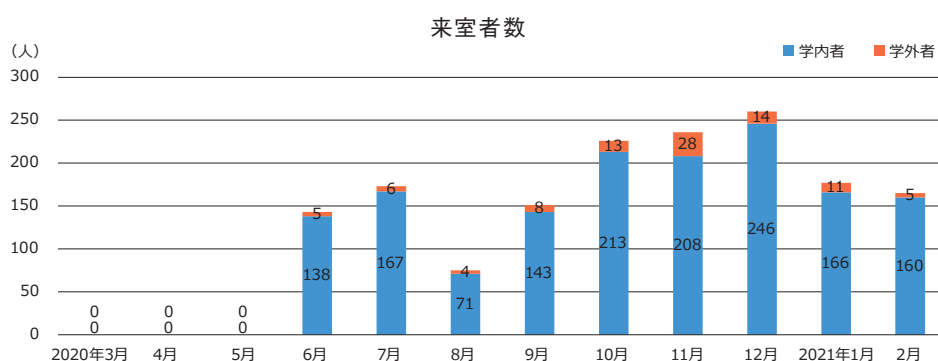


閲覧室

■閲覧統計

		2020年										2021年		合計
		3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	
来室者数		0	0	0	143	173	75	151	226	236	260	177	165	1,606名
学内者 (利用証有の方)		0	0	0	138	167	71	143	213	208	246	166	160	1,512名
学外者		0	0	0	5	6	4	8	13	28	14	11	5	94名
(内訳)	一般市民	0	0	0	4	4	1	4	9	23	4	6	4	59名
	学生	0	0	0	1	2	3	4	2	3	8	4	0	27名
	研究・教育 関係者	0	0	0	0	0	0	0	2	2	2	1	1	8名

※ 2020年3～5月は新型コロナウイルス感染予防のため休室。2020年6月以降は日時を短縮して開室。



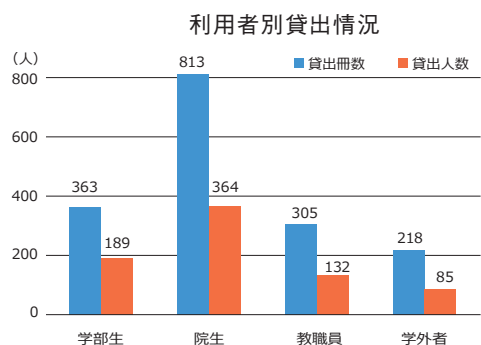
■貸出統計

1. 分類別内訳

	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	合計
	総記	哲学	歴史	社会科学	自然科学	技術	産業	芸術	言語	文学	
和図書	6	30	82	1,117	33	14	3	55	11	204	1,555
洋図書	0	5	1	125	0	0	0	2	1	10	144
合計	6	35	83	1,242	33	14	3	57	12	214	1,699

2. 利用者別内訳

	学部生	院生	教職員	学外者	合計
貸出冊数	363	813	305	218	1,699
貸出人数	189	364	132	85	770



2021 年度名古屋大学ジェンダー・リサーチ・ライブラリ (GRL) ジェンダー研究集会開催助成金募集要項

1. 目的

名古屋大学ジェンダー・リサーチ・ライブラリ (GRL) は、国内外のジェンダー問題に関する研究の普及、推進が期待できる集会に対し、開催費の一部(但し飲食費を除く)を助成する。

2. 対象となる研究集会

ジェンダー研究に関する集会。

3. 助成金額

1 件あたり 20 万円を上限とする。

4. 助成件数

年間 3 件以内。

5. 申請条件

ジェンダー問題について研究する学内外の団体およびグループ。但し、申請者(開催責任者)は、学生・研究員・教職員等、名古屋大学構成員とする。

6. 申請方法

以下のサイトから申請書類をダウンロードし、書式に従って記入の上、申請者(開催責任者。学生の場合は指導教員)が所属する名古屋大学各部局事務を通じて、GRL 1 階事務室に申請書を提出すること(E-mail 可)。

〈申請書ダウンロード〉 <http://www.grl.kyodo-sankaku.provost.nagoya-u.ac.jp/>

〈受付期間〉 2021 年 5 月 17 日(月)～ 6 月 30 日(水)(必着)

〈問い合わせ、および申請書提出先〉

〒464-8601 名古屋市中千種区不老町 名古屋大学ジェンダー・リサーチ・ライブラリ

E-mail: grl@adm.nagoya-u.ac.jp

7. 採否の決定・通知

採否は、GRL 運営小委員会の審査によって決定し、2021 年 7 月末日までに通知する。

8. 報告書の提出

助成を受けた研究集会の開催後、1 カ月以内に所定の様式の報告書を GRL に提出すること。

9. その他

この助成金は、寄附金を財源としている。印刷物等を作成する場合は、GRL からの助成を得たことを表示すること。

例: ○○研究集会開催費の一部には名古屋大学 GRL ジェンダー研究集会助成金を充てています。

○名古屋大学ジェンダー・リサーチ・ライブラリ規程

(平成29年7月18日規程第37号)

改正 平成29年8月16日規程第50号 令和2年4月1日名大規程第19号
令和2年7月31日名大規程第86号

(設置)

第1条 名古屋大学(以下「本学」という。)に、国内外の関連機関と緊密な連携を図り、男女共同参画社会を実現するためのジェンダー問題に関する研究、教育、研究者の育成並びに男女平等意識の啓発及び普及を行う拠点とするため、名古屋大学ジェンダー・リサーチ・ライブラリ(以下「GRL」という。)を置く。

(管理責任者)

第2条 GRLに、管理責任者を置き、総長の指名する副総長をもって充てる。

2 管理責任者は、GRLの管理及び運営に関する業務を掌理する。

(研究室等)

第3条 第1条に掲げる研究等を行うため、GRLに研究室、セミナー室その他必要な施設(以下「研究室等」という。)を置く。

(設備等)

第4条 研究室等に、使用者が共同で利用できる設備(以下「共同設備」という。)を置くことができる。

(使用資格等)

第5条 研究室等及び共同設備(以下「研究室・設備」という。)の使用を申請できる者(以下「使用代表者」という。)は、次に掲げる者とする。

- 一 第1条に掲げる研究等を行う本学の大学教員
- 二 その他管理責任者が特に認めた者

(使用の許可)

第6条 研究室・設備の使用を希望する使用代表者は、別に定める様式により、管理責任者に申し出て、その許可を受けなければならない。

(使用者の責務)

第7条 前条の許可を受けた者(以下「使用責任者」という。)は、別に定める使用許可の条件を遵守するとともに、業務の安全確保に努めなければならない。

(使用の許可内容の変更)

第8条 使用責任者は、第6条の規定により使用の許可を受けた内容を変更する必要がある場合は、別に定める様式により管理責任者に申し出て、その許可を受けなければならない。

(使用の許可の取消し等)

第9条 管理責任者は、使用責任者が使用許可の条件に違反したと認めたとき、又はGRLの管理上支障があると認めたときは、当該使用の許可を取り消し、又は当該使用を中止させることができる。

(使用負担金)

第10条 使用責任者は、研究室・設備の使用に係る費用を負担しなければならない。

2 前項の負担金の徴収方法については、別に定める。

(光熱水料)

第11条 使用責任者は、研究室・設備において使用した光熱水料を負担しなければならない。

2 前項の光熱水料の徴収方法については、別に定める。

(原状回復)

第12条 使用責任者は、研究室・設備の使用が終了したとき、又は第9条の規定により管理責任者が使用の許可を取り消し、又は使用を中止させたときは、使用したGRLの施設及び備品等(以下「施設等」という。)を原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第13条 研究室・設備の利用者は、その責に帰すべき事由により、施設等を滅失、破損又は汚損したときは、その損害を賠償しなければならない。この場合において、損害賠償は、使用責任者の責任により行うものとする。

(運営委員会)

第14条 GRLの使用及び運営に関する事項を審議するため、運営委員会を置く。

2 運営委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第15条 GRLの管理に関する事務は、管理部人事労務課において処理する。

(雑則)

第16条 この規程に定めるもののほか、GRLの使用に関し必要な事項は、総長が定める。

附 則

この規程は、本学がGRLを所有した日（平成29年8月31日）から施行する。

附 則(平成29年8月16日規程第50号)

この規程は、平成29年8月31日から施行する。

附 則(令和2年4月1日名大規程第19号)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和2年7月31日名大規程第86号)

この規程は、令和2年7月31日から施行する。

名古屋大学ジェンダー・リサーチ・ライブラリ運営委員会内規

制定 平成 29 年 8 月 18 日

改訂 令和 2 年 7 月 31 日

(趣旨)

第 1 条 名古屋大学ジェンダー・リサーチ・ライブラリ規程（平成 29 年度規程第 37 号。以下「規程」という。）第 14 条の規定に基づく名古屋大学ジェンダー・リサーチ・ライブラリ（以下「GRL」という。）の運営委員会に関する事項は、この内規の定めるところによる。

(審議事項)

第 2 条 運営委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- 一 GRL における管理運営の基本方針に関する事項
- 二 GRL における事業計画、予算及び決算に関する事項
- 三 GRL に関わる職員の人事に関する事項
- 四 ジェンダー問題に関わる研究、教育、普及活動及び国内外の諸機関との連携に関する事項
- 五 その他 GRL に関する重要事項

(組織)

第 3 条 運営委員会は、次に掲げる運営委員をもって組織する。

- 一 規程第 2 条に定める管理責任者（以下「管理責任者」という。）
 - 二 男女共同参画センター長
 - 三 男女共同参画センター員のうち、男女共同参画センター長が指名した者
 - 四 第 8 条の小委員会の学内委員のうち、運営委員会委員長が指名した者
 - 五 部局の長又は教育研究評議会評議員のうち、総長が指名した者
 - 六 その他名古屋大学の職員で運営委員会が必要と認めた者
- 2 前項第 2 号、第 4 号から第 7 号までの運営委員は、管理責任者が任命する。

(任期)

第 4 条 前条第 2 項の運営委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の運営委員に欠員を生じたときは、その都度補充する。この場合における運営委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第 5 条 運営委員会に、委員長を置き、第 3 条第 1 項第 1 号の運営委員をもって充てる。

- 2 委員長は、運営委員会を招集し、その議長となる。ただし、委員長に事故がある場合は、あらかじめ委員長が指名した運営委員が議長となる。

(定足数)

第6条 運営委員会は、運営委員の過半数の出席により成立し、議事は、出席者の過半数によって決する。

2 前項の規定にかかわらず、人事に関する議事を審議する運営委員会は、運営委員の3分の2以上の出席により成立し、当該議事は、出席者の3分の2以上をもって決する。

(意見の聴取)

第7条 運営委員会が必要と認めたときは、運営委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(小委員会)

第8条 GRLの運営に関する具体的な事項を審議するため、運営委員会の下に小委員会を置く。

(雑則)

第9条 この内規に定めるもののほか、運営委員会に関し必要な事項は、運営委員会の議を経て、管理責任者が定める。

附 則

1 この内規は、本学がGRLを所有した日から施行する。

2 最初に指名される第3条第1項第7号の委員は、同号の規定にかかわらず、管理責任者が指名する。

3 この内規の施行の際最初に任命される運営委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成30年3月31日までとする。

附 則

1 この内規は、決済日をもって施行する。

名古屋大学ジェンダー・リサーチ・ライブラリ（GRL）
 レクチャールーム及び小会議室等使用内規

制定 平成30年4月27日

改訂 令和 2年7月31日

（趣旨）

第1条 名古屋大学（以下「本学」という。）のジェンダー・リサーチ・ライブラリ（以下「GRL」という。）におけるレクチャールーム及び小会議室の使用は、ジェンダー研究の発展を本旨とする。その使用に関し必要な事項は、名古屋大学固定資産貸付基準（平成16年度基準第12号）に定めるもののほか、この内規の定めるところによる。

（管理責任者）

第2条 レクチャールーム及び小会議室の運営は、GRLが行う。

2 GRLに管理責任者を置き、男女共同参画担当副総長をもって充てる。

3 管理責任者は、GRLの管理に関する業務を掌理する。

（使用の範囲）

第3条 レクチャールーム及び小会議室等の使用の範囲は、GRLまたは男女共同参画センターが主催及び共催する会合及び行事に使用するもののほか、次の用途に使用することができる。ただし、営利を目的とし、不特定多数の者から入場料又はこれに類するものを徴して行う場合を除く。

- 一 本学又は本学の部局が主催するジェンダーに関わる研究、教育、学術及び文化に関する会合及び行事
- 二 本学の職員等が主催するジェンダーに関わる教育、学術及び文化に関する会合及び行事
- 三 ジェンダーに関わる学会その他の学術団体が主催して行う会合及び行事
- 四 その他、管理責任者が適当と認めたジェンダーに関わる会合及び行事

（使用できない日）

第4条 レクチャールーム及び小会議室等を使用できない日は、次のとおりとする。

- 一 12月29日から翌年1月4日まで
- 二 その他、管理責任者が定める日

（使用時間）

第5条 レクチャールーム及び小会議室等の使用時間は、GRL開館時間（火曜日～木曜日と土曜日の午前10時から午後5時、金曜日の午前10時から午後8時）までとする。

ただし、管理責任者が必要と認めたときは、この限りではない。

（使用の申請）

第6条 レクチャールーム及び小会議室等の使用を希望する者は、事前に別に定める使用申請書を管理責任者に提出し、その許可を得なければならない。

2 レクチャールーム及び小会議室等の使用申請は、次の各号の規定するところにより受け付けるものとする。

- 一 第3条第1号及び2号に該当する会合及び行事の使用申請使用しようとする日の1年前の日から2ヶ月前まで
- 二 第3条第3号及び第4号に該当する会合及び行事の使用申請使用しようとする日の1年前の日から当該使用しようとする日の2ヶ月前まで

(使用の許可)

第7条 管理責任者は、前条の使用申請があったときは、同一施設に対して同一日時の使用許可が既に与えられていない、及びGRLの運営に支障がない限り、必要な条件を付して、遅滞なく使用の許可を行うものとする。ただし、次の各号に該当する場合は、利用申し込みはできない。

- (1) GRLの設置目的を逸脱し、又はGRLの品位を損なうおそれがあると認められるとき。
- (2) 法令に反するとき。
- (3) 公の秩序又は善良なる風俗に反するおそれがあると認められるとき。
- (4) 利用者が反社会的勢力であることが判明したとき。
- (5) 反社会的勢力の利益になると認められるとき。
- (6) GRLの他の利用者に不都合又は支障が生じるおそれがあると認められるとき。
- (7) GRL又は附帯する設備等を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (8) GRLの管理・運営上、支障があると認められるとき。
- (9) 利用者が、GRL関係者に対して、次の各号に掲げるいずれかの行為に及んだとき。

ア 虚偽の事実を告げる行為

イ 粗野又は乱暴な言動を用い、並びに迷惑を覚えさせるような方法で訪問又は電話する行為

ウ 暴行又は脅迫その他の違法な行為

エ 金銭の支払い、責務の免除、契約の締結又は便宜の供与その他のGRLによる給付で、GRLが法律上の義務を負わないものを、GRLの意思に反して求める行為

- (10) 利用者が、法令違反又は不公正な営業等によって社会的信用を失ったとき。
- (11) 政治活動又は特定の宗教の布教活動が目的と認められるとき。
- (12) その他GRLが不適当であると認めたとき。

(使用料)

第8条 レクチャールーム、小会議室等の使用料（以下「使用料」という。）の額は別に定める。（別表1）

(使用料の納入)

第9条 第7条により使用の許可を得た者（以下「使用者」という。）は、所定の使用料を使用日の前日までに所定の納入先へ納入しなければならない。ただし、GRLが主催または共催する会合及び行事、学内者が主催するジェンダーに関わる教育、学術及び文化に関する会合及び行事については、使用料の納入を要しない。

- 2 既納の使用料は、返納しない。ただし、天災、事故その他使用者の責任によらない理由で使用できなくなったときは、その一部又は全部を返納するものとする。

(使用者の注意義務)

第10条 使用者は、この内規及び別に定める使用者心得を遵守するとともに、レクチャールー

ム及び小会議室等の施設、備品等を、善良な管理者の注意をもって、常に良好な状態で使用しなければならない。

（目的外使用の禁止）

第 11 条 使用者は、使用が許可された目的以外にレクチャールーム及び小会議室等の施設、備品等を使用し、又は第三者に使用させてはならない。

（使用許可の取消し等）

第 12 条 管理責任者は、使用者がこの内規及び第 7 条に規定する使用の条件に違反したと認めるときは、当該使用者の使用許可を取消し、又は使用を中止させることができる。

（使用許可内容等の変更及び使用の中止）

第 13 条 使用者は、第 6 条の規定により使用の許可を受けた内容について変更する必要性が生じたとき、又は使用を中止しようとするときは、直ちにその旨を管理責任者に申し出て、その許可を得なければならない。

（原状回復の義務）

第 14 条 使用者は、使用を終了したとき、又は第 12 条の規定により使用を中止させられたときは、直ちに使用した施設、備品等を原状に回復しなければならない。

（損害賠償）

第 15 条 使用者が故意又は重大な過失により当該使用に係るレクチャールーム及び小会議室等の施設、備品等を滅失、破損又は汚損したときは、その損害を賠償しなければならない。

（事務）

第 16 条 レクチャールーム及び小会議室等の使用に関する事務は、関係部・課の協力を得て、GRL において処理する。

（雑則）

第 17 条 この内規に定めるもののほか、レクチャールーム及び小会議室等の使用に関し必要な事項は、GRL 運営委員会、GRL 運営委員会小委員会の議を経て、管理者が定める。

附 則

この内規は、平成 30 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、決済日をもって施行する。

GRL 運営体制

◆管理責任者

伊東早苗（名古屋大学副総長・男女共同参画担当）

◆スタッフ（五十音順）

坂川万理子（司書）

榊原千鶴（名古屋大学男女共同参画センター教授）

金慧昇（名古屋大学ジェンダー・リサーチ・ライブラリ研究員）

福住恵み（事務補佐員）

◆ GRL 運営委員会（五十音順）

生田博志（名古屋大学工学研究科副研究科長）

伊東早苗

隠岐さや香（名古屋大学経済学研究科教授）

國枝秀世（名古屋大学参与）

榊原千鶴

高井次郎（名古屋大学教育発達科学研究科研究科長）

唯美津木（名古屋大学物質科学国際研究センター教授）

束村博子（名古屋大学男女共同参画センター長）

宮川勉（名古屋大学総務部長）

◆ GRL 運営小委員会（所属別・五十音順）

新井美佐子（名古屋大学人文学研究科准教授）

飯田祐子（名古屋大学人文学研究科教授）

伊東早苗

隠岐さや香

金慧昇

國枝秀世

榊原千鶴

田村哲樹（名古屋大学法学研究科教授）

束村博子

小川真里子（公益財団法人東海ジェンダー研究所）

武田貴子（公益財団法人東海ジェンダー研究所）

近田幸子（公益財団法人東海ジェンダー研究所）

西山恵美（公益財団法人東海ジェンダー研究所）

日置雅子（公益財団法人東海ジェンダー研究所）

◆図書選定委員会（所属別・五十音順）

新井美佐子

金慧昇

坂川万理子

榊原千鶴

田村哲樹

青木玲子（公益財団法人東海ジェンダー研究所）

尾関博子（公益財団法人東海ジェンダー研究所）

◆企画広報委員会（所属別・五十音順）

隠岐さや香

金慧昇

榊原千鶴

田村哲樹

小川真里子

日置雅子

◆年報編集委員会（所属別・五十音順）

新井美佐子

飯田祐子

金慧昇

榊原千鶴

小川真里子

武田貴子

日置雅子

編集後記

コロナ禍にあった2020年度も、おかげさまで無事、『GRL Studies』第3号を発行することができました。ご協力くださった皆様、ありがとうございます。

とくに今回は、本誌4頁（『GRL Studies』第3号の構成について——ふたつの特集を中心として）に記したとおり、当初予定していた内容を誌面に反映することができず、ふたつの特集を組むこととなりました。急なお願いにもかかわらず、寄稿くださった皆様に、心より感謝申し上げます。

結果的に、当初の構成案とは異なる内容となりましたが、特集「名古屋大学のジェンダー研究」を通して、名古屋大学には、ジェンダーに関連する研究を行う教員が、幅広い分野にわたり存在することを紹介できました。これを契機に、GRLが結節点となり、新たな研究テーマや共同研究が生まれ、ジェンダー研究の発展に繋がればと思います。

年度末を迎え、GRLでは、GRL研究員の金慧昇さんの転出が決まり、院生スタッフのなかにも、新天地へと旅立つ方々がいます。開館から4年目を迎えるGRLも、少しずつ変化しています。皆様には、本誌をご覧いただき、GRLの「いま」を知っていただくとともに、「これから」の展開に、ご理解、ご協力いただけたら幸いです。

最後になりましたが、前号に引き続き、組版を担当くださった鈴木真理さんにお礼申し上げます。

（榊原）

GRL Studies

Vol.3

2021年3月31日発行

編集：名古屋大学ジェンダー・リサーチ・ライブラリ（GRL）年報編集委員会

発行：名古屋大学ジェンダー・リサーチ・ライブラリ（GRL）

〒464-8601 名古屋市千種区不老町

<http://www.grl.kyodo-sankaku.provost.nagoya-u.ac.jp/>

印刷：名古屋大学消費生活協同組合 印刷・情報サービス部

